生命保険料控除について

■生命保険料控除の種類には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。
■この商品については、お払込みになる保険料のうち、終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)に対する保険料は一般生命保険料控除の対象となります。それ以外の保険料は「**介護医療保険料控除**」の対象となります。
＊2025年2月現在の税制にもとづき記載しております。今後変更される可能性があります。

募集代理店からのお知らせ
＜生命保険契約の金融機関でのお取扱いにあたって＞

■保険契約のお申込みと、保険契約の締結に係るお客さまと募集代理店である金融機関との取引が、金融機関におけるお客さまに関する他の業務に影響を与えることはありません。
■三井住友銀行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする保険商品のお申込みはお断りしています。
■法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。
■**この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。**

ご検討にあたっては、「**ご契約のしおり**」「**約款**」「**設計書**」を必ずご覧ください。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

[募集代理店]
SMBC
三井住友銀行
株式会社三井住友銀行

[引受保険会社]
メディケア生命保険株式会社
住友生命グループ
〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
＜メディケア生命コールセンター＞
0120-315056
https://www.medicarelife.com/

M31B0A1D25-V1-0009000
25048906 (2025.4.1)
2025年4月版

メディケア生命

医療保険　2025年4月版

医療終身保険(無解約返戻金型)(20)

新 メディフィットAエース

医療保障
「病気・ケガ」による
入院・手術などを充実保障

特定疾病の保障
がん、心疾患、脳血管疾患を、
一時金や薬剤治療でしっかり保障

女性のための保障
女性特有の病気も
特約付加でもっと安心

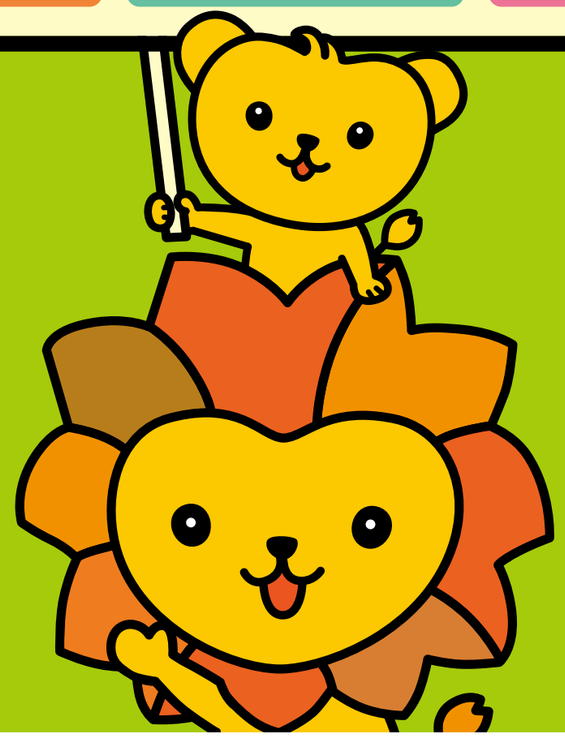

©MCL/ADK

契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット

①「契約概要／注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。
②主な免責事項など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分が重要ですので、必ずお読みください。
③現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載されていますので、必ずご確認ください。

⚠ この商品はメディケア生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります。**

[募集代理店]
SMBC
三井住友銀行
株式会社三井住友銀行

[引受保険会社]
メディケア生命
住友生命グループ

見やすいデザイン UCDA 第三者認証
1S2201017(5)

「病気・ケガ」への備えは万全ですか?

⚠この商品パンフレットに記載の医的な情報については2025年2月現在の情報にもとづいています。また、記載の内容は必ずしもすべての病気・ケガにあてはまるわけではありません。症状等によっては、検査や手術、通院等を行わないこともあります。個々の治療・診断等については、医療機関にご相談ください。

「病気・ケガ」の治療に備えるポイント

入院前 → 入院中 → 退院後

検査など

- **入院前**に実施する**検査にかかる費用**や、病院までの**交通費**などが発生するケースがあります。
- 入院に至らないまでも**通院**で**薬剤治療**を行うケースがあります。

- 初診料
- 検査費用
- 処置料
- 投薬費用

<検査・薬剤治療の例>

診療・問診　血液検査　CT検査　抗がん剤治療

入院

- **入院日数が10日以内**の割合は**約半数**を占めています。
- 一方、脳血管疾患や高血圧性疾患などで**30日(1か月)以上**入院するケースもあります。
- **入院中**は**日用品代**や**テレビ視聴費用**などの諸費用が発生する場合があります。

- 入院料
- 検査費用
- 処置料
- 投薬費用
- 入院中の諸費用

<退院患者の入院期間別の割合>
(入院した日を入院1日目として計算)

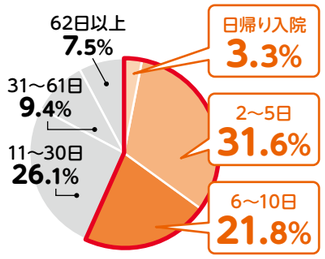

厚生労働省「令和2年 患者調査」より
メディケア生命算出

<病気・ケガの平均在院日数>
入院が長引くケースも…

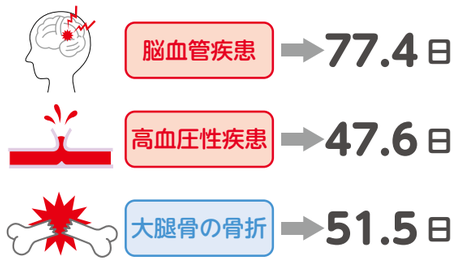

厚生労働省「令和2年 患者調査」より

手術

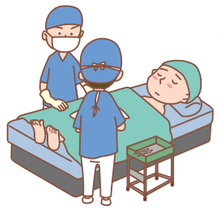

- **入院を伴う手術**の割合は**約4割**を占めています。
- 入院を伴わない**外来手術**にもさまざまな手術があります。

- 検査費用
- 処置料
- 手術費用

<手術における入院・外来の割合>

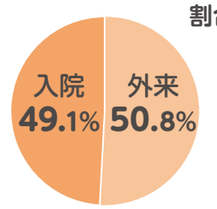

厚生労働省「令和5年 社会医療診療行為別統計」よりメディケア生命作成

<外来で行う手術の例>

手術名	外来割合	自己負担費用※1
水晶体再建術※2【白内障手術】	68.5%	36,300円
下肢静脈瘤血管内焼灼術	78.0%	30,600円
体外衝撃波腎・尿管結石破砕術(一連につき)	55.2%	57,900円

※1 自己負担割合が3割の場合
※2 眼内レンズを挿入する場合(その他のもの)

通院・在宅療養

- **多くの方**が退院後に**通院**しています。
- **通院**で**薬剤治療**が行われることも多く、抗がん剤などの薬剤治療は、**5年以上**続くこともあります。

- 検査費用
- 処置料
- 投薬費用

<退院後に通院した割合>

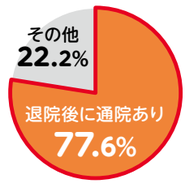

厚生労働省「令和2年 患者調査」より
メディケア生命算出

<疾病別 薬剤治療期間の割合>

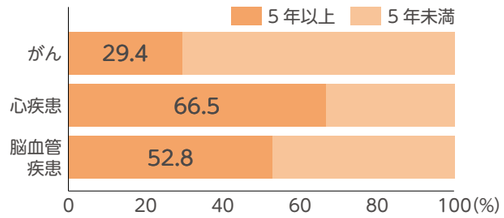

メディケア生命「2024年 疾患、がんに関するアンケート」より
(診断から5年以上経過した人を対象としています。)
＊上記アンケート対象には薬剤治療特約(21)の保障範囲と異なる薬剤が含まれている場合があります。

医療終身保険（無解約返戻金型）（20）

新メディフィットAエース の特徴

特徴① 基本の保障（主契約）

「病気・ケガ」による**入院・手術等の保障内容をニーズにあわせてご選択**いただけます。

特徴② 特定疾病の保障

一時金や**薬剤治療**の保障に備えることができます。
さらに**上皮内がんも全額保障!**

＊特定３疾病一時給付特約(25)、
薬剤治療特約(21)支払対象薬剤Ⅰ型を付加した場合

特徴③ 女性のための保障

女性特有の病気による**入院、手術**や**通院**に備えることができます。

＊女性医療特約(20)入院・手術型、
特定女性疾病通院治療特約を付加した場合

●お取扱いについて（主契約）

契約年齢	0～85歳
保険期間	終身（更新なし）
保険料払込期間	終身、有期（55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで）
保険料払込回数	月払い、半年払い、年払い
保険料払込経路	第1回:振込み扱い、口座振替扱い※、クレジットカード扱い※ 第2回以後:口座振替扱い※、クレジットカード扱い※
入院給付日額の範囲	19歳以下：3,000円～10,000円 20歳以上：3,000円～20,000円　＊1,000円単位

※第1回保険料の払込経路を口座振替扱い、またはクレジットカード扱いとされた場合、第2回以後の保険料払込経路は第1回保険料の払込経路と同一となります。

＊給付金額等の取扱範囲内であってもメディケア生命の規定によりご加入いただけない場合があります。

＊同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

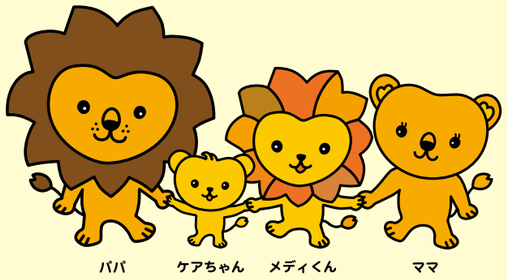

●仕組み図

入院・手術等の保障内容をご選択いただけます

基本の保障（主契約）

- 病気・ケガによる**入院**
  - 選択：初期入院10日給付特則 または 特則適用なし
  - 選択：120日型 または 60日型 または 30日型
  - 選択：8大生活習慣病入院無制限給付特則 または 特定３疾病入院無制限給付特則 または 特則適用なし
- 病気・ケガによる**手術（入院中/外来）**
- 病気・ケガによる**放射線治療**
- 病気による**骨髄移植術**
- **骨髄ドナー**（骨髄幹細胞の採取手術）
  - 選択：Ⅱ型 または Ⅰ型 または なし（入院のみ保障）
  - 選択：外来手術増額特則 または 特則適用なし

一生涯保障 → 詳細ページ 7～8ページ

●オプション（選べる特約）を付加することでさらに安心をプラス!

オプション（選べる特約）

		詳細ページ
先進医療・患者申出療養特約(21)、先進医療特約(11)	一生涯保障	9～10ページ
入院一時給付特約(20)、通院治療特約(23)、8大生活習慣病入院特約(20)	一生涯保障	11～12ページ
女性医療特約(20)、特定女性疾病通院治療特約	一生涯保障	13～16ページ
特定３疾病一時給付特約(25)、がん診断特約(25)、薬剤治療特約(21)、がん自由診療特約	一生涯保障	17～24ページ
終身保険特約(低解約返戻金型)、介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型) ＊上記特約を付加した場合、リビング・ニーズ特約の付加も取り扱います。	一生涯保障	31～32ページ
特定３疾病保険料払込免除特約(25)、がん・介護保険料払込免除特約	主契約の保険料払込期間満了まで	25～26ページ
損傷特約	80歳まで	27～28ページ
継続入院・在宅療養収入サポート特約	55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで	29～30ページ

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

新 メディフィットA（エース） の保障内容

がんは上皮内がんも含めたすべてのがんを保障します。

8大生活習慣病：がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、肝疾患、膵疾患、腎疾患
特定3疾病：がん、心疾患、脳血管疾患

基本の保障（主契約）

医療終身保険（無解約返戻金型）（20）

一生涯保障

	お支払理由	入院給付日額 10,000円	入院給付日額 5,000円	ご注意ください
入院（疾病入院給付金）（災害入院給付金）初期入院10日給付特則・60日型・特定3疾病入院無制限給付特則の場合	●病気・ケガによる入院 特定3疾病による入院は支払日数無制限！	10日以内の場合 一律 **10万円** 11日以上の場合 1日につき **10,000円**	10日以内の場合 一律 **5万円** 11日以上の場合 1日につき **5,000円**	1回の入院のお支払限度は60日分。通算では1095日分となります。
手術（手術給付金）Ⅱ型（外来手術増額特則）の場合	●病気・ケガによる手術（入院中） ＊手術によってお支払金額が変わります。 ●詳細は7～8ページをご参照ください。	1回につき **10・20・50万円**	1回につき **5・10・25万円**	「創傷処理」など手術給付金をお支払いできない手術があります。 ●詳細は70ページ（契約概要）「⚠ご注意<手術給付金について>」をご確認ください。
	●病気・ケガによる手術（外来）	1回につき **10万円**（不妊治療を目的とする場合は5万円）	1回につき **5万円**（不妊治療を目的とする場合は2.5万円）	
放射線治療（放射線治療給付金）Ⅱ型の場合	●病気・ケガによる放射線治療	1回につき **20万円**	1回につき **10万円**	放射線治療給付金のお支払限度は60日に1回とします。
骨髄移植術（骨髄移植給付金）Ⅱ型の場合	●病気による骨髄移植術	1回につき **50万円**	1回につき **25万円**	——
骨髄ドナー（骨髄ドナー給付金）Ⅱ型の場合	●骨髄幹細胞の採取手術	1回につき **10万円**	1回につき **5万円**	骨髄ドナー給付金について、責任開始日からその日を含めて1年以内に骨髄幹細胞の採取手術を受けられたときはお支払いの対象となりません。

＋ オプション（選べる特約）

オプション（選べる特約）を付加することで、さらに安心をプラス できます！

- **先進医療　患者申出療養**
  - 先進医療・患者申出療養特約(21)　終身
  - 先進医療特約(11)　終身
  - どちらかを選択
- **入院一時金**
  - 入院一時給付特約(20)　終身
- **通院**
  - 通院治療特約(23)　終身
- **上乗せ保障**
  - 8大生活習慣病入院特約(20)　終身
- **女性のための保障**
  - 女性医療特約(20)　終身
  - 特定女性疾病通院治療特約　終身
- **特定疾病**
  - 特定3疾病一時給付特約(25)　終身
  - がん診断特約(25)　終身
  - 薬剤治療特約(21)　終身
  - がん自由診療特約　終身
- **保険料払込免除**
  - 特定3疾病保険料払込免除特約(25)　主契約の保険料払込期間満了まで
  - がん・介護保険料払込免除特約　主契約の保険料払込期間満了まで
  - どちらかを選択
- **ケガなど**
  - 損傷特約　80歳まで
- **収入サポート**
  - 継続入院・在宅療養収入サポート特約　55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで※1
- **死亡**
  - 終身保険特約（低解約返戻金型）※2　終身
- **介護**
  - 介護保障付終身保険特約（低解約返戻金型）※2　終身
  - どちらかを選択

※1 主契約が終身払いの場合。主契約の保険料払込期間が有期の場合はその期間と同一。

※2 終身保険特約（低解約返戻金型）もしくは介護保障付終身保険特約（低解約返戻金型）を付加した場合、リビング・ニーズ特約の付加も取り扱います。

基本の保障（主契約）、オプション（選べる特約）の詳細は7～32ページをご覧ください

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

基本の保障 「病気・ケガ」による入院・手術などを充実保障

8大生活習慣病: がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、肝疾患、膵疾患、腎疾患
特定3疾病: がん、心疾患、脳血管疾患

主契約

医療終身保険（無解約返戻金型）(20)

契約年齢 0～85歳

上皮内がんも同額保障

責任開始期より保障

入院

（お支払限度）
1回の入院につき30日・60日・120日／通算1095日
＊疾病入院給付金および災害入院給付金それぞれのお支払限度です。

入院給付日額5,000円の場合

●**日帰り入院**から入院1日につき**5,000円**をお受け取りいただけます。

＊日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。

●初期入院10日給付特則を適用すると、10日以内の**短期入院でも一律5万円(10日分)**をお受け取りいただけます。

＊入院を2回以上され、それらが継続した1回の入院とみなされる場合で、入院日数を通算して10日以内のときは、疾病入院給付金または災害入院給付金のお支払金額は、実際の入院の回数にかかわらず入院給付日額の10日分となります。

⚠・睡眠時無呼吸症候群による入院(その診断または検査のための入院を含みます。)について、睡眠時無呼吸症候群と医師によって診断されなかった場合は、疾病入院給付金のお支払いの対象となりません。

ポイント **「継続入院」の判定日数は90日間！**
2回以上入院された場合、入院と入院の間の日数が90日を超えていれば新たな入院とみなします。
詳細は49～50ページQ1・A1をご参照ください。

●次の①②③についてご選択ください。

①初期入院10日給付特則

	お受取額	
初期入院10日給付特則	**10日以内**の場合 一律	**5万円**（5,000円×10日分）
	11日以上の場合 1日につき	5,000円×入院日数
特則適用なし	1日につき	5,000円×入院日数

②給付限度の型

- **120日型**
- **60日型**
- **30日型**

③疾病入院給付金の特則

【疾病入院給付金の特則ごとの1回の入院のお支払限度(60日型の場合)】

8大生活習慣病入院無制限給付特則	病気による入院 60日限度／通算1095日	8大生活習慣病による入院 **支払日数無制限**
特定3疾病入院無制限給付特則	病気による入院 60日限度／通算1095日	特定3疾病による入院 **支払日数無制限**
特則適用なし	病気による入院 60日限度／通算1095日	支払日数無制限の保障はありません

＊ケガによる入院の場合:特則にかかわらず、1回の入院のお支払限度は60日(60日型の場合)、通算限度は1095日。

手術等

●公的医療保険制度対象の手術を保障します。

●外来手術も対象で、**外来手術増額特則を適用するとさらに手厚く**保障することができます。

●次の①②についてご選択ください。

①手術給付金等の型
- Ⅱ型
- Ⅰ型
- なし（入院のみ保障）

→

②外来手術増額特則
- 外来手術増額特則
- 特則適用なし

基本給付金額5,000円の場合

【手術給付金等の型ごとのお受取額】

				Ⅱ型 外来手術増額特則※	Ⅱ型 特則適用なし	Ⅰ型 外来手術増額特則※	Ⅰ型 特則適用なし
手術<手術給付金>	入院中	特定3疾病で入院中の手術	開頭術・開胸術・開腹術（穿頭器・胸腔鏡・腹腔鏡も含む）例：胃がんによる腹腔鏡手術	25万円 基本給付金額×50倍		5万円 基本給付金額×10倍	
			上記以外 例：皮膚がんによるがん細胞切除術	10万円 基本給付金額×20倍			
		上記以外で入院中の手術	開頭術・開胸術・開腹術（穿頭器・胸腔鏡・腹腔鏡も含む）例：虫垂炎による腹腔鏡手術	10万円 基本給付金額×20倍			
			上記以外 例：骨折による手術	5万円 基本給付金額×10倍			
	外来	病気・ケガによる手術 例：子宮頸管ポリープによる手術		5万円 基本給付金額×10倍	2.5万円 基本給付金額×5倍	5万円 基本給付金額×10倍	2.5万円 基本給付金額×5倍
				※不妊治療を目的とする場合は2.5万円（基本給付金額×5倍）			
放射線治療<放射線治療給付金>		病気・ケガによる放射線治療		10万円 基本給付金額×20倍		5万円 基本給付金額×10倍	
骨髄移植術<骨髄移植給付金>		病気による骨髄移植術		25万円 基本給付金額×50倍			
骨髄ドナー<骨髄ドナー給付金>		骨髄幹細胞の採取手術		5万円 基本給付金額×10倍			

＊公的医療保険制度対象の手術、放射線治療および骨髄移植術が保障対象となります。
＊Ⅰ型、Ⅱ型を選択された場合の基本給付金額は主契約の入院給付日額と同額です。
＊手術給付金等の型を「なし（入院のみ保障）」にされた場合、基本給付金額は0円で、上記手術給付金等の保障はありません。

⚠・「創傷処理」など手術給付金をお支払いできない手術があります。
・放射線治療給付金のお支払限度は60日に1回です。
・骨髄ドナー給付金について、責任開始日からその日を含めて1年以内に骨髄幹細胞の採取手術を受けられたときはお支払いの対象となりません。

穿頭器・胸腔鏡・腹腔鏡を使用した体への負担が少ない手術も「開頭術」「開胸術」「開腹術」に含みます。そのため、特定3疾病で入院中に上記の手術を受けられた場合、基本給付金額の**50倍**（Ⅱ型の場合）をお受け取りいただけます。

<がん部位別の胸腔鏡・腹腔鏡手術の実施割合>

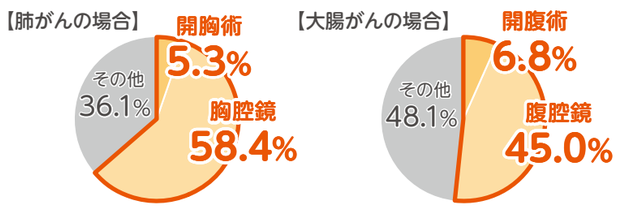

メディケア生命「2023年度の支払実績」より

＊給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

オプション（選べる特約） 先進医療または患者申出 療養にかかる費用に備える

以下の**2つの特約**どちらか**ご選択**いただけます。

先進医療・患者申出療養

先進医療・患者申出療養特約（21）

契約年齢 0～85歳 | 責任開始期より保障

●**先進医療**または**患者申出療養**による療養を保障します。
●さらに治療を実施する施設までの交通費や宿泊等の諸費用などに活用できる先進医療・患者申出療養一時給付金**15万円**をお受け取りいただけます。

先進医療・患者申出療養給付金（技術料相当額（自己負担額））
＋
先進医療・患者申出療養一時給付金 **15万円**
通算 **2,000万円** 限度

⚠・同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。
・療養を受けられた日現在において、先進医療または患者申出療養に該当しないときはお支払いできません。

先進医療

先進医療特約（11）

契約年齢 0～85歳 | 責任開始期より保障

●**先進医療**による療養を保障します。
●さらに治療を実施する施設までの交通費や宿泊等の諸費用などに活用できる先進医療一時給付金**5万円**をお受け取りいただけます。

先進医療給付金（技術料相当額（自己負担額））
＋
先進医療一時給付金 **5万円**
通算 **2,000万円** 限度

⚠・同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。
・療養を受けられた日現在において、先進医療に該当しないときはお支払いできません。

先進医療と患者申出療養について

先進医療・患者申出療養は、将来的に保険診療にむけて検討されている段階で、
現時点では保険適用となっていない療養です。
厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、保険診療との併用が認められています。

先進医療

あらかじめ受けられる医療技術や医療機関などの条件が決まっています。

<費用負担>
技術料（全額自己負担）
＋
入院基本料など（保険適用3割負担※1）

先進医療には有効な治療がない
先進医療での新規の受付が終了した

患者申出療養

保険診療や先進医療で有効な治療法がない場合などに、主治医に相談して、これまでなかった治療を国が認める範囲内で患者自身の意向を反映して組み立てていくことができます。

<費用負担>
技術料（全額自己負担）
＋
入院基本料など（保険適用3割負担※1）

※1 年齢や所得によって異なります。高額療養費制度の対象となります。

＊給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

先進医療と患者申出療養の費用例について

⚠ 記載の技術は2024年9月25日時点のものであり、今後、厚生労働大臣の定める先進医療または患者申出療養に該当しなくなる可能性があります。

区分	技術名	適応症	全額自己負担となる費用（技術料相当額）
先進医療	重粒子線治療	転移性腫瘍など	約313.5万円
	陽子線治療	消化管腫瘍など	約265.9万円
患者申出療養	マルチプレックス遺伝子パネル検査による遺伝子プロファイリングに基づく分子標的治療	根治切除が不可能な進行固形がん	約30.2万円

厚生労働省「【先進医療A】令和5年6月30日時点における先進医療に係る費用 令和5年度実績報告（令和4年7月1日～令和5年6月30日）」「先進医療の各技術の概要」「令和5年（令和4年7月1日～令和5年6月30日）の患者申出療養の費用」より
＊重粒子線治療や陽子線治療は、治療する部位によって公的医療保険制度の給付対象となるものがあります。

最新の治療の中には、公的医療保険制度の対象とならないものもあります。

<医療費の自己負担割合（6歳以上70歳未満の場合）>

	公的医療保険制度の給付対象となる治療	先進医療による治療	患者申出療養による治療	評価療養による治療（先進医療は除く）	自由診療による治療
一般の診察・検査・入院などにかかる費用	3割負担※1	3割負担※1	3割負担※1	3割負担※1	全額自己負担
治療そのものにかかる費用		全額自己負担	全額自己負担	全額自己負担	

先進医療・患者申出療養特約（21）を付加された場合
全額給付対象
自己負担額0円
（通算2,000万円限度）

がん自由診療特約を付加された場合
全額給付対象※2
自己負担額0円
（通算1億円限度※3）

＊記載の内容は2025年2月時点の制度によります。
今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。
＊先進医療、患者申出療養、評価療養（先進医療は除く）、自由診療については52ページのQ3・A3をご覧ください。
※2 がんを原因として、メディケア生命所定のお支払理由に該当した場合に給付対象となります。「遺伝子パネル検査」「差額ベッド代」など、がん自由診療給付金をお支払いできない費用があります。
※3 1つの診療計画にもとづく療養について3,000万円をお支払限度とします。

先進医療・患者申出療養特約（21）とがん自由診療特約をセットで付加することで高額になることもある治療にもそれぞれ備えることができます。

がん自由診療特約については、23ページをご覧ください。

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

オプション（選べる特約） 入院時や退院後の通院、8 大生活習慣病の治療に備える

入院一時金

入院一時
給付特約（20）

契約年齢
0～85歳

責任開始期より保障

（お支払限度）
1回の入院につき1回／支払回数無制限

入院一時給付金額5万円の場合

- 病気やケガにより主契約の入院給付金が支払われる入院をされたとき、入院一時給付金**5万円**をお受け取りいただけます。
- 入院日数にかかわらず、**日帰り入院**でも定額の入院一時給付金をお受け取りいただけます。
- 入院一時給付金は**最高20万円**まで設定できます。※1

※1　主契約に初期入院10日給付特則を適用した場合は、「主契約の入院給付日額×10倍」＋「入院一時給付金額」の合計が20万円までとなります。

⚠・入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされるときは、入院一時給付金は1回分のみお支払いします。
（詳細は49～50ページQ1・A1をご参照ください。）

ポイント
主契約の 初期入院10日給付特則 と
あわせて付加することができます。
短期の入院を手厚く保障！

通院

通院治療特約（23）

契約年齢
0～85歳

責任開始期より保障

上皮内がんも同額保障

通院治療給付日額5,000円の場合

- 病気やケガにより主契約の入院給付金が支払われる入院の退院後に通院をされたとき、1日につき**5,000円**をお受け取りいただけます。

通院の原因	通院対象期間	お支払限度
特定３疾病 がん、心疾患、脳血管疾患	退院後5年以内	支払日数無制限
上記以外	退院後180日以内	1回の入院につき30日 ／通算1095日

＊通院には、往診を含みます。

上乗せ保障

8大生活習慣病入院
特約（20）

契約年齢
15～85歳

責任開始期より保障

上皮内がんも同額保障

（お支払限度）
1回の入院につき30日・60日・120日
（主契約の型と同一）／通算1095日

8大生活習慣病入院給付日額5,000円の場合

- 8大生活習慣病による入院をされたとき、1日につき**5,000円**を上乗せしてお受け取りいただけます。

8大生活習慣病：がん／心疾患／脳血管疾患／糖尿病／高血圧性疾患／肝疾患／膵疾患／腎疾患

＜がんによる入院のお受取りのイメージ＞
給付金が上乗せできるため、保障を手厚くできます。

8大生活習慣病による入院保障　1日につき　5,000円
＋
基本の入院保障（主契約）　1日につき　5,000円
初期入院10日給付特則適用なし、60日型
特定３疾病入院無制限給付特則の場合
60日

＊給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

入院日数が10日以内の割合は約半数を占めています。

＜退院患者の入院期間別の割合＞
（入院した日を入院1日目として計算）

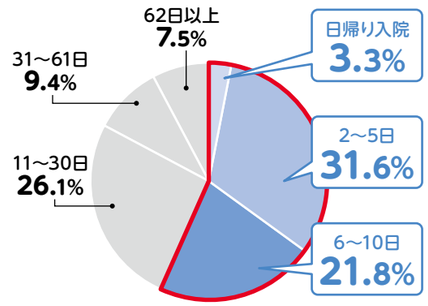

厚生労働省「令和2年 患者調査」より
メディケア生命算出

短期の入院でもまとまった費用がかかります。

＜入院時の平均自己負担費用（入院日数別）＞

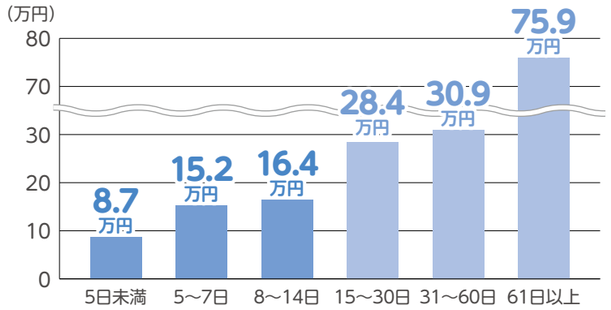

＊治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含む）や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額
公益財団法人生命保険文化センター
「2022(令和4)年度　生活保障に関する調査」より

入院や退院後の通院には治療費以外にもさまざまな費用がかかります。

差額ベッド代

〈1日あたりの差額ベッド代の平均 ※2〉

1人部屋	8,322円	2人部屋	3,101円
3人部屋	2,826円	4人部屋	2,705円

平均　6,620円

入院中の食事代

ベビーシッター費用
（お子さまが小さい場合など）

交通費
（入院・退院・通院時や家族・付添い人分など）

入院中の日用品代
（パジャマ・タオル・テレビ視聴費用など）

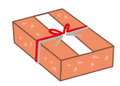

見舞い返し代

健康食品やサプリメント等の費用

※2　厚生労働省「令和5年7月 第548回中央社会保険医療協議会・主な選定療養に係る報告状況」より（金額は令和4年7月1日現在）
差額ベッド代は希望された場合にかかり、発生しないケースもあります。

病気やケガにより入院された方のうち、約4人に3人が退院後に通院しています。

＜退院後に通院した割合＞

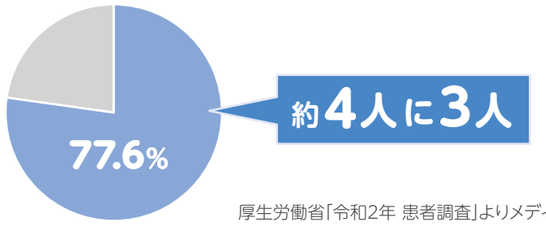

厚生労働省「令和2年 患者調査」よりメディケア生命算出

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

オプション（選べる特約）

女性疾病による入院や手 術に備える

女性のための保障

女性医療特約（20）

契約年齢
15～85歳

がんによる乳房手術は、がん責任開始日※1（91日目）より保障

上皮内がんも同額保障

上記以外は、責任開始期より保障

（お支払限度）
1回の入院につき30日・60日・120日
（主契約の型と同一）／通算1095日

女性疾病入院給付日額5,000円の場合

- 女性疾病による入院をされたとき、1日につき**5,000円**を上乗せしてお受け取りいただけます。
- すべてのがんが対象です（女性特有のがんに限りません）。
- 特約の型についてご選択ください。

入院型　入院・手術型

特約の型	給付金名	お支払理由		お支払金額	お受取額
入院型	女性疾病入院給付金	女性疾病により入院されたとき		女性疾病入院給付日額 × 入院日数	5,000円 ×入院日数
入院・手術型	女性特定手術給付金	●初めて診断確定されたがんにより乳房手術（乳房切除術または非切除治療※2）を受けられたとき ●傷害または疾病により子宮摘出術を受けられたとき ●傷害または疾病により卵巣摘出術を受けられたとき（卵管も対象）	一部切除も全額保障 それぞれ何度でも保障 がん罹患後の予防手術も保障※3 所定の自由診療も対象	女性疾病入院給付日額 × 30倍	15万円
入院・手術型	乳房再建術給付金	女性特定手術給付金のお支払いの対象となった乳房について、乳房再建術を受けられたとき	所定の自由診療も対象	女性疾病入院給付日額 × 100倍	50万円

※1 がん責任開始日とは責任開始日からその日を含めて91日目のことをいいます。
※2 ラジオ波焼灼療法、集束超音波治療、凍結療法等を含みます。
※3 がんの罹患後に、がんと診断確定されていない乳房、子宮または卵巣（がんを治療したことにより、がんが認められない状態となった乳房、子宮または卵巣を含みます。）に対し、がんの発病の可能性を低減することを目的として受ける手術のことをいいます。

⚠
- 責任開始日から90日以内に診断確定されたがんによる乳房手術はお支払いできません。詳細は52ページのQ4・A4をご覧ください。
- 異常分娩による手術、診断および生検等の検査のための手術、子宮頸管ポリープ切除術、卵管形成術などは女性特定手術給付金のお支払いの対象となりません。
- 乳房再建術給付金のお支払限度は1乳房につき1回です。

<女性疾病の例>

女性特有の病気	●子宮筋腫 ●閉経周辺期障害 ●卵管留膿症	●子宮内膜症 ●卵巣機能障害 ●乳腺症	●月経不順 ●女性不妊症 ●乳房の良性新生物	●卵巣のう腫 ●乳腺炎 ●子宮の良性新生物	●子宮脱 ●卵巣出血 ●卵巣の良性新生物 など
妊娠・出産にかかわる症状	●（切迫）流産 ●妊娠糖尿病	●（切迫）早産 ●帝王切開	●子宮外妊娠 ●多胎分娩	●重症妊娠悪阻 ●産科的感染症 など	●妊娠高血圧症候群
女性に多い病気	●鉄欠乏性貧血 ●胆石症 ●糸球体腎炎 ●リウマチ ●膠原病	●低血圧症 ●胆のう炎 ●腎盂腎炎 ●メニエール病 ●シェーグレン症候群	●バセドウ病 ●尿路結石 ●腹圧性尿失禁 ●ネフローゼ症候群 ●全身性エリテマトーデス	●橋本病 ●腎結石 ●大動脈炎症候群 ●クッシング症候群 ●全身性強皮症	●甲状腺腫 ●膀胱炎 ●若年性関節炎 ●アレルギー性紫斑病 ●骨粗しょう症 など
すべてのがん（上皮内がんを含む）女性特有のがんに限りません。	●乳がん ●膣がん ●悪性リンパ腫 ●骨肉腫	●子宮体がん ●胃がん ●白血病 ●膵臓がん	●子宮頸がん ●肺がん ●喉頭がん ●腎臓がん	●卵巣がん ●大腸がん ●咽頭がん ●肝臓がん	●卵管がん ●甲状腺がん ●食道がん ●舌がん など

＊女性医療特約（20）の女性疾病と特定女性疾病通院治療特約の特定女性疾病は疾病の範囲が異なります。詳細は55ページのQ10・A10をご覧ください。

＊給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

一部を切除・一部を摘出する手術でも女性特定手術給付金の全額をお受け取りいただけます。

<病名ごとの手術のうち、一部切除・一部摘出した割合>

【子宮筋腫の場合】

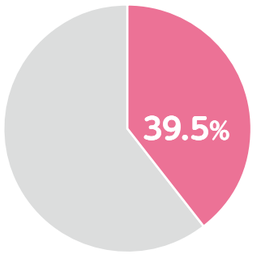

【子宮頸部の上皮内がん・高度異形成の場合（円錐切除術を含む）】

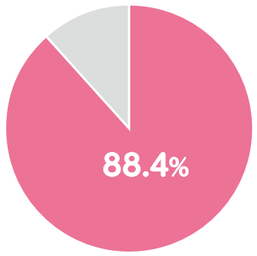

メディケア生命「2023年度支払実績」より

<子宮頸部円錐切除術のイメージ図>

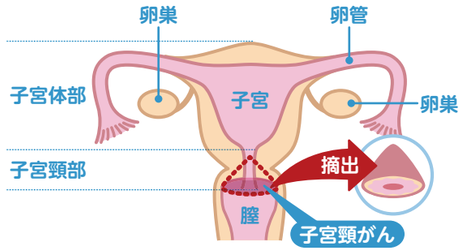

子宮頸部を円錐状に切除する術式。
子宮を温存し、妊娠・出産の可能性を残すことができる手術のことです。

乳房手術・子宮摘出術・卵巣摘出術を受けられた場合は女性特定手術給付金をそれぞれ、何度でもお受け取りいただけます。

CASE 1

卵巣がんと診断

広汎子宮全摘出術※4

<卵巣がんで子宮と卵巣を同時に摘出（一部摘出を含む）した割合>

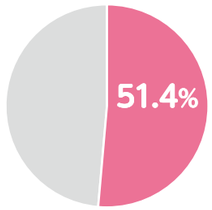

※4 子宮、卵管、卵巣、膣および子宮周囲の組織を含めた広い範囲を切除する手術のことです。

メディケア生命「2023年度支払実績」より

CASE 2

子宮筋腫と診断

腹腔鏡下子宮筋腫核出術

再発し再度の同手術

乳房再建術も手厚く保障します。所定の自由診療も対象です。

（例）公的医療保険制度対象外のインプラントを使用した再建術

<乳がんの手術を受けた割合>

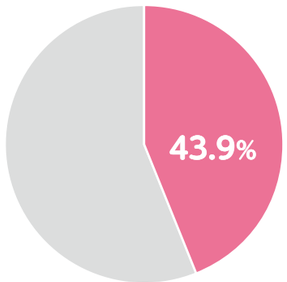

メディケア生命「2023年度支払実績」より

たとえば…
同日手術でも
女性特定手術給付金と
乳房再建術給付金を
それぞれお受け取り

<乳がんで乳房切除をされた方が一次再建手術※5をされる割合>

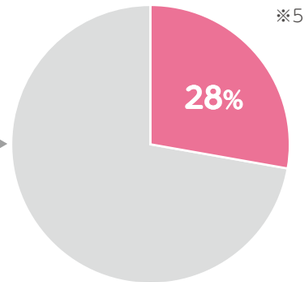

※5 乳がん切除と同時に再建まで行う方法です。

国立がん研究センター中央病院乳腺外科ホームページ「2023年度診療実績」より

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

オプション（選べる特約）

特定女性疾病による通院 に備える

⚠ お支払いの対象となる疾病による治療中の場合等は付加いただけません。
また、お支払いの対象となる疾病以外の疾病による治療中の場合等も
付加いただけないことがあります。

業界初

女性のための保障

特定女性疾病 通院治療特約

契約年齢 15～85歳

責任開始期より保障

上皮内がんも同額保障

＊業界初：生命保険協会加盟の生命保険会社が取り扱う医療保険における「入院を伴わない通院を保障する、女性特有の病気を対象とした女性向け通院特約」について メディケア生命調べ（2021年11月調査）

特定女性疾病通院治療給付日額5,000円の場合

- 特定女性疾病による所定の外来治療※1を受けられた日以後の通院※2や退院後に通院※2をされたとき、1日につき**5,000円**をお受け取りいただけます。
- 入院の有無にかかわらず対象です。

給付金名	お支払理由	お支払金額	お受取額
特定女性疾病通院治療給付金	通院対象期間中に特定女性疾病の治療を目的として通院されたとき※3	特定女性疾病通院治療給付日額 × 通院日数	5,000円 ×通院日数

通院の原因	通院対象期間	お支払限度 1回の通院対象期間の支払限度	お支払限度 通院対象期間の設定の限度
乳房に関連する疾病群	所定の外来治療開始以後180日以内 もしくは 退院後180日以内	30日	疾病群ごとに6回まで
子宮に関連する疾病群		30日	
卵巣・卵管に関連する疾病群		30日	
がん疾病群		支払日数無制限	

※1 **所定の外来治療とは**、通院中に受ける手術、放射線治療、骨髄移植術、薬剤治療（薬の処方も含みます。）をいいます。**薬剤治療には痛み止めの処方のみの場合も含みます。**
※2 所定の外来治療を伴わない通院も対象です。通院には、往診を含みます。
※3 お支払いの対象となる特定女性疾病は「乳房に関連する疾病群」「子宮に関連する疾病群」「卵巣・卵管に関連する疾病群」「がん疾病群」の４つの疾病群に分かれており、通院対象期間は疾病群ごとに設定されます。

⚠ ・妊娠または分娩を原因として特定女性疾病を発病したときはお支払いの対象となりません。
・月経異常（月経困難症、月経前症候群等）、女性不妊症、更年期障害、子宮頸（部）びらん、異常出血のみの場合、などはお支払いの対象となりません。ただし、特定女性疾病を原因とする場合はお支払いの対象となる場合があります。

通院対象期間やお支払限度は4つの疾病群ごとに分かれています。
4つの疾病群および主な特定女性疾病は以下のとおりです。

＜特定女性疾病の例＞ 疾病群ごとにそれぞれ給付金をお受け取りいただけます！

疾病群	部位	主な疾病
乳房に関連する疾病群	乳房	乳腺炎、乳腺症、乳腺のう胞、線維腺腫、乳房の良性新生物、葉状腫瘍　など
子宮に関連する疾病群	・子宮 ・骨盤腹膜 ・膣 ・外陰　など	子宮筋腫、子宮内膜症（子宮腺筋症、卵巣・卵管以外の部位に発症した場合を含む）、子宮のポリープ、子宮頸部軽度異形成、子宮の炎症、骨盤腹膜炎、骨盤内炎症性疾患、外陰部の炎症、膣部の炎症、女性性器脱　など
卵巣・卵管に関連する疾病群	卵巣・卵管	卵巣のう腫、卵巣チョコレートのう胞（卵巣・卵管に発症した子宮内膜症）、卵巣の良性新生物、多のう胞性卵巣症候群、卵巣炎、卵管炎　など
がん疾病群	―	すべてのがん（上皮内がんを含む）女性特有のがんに限りません。 乳がん、子宮体がん、子宮頸がん、子宮頸部高度異形成、卵巣がん、卵管がん、胃がん、肺がん、大腸がん、甲状腺がん、悪性リンパ腫、白血病、喉頭がん　など

＊疾病群および疾病群に含まれる特定女性疾病の詳細はご契約のしおり・約款をご覧ください。
＊女性医療特約(20)の**女性疾病**と特定女性疾病通院治療特約の**特定女性疾病**は疾病の範囲が異なります。詳細は55ページのQ10・A10をご覧ください。

＊給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

女性特有の病気では、通院による治療が多く行われています。

＜乳房、子宮、卵巣・卵管の病気における通院治療経験者の割合＞
＊がんを含む。月経困難症、女性不妊症を除く。

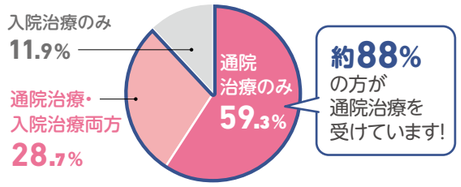

女性特有の病気（がん以外）では約39.7%の方が、女性特有のがんでは約59.7%の方が少なくとも月に1回以上の通院をしています。

＜乳房、子宮、卵巣・卵管の病気における通院頻度の分布＞
＊がんを含む。月経困難症、女性不妊症を除く。

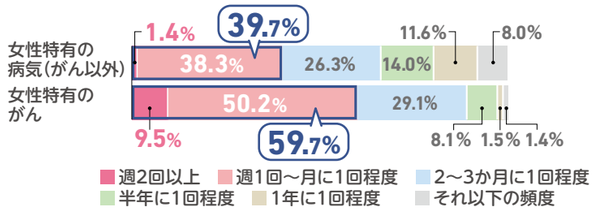

メディケア生命「2021年女性特有の病気に関するアンケート」より
＊上記アンケート対象の各疾病と特定女性疾病通院治療特約の保障範囲は異なる場合があります。

女性特有の病気は、早めの発見や治療が大切です。

女性特有の病気は、女性ホルモンが原因となっている場合もあります。
女性ホルモンの1つであるエストロゲンは、
乳腺症、乳がん、子宮筋腫、子宮内膜症、子宮体がんなどの発症に関連があると言われており、
分泌が過剰になるとさまざまな女性特有の病気を引き起こす場合があります。
また、病気の治療が遅れてしまうとさらに別の病気や症状につながることもあります。

子宮内膜症とは…？
子宮内膜に似た組織（子宮内膜組織）が、子宮の中以外の場所で発生してしまう病気です。

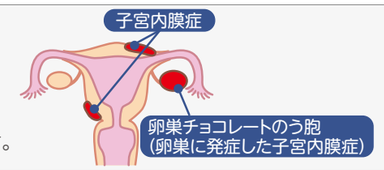

治療が遅れると…
- 卵巣がん
- 月経前の心身の不調（月経前症候群）
- 妊娠時の早産や帝王切開のリスク増加

子宮内膜症の治療法は…？

薬剤治療	疼痛に対する対症療法	鎮痛剤、漢方薬 など
	エストロゲン作用を抑制するホルモン療法	低用量ピル など
手術	保存手術（出産希望がある場合）	のう胞摘出術 など
	根治手術（出産希望がない場合）	単純子宮全摘出術 など

子宮内膜症で通院による治療の経験がある方の約82.2%が薬剤治療を受けています。※4

※4 メディケア生命「2021年女性特有の病気に関するアンケート」より
＊上記アンケート対象の各疾病と特定女性疾病通院治療特約の保障範囲は異なる場合があります。

給付金のお受取りイメージ

「子宮内膜症」で治療中に「胃がん」の治療を開始した場合

- 異なる疾病群の場合は**それぞれ給付金をお受け取り**いただけます！
- 通院対象期間は疾病群ごとに**最大6回**まで！

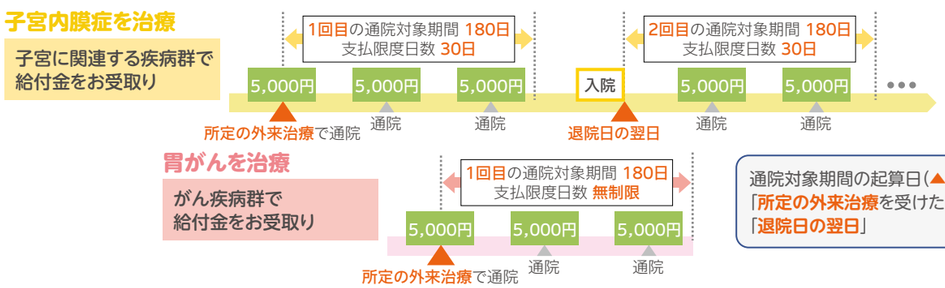

通院対象期間の起算日（▲）は「**所定の外来治療**を受けた日」または「**退院日の翌日**」

＊1日に2回以上の通院をされた場合は、1回の通院とみなします。
＊2つ以上の特定女性疾病の治療を目的とした1回の通院の場合、特定女性疾病通院治療給付金は重複してお支払いしません。
＊この設例の場合、通院対象期間は子宮に関連する疾病群、がん疾病群それぞれで設定されます。

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

オプション（選べる特約） がん、心疾患、脳血管疾患 に一時金で備える

特定疾病
特定３疾病 一時給付特約（25）

契約年齢 0～85歳

がんは、がん責任開始日※1（91日目）より保障※2

上皮内がんも同額保障

心疾患・脳血管疾患は、責任開始期より保障

基本給付金額50万円の場合

- がんなどの特定３疾病のお支払理由に該当されたとき各一時給付金ごとに**50万円**をお受け取りいただけます。
- **それぞれ**の給付金は**1年に1回**を限度に**何度でも**お受け取りいただけます。
- 給付金の型についてご選択ください。

Ⅰ型　Ⅱ型

給付金名		お支払理由 Ⅰ型	お支払理由 Ⅱ型	お支払限度	お受取額
がん一時給付金	がん	初回：初めてがんと**診断確定**されたとき		**支払回数無制限** お支払限度はそれぞれ1年に1回	各一時給付金ごとに**50万円**
		2回目以後：以下1・2のいずれかに該当されたとき	以下1～4のいずれかに該当されたとき		
		1 **新たながんと診断確定**（再発・転移を含みます。）されたとき			
		2 **がん**により**入院**をされたとき			
			3 **がん**により以下ⓐ～ⓔのいずれかの**所定の通院**（往診を含みます。）をされたとき ⓐ抗がん剤治療（ホルモン剤のみによる治療を除きます。） ・公的医療保険制度対象の抗がん剤治療 ・欧米で承認されている所定の抗がん剤治療※3 ⓑ放射線治療　ⓒ手術 ⓓ骨髄移植術　ⓔ先進医療・患者申出療養		
			4 **がん性疼痛等の緩和**のため、以下ⓐ・ⓑのいずれかの**所定の緩和ケア**を受けられたとき ⓐ**オピオイド鎮痛薬**による薬剤治療または**神経ブロック** ⓑ在宅患者診療・指導料が算定される在宅医療		
心疾患一時給付金	急性心筋梗塞	**入院**または**手術**をされたとき	**入院**または**手術**をされたとき、もしくは在宅患者診療・指導料が算定される**在宅医療**を受けられたとき		
	急性心筋梗塞以外の心疾患	**20日以上継続した入院**または**手術**をされたとき			
脳血管疾患一時給付金	脳卒中	**入院**または**手術**をされたとき	**入院**または**手術**をされたとき、もしくは在宅患者診療・指導料が算定される**在宅医療**を受けられたとき		
	脳卒中以外の脳血管疾患	**20日以上継続した入院**または**手術**をされたとき			

がん一時給付金のお支払理由はがん診断特約（25）と同一です。

オピオイド鎮痛薬 神経ブロックについては20ページをご確認ください。

＊公的医療保険制度対象の放射線治療、手術、骨髄移植術、所定の緩和ケアおよび在宅医療が保障対象となります。
＊2回目以後は、各一時給付金ごとに直前のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、所定の理由に該当されたときに各一時給付金をそれぞれお支払いします。
<がん一時給付金について>
・支払対象薬剤にはジェネリック医薬品（後発薬）や将来の新薬を含みます。
・支払対象薬剤は、「医薬品ナビ」をご確認ください。
（「医薬品ナビ」については54ページ Q9・A9をご参照ください。）
※1 がん責任開始日とは責任開始日からその日を含めて91日目のことをいいます。
※2 責任開始期以後がん責任開始日前にがんと診断確定された場合、初回のがん一時給付金はお支払いできませんが、その後もこの特約は継続し、がんと診断確定された日の1年後の応当日以後に2回目以後のお支払理由に該当された場合は、お支払いします。詳細は52ページのQ4・A4をご覧ください。
※3「欧米で承認されている所定の抗がん剤治療」とは、欧州医薬品庁（EMA）または米国食品医薬品局（FDA）の承認を受けた抗がん剤治療です。

⚠
・特定３疾病一時給付特約（25）とがん診断特約（25）は同一の型のみご選択いただけます。
・特定３疾病一時給付特約（25）と特定３疾病保険料払込免除特約（25）は同一の型のみご選択いただけます。
・自己負担のない治験として受けられた抗がん剤治療はお支払いの対象となりません。
・診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。
・ドナー（骨髄提供者）はお支払いの対象となりません。
・手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。

＊給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

がんと診断された方のうち、早期のがんである「上皮内がん」で発見される方の割合は少なくありません。

<がんが発見された人のうち、上皮内がんが発見された人の割合>

国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」（全国がん登録）より2020年の罹患数をメディケア生命算出

上皮内がんについて

がん細胞が上皮内にとどまっており、それ以上は浸潤していない初期のがんのことをいいます。

＊部位によって上皮内がんの定義は異なります。

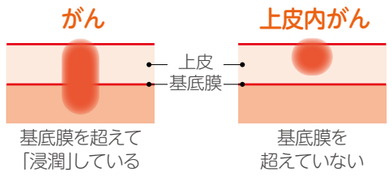

急性心筋梗塞や脳卒中を含め、さまざまな心疾患や脳血管疾患があります。

<心疾患の総患者数の内訳>

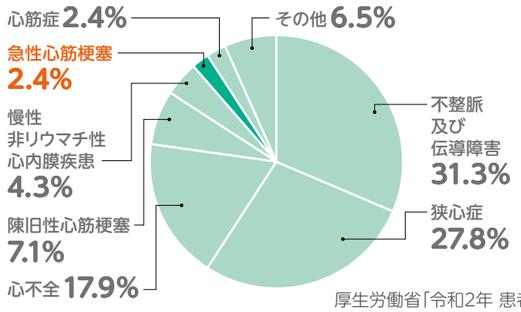

<脳血管疾患の総患者数の内訳>

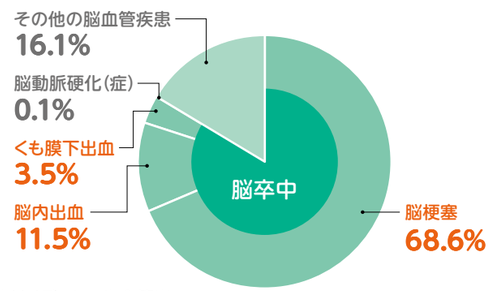

厚生労働省「令和2年 患者調査」よりメディケア生命算出

特定３疾病で入院した場合にかかる費用に備えると安心です。

<特定３疾病で入院した場合にかかる費用>

肺がん
30日間入院した場合
高額療養費制度適用後の自己負担額合計
約**48.8**万円

急性心筋梗塞
15日間入院した場合
高額療養費制度適用後の自己負担額合計
約**25.0**万円

脳卒中
50日間入院した場合
高額療養費制度適用後の自己負担額合計
約**77.0**万円

（前提）高額療養費は70歳未満、健保、年収約370万円～約770万円（標準報酬月額28万円～50万円）の場合で計算。食事自己負担額は1食あたり490円。差額ベッド代は1日あたり6,600円（希望された場合。差額ベッド代が発生しないケースもあります）。雑費は1日あたり2,500円（日用品、パジャマ類、見舞い・付添者の食事代や交通費等）。医療費は、2024年度の診療報酬点数にもとづいて計算しています。

株式会社エフピー教育出版調べ（2024年10月時点）

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

がんに一時金で備える

特定疾病
がん診断特約（25）

契約年齢
0～85歳

がん責任開始日※1（91日目）より保障※2

上皮内がんも同額保障

がん診断給付金額50万円の場合

- がんでお支払理由に該当されたときに がん診断給付金**50万円**をお受け取りいただけます。
- **1年に1回**を限度に**何度でも**お受け取りいただけます。
- 給付金の型についてご選択ください。

Ⅰ型　Ⅱ型

給付金名	お支払理由 Ⅰ型	お支払理由 Ⅱ型	お支払限度	お受取額
がん診断給付金	**初回** 初めてがんと**診断確定**されたとき		**支払回数無制限**（1年に1回）	**50万円**
	2回目以後 以下1・2のいずれかに該当されたとき	以下1～4のいずれかに該当されたとき		
	1 **新たながんと診断確定**（再発・転移を含みます。）されたとき			
	2 **がん**により**入院**をされたとき			
		3 **がん**により以下ⓐ～ⓔのいずれかの**所定の通院**（往診を含みます。）をされたとき ⓐ抗がん剤治療（ホルモン剤のみによる治療を除きます。） ・公的医療保険制度対象の抗がん剤治療 ・欧米で承認されている所定の抗がん剤治療※3 ⓑ放射線治療　ⓒ手術 ⓓ骨髄移植術　ⓔ先進医療・患者申出療養		
		4 **がん性疼痛等の緩和**のため、以下ⓐ・ⓑのいずれかの**所定の緩和ケア**を受けられたとき ⓐ**オピオイド鎮痛薬**による薬剤治療または**神経ブロック** ⓑ在宅患者診療・指導料が算定される在宅医療		

がん診断給付金のお支払理由は特定3疾病一時給付特約(25)のがん一時給付金と同一です。

オピオイド鎮痛薬 神経ブロックについては20ページをご確認ください。

＊公的医療保険制度対象の放射線治療、手術、骨髄移植術および所定の緩和ケアが保障対象となります。
＊2回目以後は、直前のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、所定の理由に該当されたときにお支払いします。
＊支払対象薬剤にはジェネリック医薬品（後発薬）や将来の新薬を含みます。
＊支払対象薬剤は、**「医薬品ナビ」**をご確認ください。
（「医薬品ナビ」については54ページ Q9・A9をご参照ください。）
※1 がん責任開始日とは責任開始日からその日を含めて91日目のことをいいます。
※2 責任開始期以後がん責任開始日前にがんと診断確定された場合、初回のがん診断給付金はお支払いできませんが、その後もこの特約は継続し、がんと診断確定された日の1年後の応当日以後に2回目以後のお支払理由に該当された場合は、お支払いします。詳細は52ページのQ4・A4をご覧ください。
※3 「欧米で承認されている所定の抗がん剤治療」とは、欧州医薬品庁(EMA)または米国食品医薬品局(FDA)の承認を受けた抗がん剤治療です。

⚠
・特定3疾病一時給付特約(25)とがん診断特約(25)は同一の型のみご選択いただけます。
・自己負担のない治験として受けられた抗がん剤治療はお支払いの対象となりません。
・診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。
・ドナー（骨髄提供者）はお支払いの対象となりません。
・手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。

＊給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

がんと診断されると、治療のため退職するなど就労状況が変わり収入が減少することがあります。約4人に1人は収入が減少しています。※4

がんと診断されたら、収入の減少に加えて、治療費以外の費用がかかることもあります。

入院前の**検査費用**

ウイッグ

健康食品や**サプリメント等の費用**

※4 メディケア生命「2024年 疾患、がんに関するアンケート」より

再発後、通院のみで治療をするケースがあります。入院だけでなく通院にも備えておくと安心です。

<再発後の治療の割合>

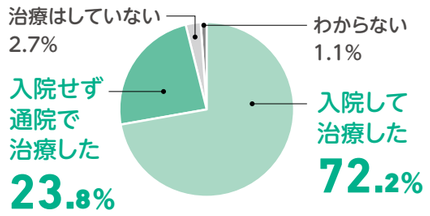

メディケア生命「2024年 疾患、がんに関するアンケート」より

<部位ごとのがん再発率>

肝細胞がん	Ⅰ期術後5年以内	75～80%
胃がん	ⅡB期術後5年以内	15%
大腸がん	Ⅱ期術後5年以内	8～10%
乳がん	Ⅱ期術後5年以内	6%

新日本保険新聞社「2023年6月版 こんなにかかる医療費」より

緩和ケアについて

緩和ケアとは、がんと診断されたときから行う、身体的・精神的な苦痛を和らげるためのケアのことをいいます。がん治療の痛みを和らげるため、治療の初期から行われます。

痛みに対する薬物療法を行う場合、軽度の痛みには、非オピオイド鎮痛薬を用いますが、非オピオイド鎮痛薬では十分な効果が見られない場合には、痛みの強さに応じた適切なオピオイド鎮痛薬を段階的に追加します。

標準的ながん疼痛治療法（鎮痛薬の使用法）

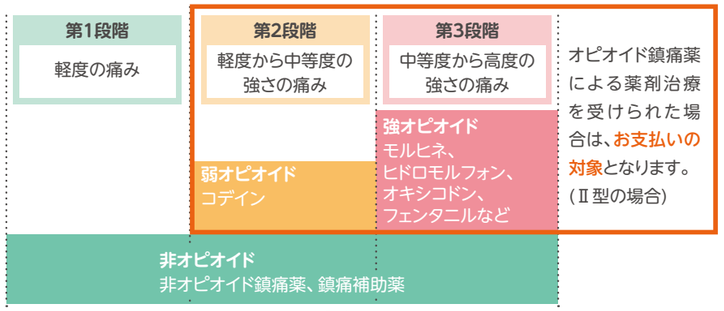

WHO編 武田文和訳「がんの痛みからの解放 第2版，金原出版，1996年」よりメディケア生命作成
日本緩和医療学会編「がん疼痛の薬物療法に関するガイドライン2020年版，金原出版，2020年」を参考に一部改変

オピオイド鎮痛薬とは?

神経系の司令塔の部分である脳や脊髄に作用して痛みを抑える薬の総称です。中程度の痛みから強い痛みに使う鎮痛薬です。適切な量や種類を調整することで痛みを和らげることができます。

神経ブロックとは?

神経や神経の周辺に局所麻酔薬を注射して、痛みをなくす方法です。麻酔薬が神経に作用し、痛みの伝わる経路をブロックすることで、痛みを取り除きます。痛みが緩和されることで血流がよくなり、筋肉のこわばりもなくなります。

オプション（選べる特約） 抗がん剤などの薬剤治療 に備える

特定疾病

薬剤治療特約（21）

契約年齢 0～85歳

責任開始期より保障

上皮内がんも同額保障

- がんなどの特定3疾病で、支払対象薬剤による薬剤治療※1を受けられたとき、給付金をお受け取りいただけます。
- 入院・通院・手術の有無にかかわらず対象です。
- 抗がん剤治療は**所定の自由診療**も対象です。
- 特約の型についてご選択ください。

抗がん剤型	支払対象薬剤Ⅰ型 120回型

抗がん剤治療給付金額5万円の場合

特約の型		給付金名	お支払理由	支払対象薬剤	お支払限度	お受取額
支払対象薬剤Ⅰ型	抗がん剤型	抗がん剤治療給付金	がんにより公的医療保険制度対象の抗がん剤治療を受けられたとき	抗がん剤（ホルモン剤も対象）	支払回数無制限（同一月に1回）	1か月につき 5万円
		自由診療抗がん剤治療給付金	がんにより以下1～3のいずれかの抗がん剤治療を受けられたとき（抗がん剤治療給付金のお支払理由に該当する場合を除きます。） 1先進医療の対象となる抗がん剤治療 2患者申出療養の対象となる抗がん剤治療 3欧米で承認されている所定の抗がん剤治療※2	抗がん剤（ホルモン剤も対象）	通算24回限度（同一月に1回）	1か月につき 10万円
		特定薬剤治療給付金	心疾患・脳血管疾患により公的医療保険制度対象の薬剤治療（抗血栓薬による治療）を受けられたとき	抗血栓薬	通算120回限度（同一月に1回）	1か月につき 1万円

＊自由診療抗がん剤治療給付金は抗がん剤治療給付金額の倍額、特定薬剤治療給付金は抗がん剤治療給付金額の20%です。
＊支払対象薬剤にはジェネリック医薬品（後発薬）や将来の新薬を含みます。
＊支払対象薬剤は、**「医薬品ナビ」**をご確認ください。
（「医薬品ナビ」については54ページ Q9・A9をご参照ください。）
＊お支払いの対象となる療養の種類について、詳細は55ページのQ11・A11をご覧ください。
※1 発病した疾病の治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方（処方せんの発行を含みます。）を除きます。
※2「欧米で承認されている所定の抗がん剤治療」とは、欧州医薬品庁（EMA）または米国食品医薬品局（FDA）の承認を受けた抗がん剤治療です。

⚠
・対象疾病の治療に使用されるすべての薬剤を対象とするものではありません。
・自由診療抗がん剤治療給付金について、自己負担のない治験として受けられた抗がん剤治療はお支払いの対象となりません。
・心疾患、脳血管疾患の支払対象薬剤について、シクロオキシゲナーゼを阻害する医薬品およびその配合剤にはお支払いの対象外となるものがあります。
（〔お支払いの対象外となる薬剤の例〕アスピリン、アスピリン・ダイアルミネート、アスピリン・ランソプラゾール配合剤
＊記載の内容は2025年2月現在のものです。今後、変更になる場合があります。）
・支払対象薬剤による治療中の場合等は付加いただけません。
また、支払対象薬剤以外の薬剤による治療中の場合等も付加いただけないことがあります。

＊給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

がんによる退院後の通院は約5人に4人です。

<がんによる入院患者が退院後に通院した割合>

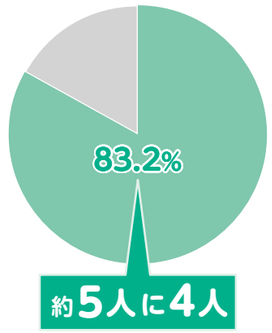

厚生労働省「令和2年 患者調査」よりメディケア生命算出

がんなどの特定3疾病の治療では、薬剤治療も行われます。

<薬剤治療を行った割合※3(主な疾患の例)>

がん	乳がん 74.3%	肺がん 31.7%
心疾患	心房細動※4 71.2%	心筋梗塞 67.5%
脳血管疾患	脳出血※5 50.6%	脳梗塞 49.3%

※3 手術や薬剤治療などさまざまな治療法のうち、支払対象薬剤による治療を行った人の割合
※4 不整脈のひとつ
※5 くも膜下出血含む

株式会社JMDC「レセプトデータ（対象期間：2019年4月～2024年3月）」よりメディケア生命算出

薬剤治療にかかる月々の経済的負担も高まります。

<平均自己負担月額（通院による薬剤治療）>

がん	76,844円
心疾患	20,023円
脳血管疾患	12,603円

株式会社JMDC「レセプトデータ（2022年11月）」よりメディケア生命算出（自己負担額は3割、70歳未満、年収約370万円～約770万円の場合。実際の自己負担額はケースにより異なります。）
＊株式会社JMDC「レセプトデータ（2022年11月）」には薬剤治療特約（21）の保障範囲と異なる薬剤が含まれている場合があります。

<抗がん剤を使用した治療例（公的医療保険制度適用）>

1か月の薬剤料 40万円 ▶ 3割負担分 12万円 ▶ 高額療養費制度適用後の自己負担額 約8万1,400円

＊上記治療費は、2024年6月時点の薬価をもとにメディケア生命が試算したものであり、薬剤料のみの金額です。70歳未満・年収約370万円～約770万円（標準報酬月額28万円～50万円）の場合。直近の12か月間にすでに3月以上高額療養費の支給を受けている場合には自己負担限度額が4万4,400円になります。

高額療養費制度について

1か月間に一定限度額以上の自己負担が発生した場合は、高額療養費として支給を受けることができます。
同一月内の診療であることなど条件があります。

＊高額療養費制度については「厚生労働省ホームページ」よりメディケア生命作成。
＊記載の内容は2025年2月時点の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

<自己負担限度額>（70歳未満の1か月あたり。健保の場合）

年収	標準報酬月額	自己負担限度額	4月目からの限度額
約1,160万円以上	83万円以上	252,600円+（医療費−842,000円）×1%	140,100円
約770万円～約1,160万円	53万円～79万円	167,400円+（医療費−558,000円）×1%	93,000円
約370万円～約770万円	28万円～50万円	80,100円+（医療費−267,000円）×1%	44,400円
約370万円以下	26万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税		35,400円	24,600円

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

オプション（選べる特約） がんの治療のための自由 診療等に備える

特定疾病
がん自由診療特約

契約年齢 0～85歳

責任開始期より保障

上皮内がんも同額保障

- がんの治療を目的として所定の評価療養や所定の自由診療を受けられたとき、がん自由診療給付金を通算**1億円**（**1つの診療計画にもとづく療養について3,000万円**）までお受け取りいただけます。
- 抗がん剤以外の治療も対象です。
- 保障は一生涯続きます。

給付金名	お支払理由		お支払金額	お支払限度
がん自由診療給付金	がんにより、1つの診療計画にもとづき行われた右記のいずれかの療養を受けられたとき	先進医療以外の所定の公的医療保険制度における評価療養による療養	評価療養による療養に対する費用と同額	通算 **1億円**（1つの診療計画にもとづく療養について3,000万円）
		特定病院において受けられた所定の自由診療による療養	1つの診療計画にもとづき行われた次の療養の費用の合計額 1 自由診療による療養に対する費用と同額 2 上記1以外のがんの治療を目的とする療養に対する費用と同額 3 自由診療による療養とあわせてなされた所定の食事療養および生活療養に要する費用と同額	

＊診療計画とは、入院診療または外来診療に関する診療計画のことをいいます。
＊お支払いの対象となる療養の種類について、詳細は55ページのQ11・A11をご覧ください。

⚠ ・お支払いの対象となる評価療養および自由診療は、療養を受けられた時点において、所定の要件を満たす療養とします。
・「遺伝子パネル検査」「差額ベッド代」など、がん自由診療給付金をお支払いできない費用があります。

特定病院について

特定病院とは、療養を受けられた時点において、以下のいずれかに該当する日本国内の病院または診療所（名称が変更となった場合は、変更後の名称を含みます。）のことをいいます。

①厚生労働大臣による指定または承認を受けている次の病院
- 都道府県がん診療連携拠点病院
- 地域がん診療連携拠点病院
- 国立研究開発法人国立がん研究センター
- 特定領域がん診療連携拠点病院
- 地域がん診療病院
- 小児がん拠点病院
- 小児がん中央機関
- がんゲノム医療中核拠点病院
- がんゲノム医療拠点病院（がんゲノム医療中核拠点病院またはがんゲノム医療拠点病院により、がんゲノム医療連携病院として選定された病院を含みます。）
- 特定機能病院

②都道府県知事による指定または承認を受けている次の病院または診療所
- 都道府県におけるがん診療機能の充実を図るために必要な病院として、都道府県知事が指定する病院または診療所
- 地域医療支援病院

③公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められている日本臨床腫瘍学会認定研修施設

全国 約1,000病院

メディケア生命調べ（2024年11月調査）

特定病院に該当する病院または診療所の詳細は、メディケア生命ホームページの「特定病院ナビ」でご確認ください。

ここからアクセス

https://tokuteibyouin.medicarelife.com/search/

＊給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

がんの治療は、一般的に3大治療（手術、放射線治療、抗がん剤治療（ホルモン剤による治療を含みます。））を行います。

<がんの治療方法の割合>

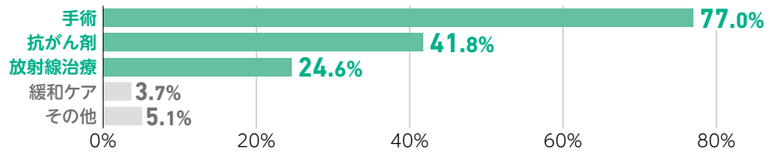

メディケア生命「2024年 疾患、がんに関するアンケート」より

抗がん剤治療（ホルモン剤による治療を含みます。）を受けた方のうち約19%の方が自由診療を受けています。

メディケア生命「2024年 疾患、がんに関するアンケート」より

自由診療となるケースもある未承認薬・適応外薬の費用は高額になることもあります。

未承認薬 日本ではまだ承認されていない薬剤のことです。

適応外薬 すでに日本で承認されていますが、承認された適応症などの範囲外で使用する薬剤のことです。

<欧米で承認されているが、日本では未承認または適応外であるがん領域の医薬品の種類>

193種類	未承認薬 128種類(66.3%)	適応外薬 65種類(33.6%)

<未承認薬・適応外薬の費用(1か月あたり)>

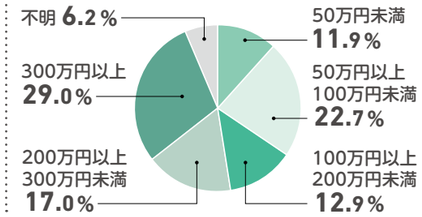

<欧米で承認されている所定の抗がん剤治療(自由診療)の費用例>

薬剤名	薬剤の区分	治療対象となるがんの種類	1か月あたりの薬剤費
ソニデジブ	未承認薬	皮膚がん	1,495,442円
セミプリマブ	適応外薬	肺がん	600,583円

自由診療となる場合の治療費は **全額自己負担**

国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト」（2023年11月30日時点のデータ）よりメディケア生命算出
＊1サイクル(28日)を1か月として算出

自由診療によるがん治療には、抗がん剤治療以外にもさまざまなものがあります。これらの治療は高額になるケースもあり、全額自己負担となります。

<自由診療で行われる治療例>

ロボット支援技術（ダヴィンチ）

内視鏡手術を支援するロボットを使用した術式です。従来の開腹手術等に比べて身体への負担が少ないことに加え、「手振れ防止機能」等ロボットならではの特色があり、繊細な手術を行うことができます。

高密度焦点式超音波療法（HIFU）

高エネルギーの超音波を集束して照射し、がん細胞を死滅させる治療法です。放射線被ばくがなく、針や麻酔を使用しないため身体への負担も少ない治療法となります。

陽子線治療

放射線治療の一種です。陽子を加速させてがん細胞にぶつけ、死滅させます。ピンポイントでがんを狙い撃ちできるため身体への負担が少ない治療法となります。

凍結療法

がん細胞に直接凍結用の針を刺し、急速冷凍と解凍を繰り返すことで破壊する治療法です。傷は針の穴（孔）だけのため身体への負担が少なく、痛みもほとんどない治療法となります。

＊上記の治療例は、治療内容等によって先進医療や患者申出療養、公的医療保険制度等の対象となる場合があります。

⚠ ・自由診療は公的医療保険制度の適用とならない治療法のことで、治療費は全額自己負担となります。医療機関により費用や治療内容が異なります。
・記載の技術例は2025年2月現在のものです。

がん自由診療特約と先進医療・患者申出療養特約（21）をセットで付加することで高額になることもある治療にもそれぞれ備えることができます。

先進医療・患者申出療養特約(21)については、9ページをご覧ください。

オプション（選べる特約） 保険料負担に備える

以下の**2つの特約**どちらか**ご選択**いただけます。

保険料払込免除 特定３疾病

特定3疾病保険料払込免除特約（25）

契約年齢 0～85歳

がんは、がん責任開始日※1（91日目）より保障

上皮内がんも対象

心疾患・脳血管疾患は、責任開始期より保障

●特定３疾病で所定の理由のいずれかに該当されたとき、以後の保険料の**お払込みは必要ありません。**

●特約の型についてご選択ください。

Ⅰ型　Ⅱ型

			Ⅰ型	Ⅱ型
所定の理由	がん		初めてがんと診断確定されたとき	
	心疾患	急性心筋梗塞	入院または手術をされたとき	入院または手術をされたとき、もしくは在宅患者診療・指導料が算定される在宅医療を受けられたとき
		急性心筋梗塞以外の心疾患	20日以上継続した入院または手術をされたとき	
	脳血管疾患	脳卒中	入院または手術をされたとき	入院または手術をされたとき、もしくは在宅患者診療・指導料が算定される在宅医療を受けられたとき
		脳卒中以外の脳血管疾患	20日以上継続した入院または手術をされたとき	

＊公的医療保険制度対象となる手術および在宅医療が保障対象となります。

※1 がん責任開始日とは責任開始日からその日を含めて91日目のことをいいます。

⚠ ・同一の契約において、特定３疾病保険料払込免除特約(25)とがん・介護保険料払込免除特約を重複して付加することはできません。
・特定３疾病一時給付特約(25)と特定３疾病保険料払込免除特約(25)は同一の型のみご選択いただけます。
・責任開始日から90日以内に診断確定されたがんは保険料のお払込免除のお取扱いはできません。詳細は52ページのQ4・A4をご覧ください。

保険料払込免除 がん・介護

がん・介護保険料払込免除特約

契約年齢 15～85歳

がんは、がん責任開始日※1（91日目）より保障

上皮内がんも対象

上記以外は、責任開始期より保障

●がん・要介護状態で所定の理由のいずれかに該当されたとき、以後の保険料の**お払込みは必要ありません。**

		39歳以下	40～64歳	65歳以上
所定の理由	初めてがんと診断確定されたとき	○ 対象	○ 対象	○ 対象
	公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき	✕ 対象外	○ 対象	○ 対象
	公的介護保険制度※2	被保険者ではないため、認定の対象外	【第２号被保険者】16種類の特定疾病によって要介護状態になった場合に限り認定の対象	【第1号被保険者】要介護状態になった原因にかかわらず認定の対象

※2 記載の内容は2025年２月時点の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

⚠ ・同一の契約において、特定３疾病保険料払込免除特約(25)とがん・介護保険料払込免除特約を重複して付加することはできません。
・責任開始日から90日以内に診断確定されたがんは保険料のお払込免除のお取扱いはできません。詳細は52ページのQ4・A4をご覧ください。

がん、心疾患、脳血管疾患の患者数は40～70代で多くなる傾向があります。

〈特定3疾病の患者数〉

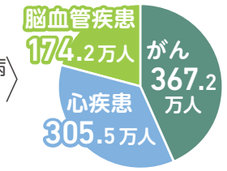

●がん ●心疾患 ●脳血管疾患（単位:万人）

〈年代別患者数(男性)〉

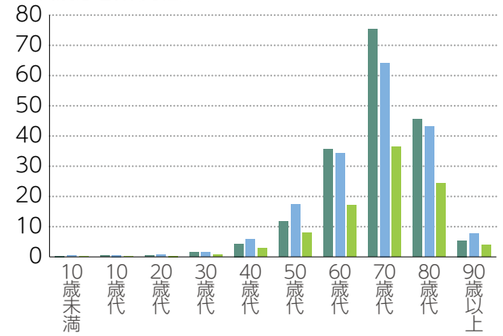

〈年代別患者数(女性)〉

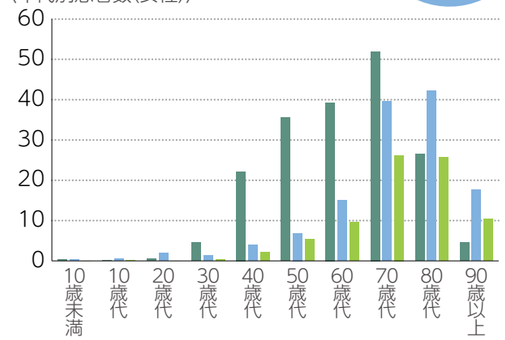

厚生労働省「令和2年 患者調査」よりメディケア生命算出

要介護２以上の認定者数は12年間で79万人増えています。

<要介護（要支援）認定者数の推移（各年度末現在）>

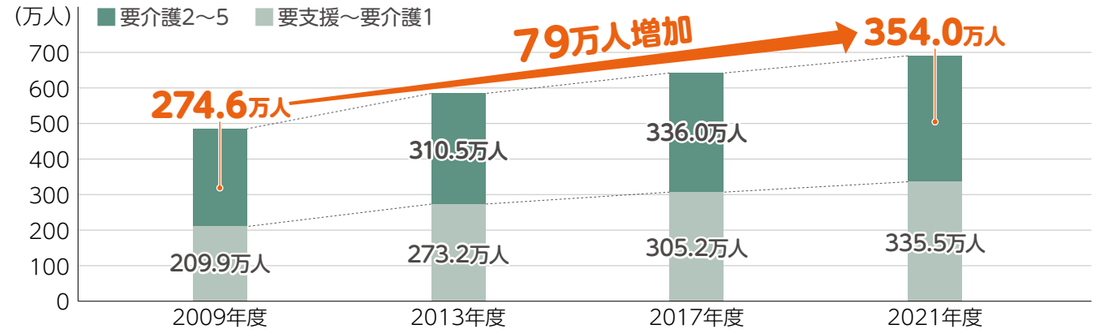

厚生労働省「平成21年度・25年度・29年度・令和３年度 介護保険事業状況報告（年報）」よりメディケア生命算出

公的介護保険制度※2について

公的介護保険制度は、40歳以上の方が加入し、介護が必要な状態と認定された場合には、介護サービスを1割の自己負担※3で受けることができる制度です。

公的介護保険制度では、最も軽度の要支援1から最も重度の要介護5まで、7段階の要介護度があり、介護を必要とする度合いに応じて、要介護度が認定されます。

＊要支援・要介護度は、一人ひとりの状況や介護を必要とする度合いに応じて個別に判定されるため、状態像の定義はありません。目安として、参考にしてください。

※3 第1号被保険者については、所得金額等によっては自己負担割合が2割または3割となる場合があります。

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
状態の目安	日常生活はほとんど一人でできるが、一部に見守りや手助けを必要とする状態	日常生活の一部に見守りや手助けを必要とする状態		軽度の介護を必要とする状態	中等度の介護を必要とする状態	重度の介護を必要とする状態	最重度の介護を必要とする状態
	起き上がりや立ち上がりなどに、何らかの支えを必要とすることがある。掃除などの家事の一部に、見守りや手助けを必要とすることがある。	起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などに、何らかの支えを必要とすることがある。掃除、買い物などの家事の一部や、入浴などに、見守りや手助けを必要とすることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持・改善が見込まれる人は、要支援2と認定される。		起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持、歩行などに、何らかの支えを必要とする。食事、排泄、入浴、薬の内服、金銭管理などに、手助けを必要とすることがある。物忘れなど認知機能の一部に低下がみられることがある。	起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などが一人でできない。食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、介助を必要とする。認知機能の低下がみられ、それに伴ういくつかの行動・心理症状（行動・心理症状とは、暴力・暴言、徘徊などの行動症状や、幻覚、妄想、うつなどの心理症状のこと。）がみられることがある。	起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行などが一人でできない。座位保持に何らかの支えを必要とする。食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、全面的な介助を必要とする。全般的な認知機能の低下がみられ、それに伴う多くの行動・心理症状（行動・心理症状とは、暴力・暴言、徘徊などの行動症状や、幻覚、妄想、うつなどの心理症状のこと。）がみられる。	起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行、座位保持などが、ほとんどできない。日常生活を遂行する能力が著しく低下し、全面的な介助を必要とする。意思の疎通ができないことが多い。

公益財団法人生命保険文化センター　「介護保障ガイド」（2024年10月改訂版）をもとにメディケア生命にて作成

オプション（選べる特約） 骨折、ケガ、熱傷（やけど）、熱中症に備える

ケガなど

損傷特約

契約年齢 0～70歳

責任開始期より保障

80歳まで保障

- 病気・ケガによる骨折、ケガによる関節脱臼等、熱傷（やけど）、熱中症でお支払理由に該当されたとき、給付金をお受け取りいただけます。
- 骨粗しょう症による骨折、き裂骨折（ひび）、疲労骨折なども対象です。
- Ⅱ型を選択すると、**ケガ**、病気・ケガによる**骨折**、**熱中症**で**通院**をされたときも給付金をお受け取りいただけます。
- 特約の型についてご選択ください。

Ⅰ型　Ⅱ型

特定損傷給付金額5万円、損傷通院治療給付日額3,000円の場合

特約の型		給付金名	お支払理由	お支払限度	お受取額
Ⅱ型	Ⅰ型	特定損傷給付金	●病気・ケガによる骨折の 治療 を受けられたとき ●ケガによる関節脱臼、筋肉・腱の断裂、靱帯の断裂、半月板の断裂、神経の断裂または熱傷（やけど）の 治療 を受けられたとき （ケガをした日※1からその日を含めて180日以内の治療が対象）	通算10回※2	5万円
Ⅱ型	Ⅰ型	重度特定損傷給付金	●病気・ケガによる骨折の 手術 を受けられたとき ●ケガによる関節脱臼、筋肉・腱の断裂、靱帯の断裂、半月板の断裂、神経の断裂または熱傷（やけど）の 手術 を受けられたとき （ケガをした日※1からその日を含めて180日以内の手術が対象）	通算10回※2	10万円
Ⅱ型	Ⅰ型	熱中症給付金	熱中症による 点滴注射 を受けられたとき	通算10回※3	1万円
Ⅱ型		損傷通院治療給付金	以下のいずれかの原因で通院対象期間中に 通院 （往診を含みます。）をされたとき 通院の原因／通院対象期間 ケガ／ケガをした日※1からその日を含めて180日以内 骨折／骨折をした日※4からその日を含めて180日以内 熱中症／発症日からその日を含めて180日以内	1回の通院対象期間につき30日（捻挫、打撲※5は10日）／通算180日	3,000円×通院日数

＊公的医療保険制度対象となる手術、点滴注射が保障対象となります。
＊重度特定損傷給付金は特定損傷給付金額の倍額、熱中症給付金は特定損傷給付金額の20%です。

※1 ケガの原因となった不慮の事故が生じた日となります。
※2 同一の外因、同一の病気かつ同時期に発生した骨折、脊椎の圧迫骨折に対するお支払いは、それぞれ1回を限度とします。
※3 同一の熱中症によるお支払いは、1回を限度とします。
※4 不慮の事故による骨折の場合は、事故の日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。
※5 挫傷を含みます。

⚠
・筋肉・腱の断裂および靱帯の断裂については、ギプス等による固定や手術を要しない場合は特定損傷給付金のお支払いの対象となりません。
・半月板の断裂については、手術を要しない場合は特定損傷給付金のお支払いの対象となりません。
・熱傷については、直径2㎝以上の重度（深達性Ⅱ度およびⅢ度）の熱傷に該当しない場合または電撃傷に該当する場合は特定損傷給付金および重度特定損傷給付金のお支払いの対象となりません。
・「骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術」など重度特定損傷給付金をお支払いできない手術があります。

＊給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

ケガはさまざまな場面で発生し、約５割は家の中で発生しています。

<ケガの発生場所>

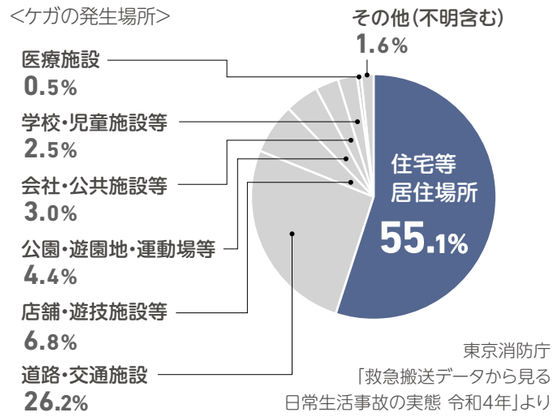

東京消防庁「救急搬送データから見る日常生活事故の実態 令和4年」より

＊損傷特約の保障範囲と異なる事故が含まれている場合があります。

熱中症は幅広い年齢で発生し、約６割が通院（外来）の治療です。通院（外来）のみの場合でも、約６割が点滴注射を受けています。

<熱中症による救急搬送状況※6>

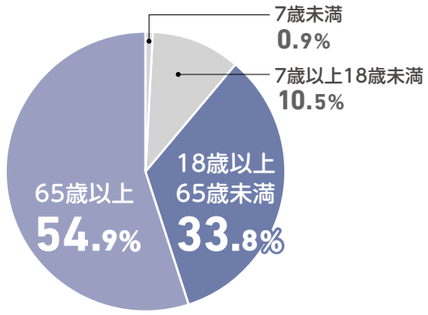

<熱中症の初診時における傷病程度別（構成比）※6>

<通院治療のうち点滴注射を受ける割合※7>

※6 総務省消防庁「令和5年（5月から9月）の熱中症による救急搬送状況」よりメディケア生命算出
※7 株式会社JMDC「レセプトデータ（2019年1月～2023年12月）」よりメディケア生命算出

ケガの手術では、体内に固定する材料を使用することや人工関節などを挿入することが多く、その場合技術料とは別に材料費がかかり、治療費が高額になることもあります。

<治療例>

ケガ	手術	費用※8	高額療養費制度適用後※9
大腿骨骨折	人工骨頭挿入術	28.9万円	8.7万円程度
	うち手術料	5.8万円	
	うち材料料	23.1万円	

※8 費用は自己負担割合3割で計算しています。
※9 年齢や所得によって異なります。（70歳未満、年収約370万円～約770万円（標準報酬月額28万円～50万円）の場合。）手術料＋材料料のみ算定しています。

厚生労働省「令和6年度 医科診療報酬点数表」「令和6年度 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」よりメディケア生命算出

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

オプション（選べる特約）

入院や退院後の在宅療養 による収入減少・経済的負担に備える

収入サポート

継続入院・在宅療養収入サポート特約

契約年齢 15～70歳

責任開始期より保障

- 病気やケガによる入院や退院後の在宅療養を所定の期間継続されたとき、給付金をお受け取りいただけます。
- 保険期間はご要望にあわせて **55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳**から お選びいただけます。
  ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合はその期間と同一となります。
- 特約の型についてご選択ください。

Ⅰ型　Ⅱ型

基本給付金額10万円の場合

特約の型	給付金名	お支払理由	お支払限度 入院・在宅療養状態 病気・ケガ（精神疾患以外）	お支払限度 特定入院・在宅療養状態 精神疾患	通算限度	お受取額
Ⅱ型 Ⅰ型	継続入院・在宅療養収入サポート給付金	入院・在宅療養状態 または 特定入院・在宅療養状態 を 30日以上継続されたとき	10回	3回	13回	60万円（基本給付金額×6か月分）
			同一月にいずれか1回			
Ⅱ型	短期継続入院・在宅療養収入サポート給付金	入院・在宅療養状態 または 特定入院・在宅療養状態 を 14日以上継続されたとき	10回	3回	13回	10万円（基本給付金額）
			同一月にいずれか1回			

*正常な妊娠・出産は保障対象となりません。異常分娩（切迫早産や帝王切開術を受けた場合など）を原因とする入院・在宅療養状態は、疾病を原因とする入院・在宅療養状態に含みます。
*継続入院・在宅療養収入サポート給付金は6か月分の給付を1回でお支払いするお取扱いとしており、この6か月分の給付に対応する期間として給付金対象期間を設けています。
*給付金対象期間とは、継続入院・在宅療養収入サポート給付金のお支払理由に該当した日からその5か月後の応当日（応当日がないときは、その月の末日とします。）までの期間のことをいいます。
*年収によって設定できる基本給付金額に上限があります。病気やケガによる収入減少に備える特約のため、学生、無職などに該当される方は、付加いただけません（主婦・主夫の方は付加いただけます）。

⚠・給付金対象期間中に、短期継続入院・在宅療養収入サポート給付金または継続入院・在宅療養収入サポート給付金のお支払理由に該当されたときは、これらの給付金をお支払いしません。

入院・在宅療養状態　特定入院・在宅療養状態　とは

以下のいずれかに該当する状態をいいます。　○お支払対象　×お支払対象外

		入院・在宅療養状態 病気・ケガ（精神疾患以外）	特定入院・在宅療養状態 精神疾患
①入院		○	○
②退院後の在宅療養※1	**公的医療保険制度対象の在宅医療**※2にもとづき、日本国内の自宅等において治療に専念されること。	○	○
	メディケア生命が定める基準 医師による治療が必要であるため、医師の指示にもとづき、軽い家事および必要最小限の外出※3を除き、日本国内の自宅等において治療に専念されること。なお、軽労働※3または事務等の座業ができる場合は、在宅療養をされているとはいいません。 ⚠・患者本人の職業や就業状況（休職・育休等を含みます。）、職務経験によらず、軽労働または事務等の座業ができる場合は在宅療養をされているとはいいません。	○	×

※1 入院と同一の原因により、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始したものに限ります。
※2 在宅患者診療・指導料（往診料等を除く）が算定されるものをいいます。
※3 軽い家事とは簡単な炊事や衣類程度の洗濯等のことをいい、必要最小限の外出とは医療機関への通院等のことをいいます。軽労働とは梱包、検品等の作業のことをいいます。

*給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

入院された方のうち、約84%が退院後の在宅療養を経験しています。※4

※4 メディケア生命「2022年入院・在宅療養に関するアンケート」より（入院や退院後の在宅療養を30日以上された方を対象としています。）

*左記アンケート対象の各傷病と継続入院・在宅療養収入サポート特約の保障範囲は異なる場合があります。

入院・在宅療養が続くとしたら、こんな不安があります。

仕事ができない期間は **会社からの給与が減少してしまう。**※5

自営業なので、働けないと **収入がゼロに。**

パートに出られない間、**収入はなくなってしまう。**

家族の療養中、**家事は誰に頼む?**

そのほかにも、毎月の支払いは継続します。

※5 給与所得者には傷病手当金があります。詳細は59ページのQ15・A15をご覧ください。

入院や退院後の在宅療養の期間は、6か月未満が約8割を占めます。※4

〈入院・在宅療養を30日以上された方の療養期間〉

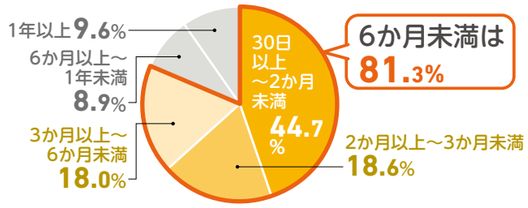

入院や退院後の在宅療養の原因はさまざまです。※4

<特定3疾病>	<ケガ>
がん、心疾患、脳血管疾患	大腿部骨折など
<妊娠・出産>	**<精神疾患>**
切迫早産など	統合失調症、てんかんなど

など…

給付金のお受取りイメージ

交通事故による骨折で10日間入院し、その骨折により退院後20日間在宅療養をした場合

Ⅱ型、基本給付金額10万円の場合

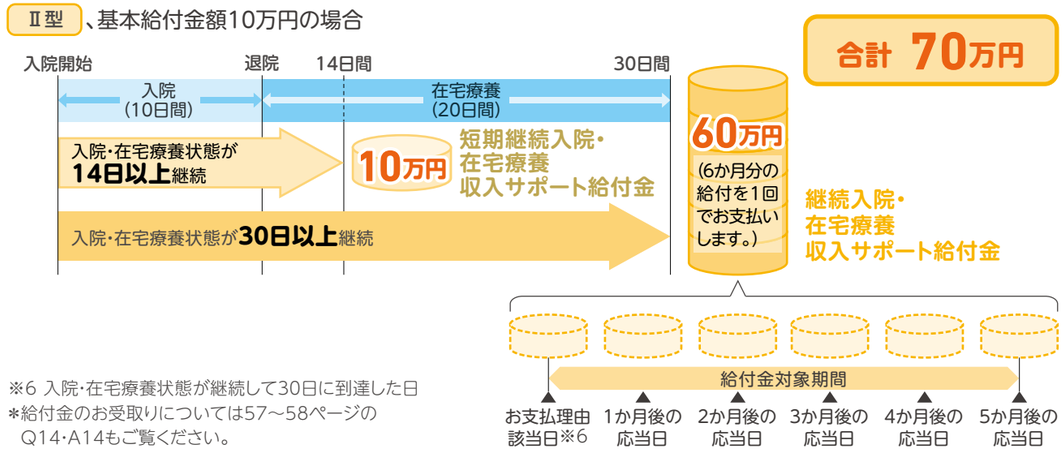

※6 入院・在宅療養状態が継続して30日に到達した日
*給付金のお受取りについては57～58ページのQ14・A14もご覧ください。

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

オプション（選べる特約） 死亡や介護などに備える

以下の**2つの特約**どちらか**ご選択**いただけます。

死亡

終身保険特約（低解約返戻金型）

契約年齢 0～85歳

責任開始期より保障

保険金額**50万円**の場合

●死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたとき、死亡保険金または高度障害保険金**50万円**をお受け取りいただけます。

⚠・同一の契約において、終身保険特約(低解約返戻金型)と介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を重複して付加することはできません。
・死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。
・主契約が「疾病入院給付金の特則適用なし」かつ「手術給付金等の型　なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。

介護

介護保障付終身保険特約（低解約返戻金型）

契約年齢 15～85歳

責任開始期より保障

保険金額**50万円**の場合

●**公的介護保険制度の要介護2以上に認定**されたとき、死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたとき、介護保険金または死亡保険金または高度障害保険金**50万円**をお受け取りいただけます。

【各保険金のお支払いの対象となる年齢】

保険金名＼年齢	39歳以下	40～64歳	65歳以上
介護保険金	✕ お支払対象外	○ お支払対象	○ お支払対象
公的介護保険制度※1	被保険者ではないため、認定の対象外	【第2号被保険者】16種類の特定疾病によって要介護状態になった場合に限り認定の対象	【第1号被保険者】要介護状態になった原因にかかわらず認定の対象
死亡保険金 高度障害保険金	○ お支払対象	○ お支払対象	○ お支払対象

※1 記載の内容は2025年2月時点の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

⚠・同一の契約において、終身保険特約(低解約返戻金型)と介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を重複して付加することはできません。
・介護保険金・死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。
・主契約が「疾病入院給付金の特則適用なし」かつ「手術給付金等の型　なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。

＊上記の特約を付加される場合は、リビング・ニーズ特約を付加していただくことができます。

リビング・ニーズ特約

特約保険料無料

終身保険特約(低解約返戻金型)または介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を付加する場合に付加できます。

余命6か月以内と判断されるとき、**死亡保険金の全部**※2または**一部**※2を**前払請求**していただけます。

⚠・リビング・ニーズ保険金のお支払限度は1契約につき1回です。
・リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に、介護保険金、死亡保険金または高度障害保険金の支払請求を受け、その保険金をお支払いするときは、リビング・ニーズ保険金をお支払いしません。
・リビング・ニーズ保険金をお支払いしたときは、対応する終身保険特約(低解約返戻金型)または介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)は請求日にさかのぼって消滅または減額されたものとします。なお、これに伴う解約返戻金のお支払いはありません。

※2 請求日における終身保険特約（低解約返戻金型）または介護保障付終身保険特約（低解約返戻金型）の死亡保険金額または3,000万円（被保険者おひとりにつき）のいずれか小さい金額を限度とします。なお、限度額は将来変更することがあります。

＊保険金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

葬儀にはさまざまな費用がかかります。

費用項目		平均費用
葬儀費	…斎場利用料、火葬場利用料、祭壇、棺、遺影、搬送費など、葬儀を行うための一式	75.7万円
飲食費	…通夜ぶるまい、告別料理などの飲食	20.7万円
返礼品	…香典に対するお礼の品物	22.0万円
お布施	…寺院・教会・神社など宗教者への御礼	22.4万円
葬儀にかかる費用合計		140.8万円

株式会社鎌倉新書「第6回お葬式に関する全国調査（2024年）」よりメディケア生命算出
＊お布施の平均費用のみ、公表形式の変更のため株式会社鎌倉新書「第5回お葬式に関する全国調査（2022年）」より引用

要介護2以上の方の介護原因は、認知症や脳血管疾患が多いです。

<要介護2以上の方の介護が必要となった主な原因>

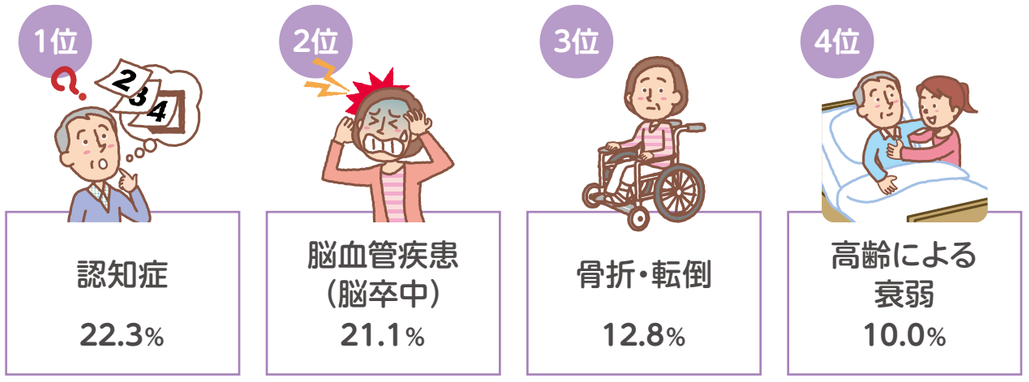

厚生労働省「令和4年 国民生活基礎調査」よりメディケア生命算出

<介護にかかる平均費用・期間>

介護費用

一時経費：平均**74万円**（住宅改造や介護用ベッドの購入など）

月額：平均**8.3万円**

介護期間

平均**61.1か月**（5年1か月）

公益財団法人生命保険文化センター「2021（令和3）年度　生命保険に関する全国実態調査」より

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

月払保険料表 男性

契約年齢 0～42歳

基本の保障（主契約）：医療　終身保険(無解約返戻金型)(20)

入院給付日額 **5,000円**　給付限度の型 **30日型**　保険期間・保険料払込期間 **終身**　保険料払込免除の特約 **なし**

［単位:円］

ご契約にあたっては**最低日額・最低保険料**があります。

「主契約の日額が**3,000円以上**かつ主契約＋特約（継続入院・在宅療養収入サポート特約を除く）の保険料合計が**1,000円以上**」または「主契約の日額が**5,000円以上**」

初期入院10日給付特則

契約年齢(歳)	8大生活習慣病入院無制限給付特則					特定3疾病入院無制限給付特則					特則適用なし				
	Ⅱ型		Ⅰ型		なし	Ⅱ型		Ⅰ型		なし	Ⅱ型		Ⅰ型		なし
	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)
0	1,020	995	965	940	760	970	945	915	890	710	910	885	855	830	650
1	940	915	885	855	680	885	860	830	800	625	825	800	770	740	565
2	890	865	835	805	630	840	815	785	755	580	775	750	720	690	515
3	875	845	815	785	610	820	790	760	730	555	760	730	700	670	495
4	870	840	810	780	605	815	785	755	725	550	750	720	690	660	485
5	875	845	810	780	605	820	790	755	725	550	755	725	690	660	485
6	875	850	810	785	605	825	800	760	735	555	755	730	690	665	485
7	885	860	820	790	610	835	810	770	740	560	765	740	700	670	490
8	905	875	835	805	620	850	820	780	750	565	775	745	705	675	490
9	920	890	850	815	630	865	835	795	760	575	790	760	720	685	500
10	940	905	865	830	640	880	845	805	770	580	805	770	730	695	505
11	955	925	880	845	650	895	865	820	785	590	815	785	740	705	510
12	975	940	895	860	660	920	885	840	805	605	835	800	755	720	520
13	1,000	960	915	880	675	940	900	855	820	615	855	815	770	735	530
14	1,020	980	930	895	685	960	920	870	835	625	875	835	785	750	540
15	1,040	1,000	955	915	700	980	940	895	855	640	890	850	805	765	550
16	1,065	1,025	975	935	715	1,005	965	915	875	655	910	870	820	780	560
17	1,090	1,050	995	955	730	1,025	985	930	890	665	930	890	835	795	570
18	1,115	1,070	1,020	975	745	1,050	1,005	955	910	680	955	910	860	815	585
19	1,140	1,095	1,040	995	760	1,075	1,030	975	930	695	975	930	875	830	595
20	1,175	1,125	1,070	1,020	780	1,110	1,060	1,005	955	715	1,000	950	895	845	605
21	1,205	1,155	1,100	1,045	800	1,135	1,085	1,030	975	730	1,025	975	920	865	620
22	1,235	1,185	1,125	1,075	820	1,160	1,110	1,050	1,000	745	1,050	1,000	940	890	635
23	1,270	1,215	1,155	1,100	840	1,195	1,140	1,080	1,025	765	1,075	1,020	960	905	645
24	1,305	1,245	1,185	1,125	860	1,230	1,170	1,110	1,050	785	1,105	1,045	985	925	660
25	1,345	1,285	1,220	1,160	885	1,265	1,205	1,140	1,080	805	1,135	1,075	1,010	950	675
26	1,380	1,315	1,250	1,190	905	1,305	1,240	1,175	1,115	830	1,170	1,105	1,040	980	695
27	1,425	1,355	1,290	1,225	930	1,345	1,275	1,210	1,145	850	1,205	1,135	1,070	1,005	710
28	1,470	1,405	1,330	1,265	960	1,385	1,320	1,245	1,180	875	1,240	1,175	1,100	1,035	730
29	1,515	1,445	1,370	1,300	985	1,430	1,360	1,285	1,215	900	1,275	1,205	1,130	1,060	745
30	1,565	1,490	1,410	1,340	1,015	1,475	1,400	1,320	1,250	925	1,315	1,240	1,160	1,090	765
31	1,625	1,545	1,465	1,385	1,050	1,530	1,450	1,370	1,290	955	1,365	1,285	1,205	1,125	790
32	1,675	1,595	1,510	1,430	1,080	1,580	1,500	1,415	1,335	985	1,405	1,325	1,240	1,160	810
33	1,735	1,650	1,560	1,475	1,115	1,635	1,550	1,460	1,375	1,015	1,450	1,365	1,275	1,190	830
34	1,785	1,700	1,605	1,515	1,145	1,685	1,600	1,505	1,415	1,045	1,490	1,405	1,310	1,220	850
35	1,850	1,760	1,660	1,570	1,185	1,740	1,650	1,550	1,460	1,075	1,540	1,450	1,350	1,260	875
36	1,925	1,830	1,725	1,630	1,230	1,815	1,720	1,615	1,520	1,120	1,600	1,505	1,400	1,305	905
37	1,995	1,895	1,785	1,685	1,270	1,880	1,780	1,670	1,570	1,155	1,655	1,555	1,445	1,345	930
38	2,070	1,965	1,850	1,745	1,315	1,950	1,845	1,730	1,625	1,195	1,715	1,610	1,495	1,390	960
39	2,145	2,035	1,910	1,805	1,360	2,020	1,910	1,785	1,680	1,235	1,770	1,660	1,535	1,430	985
40	2,220	2,110	1,980	1,865	1,405	2,090	1,980	1,850	1,735	1,275	1,830	1,720	1,590	1,475	1,015
41	2,315	2,200	2,060	1,945	1,460	2,180	2,065	1,925	1,810	1,325	1,905	1,790	1,650	1,535	1,050
42	2,400	2,280	2,130	2,010	1,510	2,260	2,140	1,990	1,870	1,370	1,970	1,850	1,700	1,580	1,080

初期入院10日給付特則適用なし

契約年齢(歳)	8大生活習慣病入院無制限給付特則					特定3疾病入院無制限給付特則					特則適用なし				
	Ⅱ型		Ⅰ型		なし	Ⅱ型		Ⅰ型		なし	Ⅱ型		Ⅰ型		なし
	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)
0	815	790	760	735	555	765	740	710	685	505	705	680	650	625	445
1	775	750	720	690	515	725	700	670	640	465	665	640	610	580	405
2	750	725	695	665	490	700	675	645	615	440	640	615	585	555	380
3	745	715	685	655	480	700	670	640	610	435	635	605	575	545	370
4	745	715	685	655	480	695	665	635	605	430	635	605	575	545	370
5	755	725	690	660	485	705	675	640	610	435	640	610	575	545	370
6	755	730	690	665	485	710	685	645	620	440	645	620	580	555	375
7	770	745	705	675	495	720	695	655	625	445	650	625	585	555	375
8	785	755	715	685	500	735	705	665	635	450	665	635	595	565	380
9	795	765	725	690	505	745	715	675	640	455	675	645	605	570	385
10	815	780	740	705	515	765	730	690	655	465	690	655	615	580	390
11	830	800	755	720	525	780	750	705	670	475	705	675	630	595	400
12	850	815	770	735	535	800	765	720	685	485	720	685	640	605	405
13	870	830	785	750	545	815	775	730	695	490	740	700	655	620	415
14	890	850	800	765	555	835	795	745	710	500	755	715	665	630	420
15	910	870	825	785	570	855	815	770	730	515	770	730	685	645	430
16	930	890	840	800	580	875	835	785	745	525	785	745	695	655	435
17	950	910	855	815	590	895	855	800	760	535	805	765	710	670	445
18	975	930	880	835	605	915	870	820	775	545	825	780	730	685	455
19	1,000	955	900	855	620	940	895	840	795	560	840	795	740	695	460
20	1,030	980	925	875	635	970	920	865	815	575	865	815	760	710	470
21	1,055	1,005	950	895	650	990	940	885	830	585	885	835	780	725	480
22	1,080	1,030	970	920	665	1,015	965	905	855	600	905	855	795	745	490
23	1,110	1,055	995	940	680	1,045	990	930	875	615	935	880	820	765	505
24	1,145	1,085	1,025	965	700	1,080	1,020	960	900	635	960	900	840	780	515
25	1,180	1,120	1,055	995	720	1,110	1,050	985	925	650	985	925	860	800	525
26	1,215	1,150	1,085	1,025	740	1,145	1,080	1,015	955	670	1,015	950	885	825	540
27	1,255	1,185	1,120	1,055	760	1,180	1,110	1,045	980	685	1,045	975	910	845	550
28	1,290	1,225	1,150	1,085	780	1,215	1,150	1,075	1,010	705	1,075	1,010	935	870	565
29	1,330	1,260	1,185	1,115	800	1,255	1,185	1,110	1,040	725	1,110	1,040	965	895	580
30	1,375	1,300	1,220	1,150	825	1,295	1,220	1,140	1,070	745	1,145	1,070	990	920	595
31	1,430	1,350	1,270	1,190	855	1,350	1,270	1,190	1,110	775	1,190	1,110	1,030	950	615
32	1,475	1,395	1,310	1,230	880	1,390	1,310	1,225	1,145	795	1,225	1,145	1,060	980	630
33	1,530	1,445	1,355	1,270	910	1,440	1,355	1,265	1,180	820	1,265	1,180	1,090	1,005	645
34	1,575	1,490	1,395	1,305	935	1,485	1,400	1,305	1,215	845	1,300	1,215	1,120	1,030	660
35	1,630	1,540	1,440	1,350	965	1,540	1,450	1,350	1,260	875	1,345	1,255	1,155	1,065	680
36	1,700	1,605	1,500	1,405	1,005	1,605	1,510	1,405	1,310	910	1,400	1,305	1,200	1,105	705
37	1,765	1,665	1,555	1,455	1,040	1,665	1,565	1,455	1,355	940	1,450	1,350	1,240	1,140	725
38	1,830	1,725	1,610	1,505	1,075	1,730	1,625	1,510	1,405	975	1,505	1,400	1,285	1,180	750
39	1,900	1,790	1,665	1,560	1,115	1,790	1,680	1,555	1,450	1,005	1,555	1,445	1,320	1,215	770
40	1,970	1,860	1,730	1,615	1,155	1,855	1,745	1,615	1,500	1,040	1,610	1,500	1,370	1,255	795
41	2,055	1,940	1,800	1,685	1,200	1,940	1,825	1,685	1,570	1,085	1,680	1,565	1,425	1,310	825
42	2,135	2,015	1,865	1,745	1,245	2,015	1,895	1,745	1,625	1,125	1,740	1,620	1,470	1,350	850

●2025年4月現在の保険料を表示しています。
●上記掲載以外の保険料については、設計書などでご確認ください。

オプション（選べる特約）については次ページをご覧ください。

月払保険料表 男性

契約年齢 0～42歳

オプション（選べる特約）

ご契約にあたっては**最低日額・最低保険料**があります。

「主契約の日額が**3,000円以上**かつ主契約＋特約（継続入院・在宅療養収入サポート特約を除く）の保険料合計が**1,000円以上**」または「主契約の日額が**5,000円以上**」

保険期間・保険料払込期間　終身
・損傷特約は80歳まで
・継続入院・在宅療養収入サポート特約は70歳まで

保険料払込免除の特約　なし

［単位:円］

契約年齢(歳)	先進医療・患者申出療養特約(21)（どちらかを選択）	先進医療特約(11)（どちらかを選択）	入院一時給付特約(20)	通院治療特約(23)	8大生活習慣病入院特約(20)	特定3疾病一時給付特約(25) Ⅰ型	特定3疾病一時給付特約(25) Ⅱ型	がん診断特約(25) Ⅰ型	がん診断特約(25) Ⅱ型	薬剤治療特約(21) 抗がん剤型	薬剤治療特約(21) 支払対象薬剤Ⅰ型120回型	がん自由診療特約	損傷特約 Ⅰ型	損傷特約 Ⅱ型	継続入院・在宅療養収入サポート特約 Ⅰ型	継続入院・在宅療養収入サポート特約 Ⅱ型	終身保険特約（低解約返戻金型）（どちらかを選択）	介護保障付終身保険特約（低解約返戻金型）（どちらかを選択）
	－	－	1入院につき5万円	1日につき5,000円	1日につき5,000円	1回につき50万円		1回につき50万円		抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円 自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円	抗がん剤型の給付に加え、特定薬剤治療給付金 1か月につき1万円	－	特定損傷給付金 1回につき5万円 重度特定損傷給付金 1回につき10万円 熱中症給付金 1回につき1万円	Ⅰ型の給付に加え、損傷通院治療給付金 1日につき3,000円	継続入院・在宅療養収入サポート給付金 1回につき60万円	Ⅰ型の給付に加え、短期継続入院・在宅療養収入サポート給付金 1回につき10万円	保険金50万円	保険金50万円
0	140	110	360	255	－	365	440	360	400	145	319	348	245	641	－	－	360	－
1	140	110	295	250	－	375	450	370	405	150	327	348	245	641	－	－	360	－
2	140	110	255	245	－	380	460	375	415	150	330	348	245	641	－	－	365	－
3	140	110	235	245	－	390	470	380	420	150	333	348	245	641	－	－	375	－
4	140	110	220	240	－	400	485	385	430	155	341	348	245	638	－	－	380	－
5	140	110	215	240	－	415	500	395	435	160	350	348	245	638	－	－	390	－
6	140	110	215	245	－	425	515	400	445	160	354	348	245	635	－	－	395	－
7	140	110	210	245	－	440	530	410	455	165	363	348	245	632	－	－	400	－
8	140	110	210	250	－	450	550	420	465	165	367	348	245	626	－	－	410	－
9	140	110	215	255	－	465	570	430	480	170	377	348	245	620	－	－	420	－
10	140	110	215	255	－	485	590	440	490	175	386	348	245	611	－	－	425	－
11	140	110	220	260	－	500	610	450	500	175	392	348	245	599	－	－	430	－
12	140	110	220	265	－	515	630	460	515	180	402	348	245	587	－	－	440	－
13	140	110	225	270	－	535	655	470	525	185	413	348	245	572	－	－	450	－
14	140	110	230	280	－	555	675	480	540	190	424	348	245	560	－	－	455	－
15	140	110	235	285	195	575	700	495	555	195	436	348	245	548	630	950	465	500
16	140	110	235	290	200	595	725	505	570	200	448	348	245	536	630	950	475	510
17	140	110	240	295	205	615	755	520	585	205	460	348	245	530	640	970	490	520
18	140	110	245	305	210	640	785	535	600	210	473	348	245	521	650	980	500	530
19	140	110	250	310	215	660	815	550	620	215	487	348	245	518	660	1,000	505	540
20	140	110	260	320	220	690	845	565	640	220	501	348	245	515	670	1,010	520	555
21	140	110	265	330	225	715	880	580	655	230	519	348	245	515	680	1,030	530	570
22	140	110	270	340	230	745	915	600	680	235	533	348	245	515	690	1,050	540	575
23	140	110	280	355	235	775	955	620	705	240	548	348	245	518	710	1,070	550	590
24	140	110	285	365	240	805	995	640	730	250	568	348	245	521	720	1,090	565	605
25	140	110	295	380	250	840	1,035	665	755	255	584	348	245	524	730	1,110	575	620
26	140	110	300	390	255	875	1,080	685	780	265	605	348	245	527	750	1,140	590	635
27	140	110	310	405	265	915	1,130	710	810	275	627	348	245	533	760	1,150	605	650
28	140	110	315	420	270	955	1,180	735	840	280	645	348	245	536	780	1,180	620	665
29	140	110	325	440	280	995	1,230	760	870	290	669	348	245	542	790	1,200	635	685
30	140	110	335	455	290	1,040	1,285	790	905	300	693	348	245	545	810	1,230	650	700
31	140	110	345	475	300	1,095	1,355	825	950	315	724	348	245	548	840	1,270	665	715
32	140	110	355	495	310	1,145	1,415	860	985	325	750	348	245	551	860	1,310	685	740
33	140	110	365	515	320	1,200	1,485	895	1,030	340	783	348	245	554	880	1,340	700	755
34	140	110	375	540	330	1,255	1,555	930	1,070	350	811	348	245	557	900	1,370	715	775
35	140	110	385	560	340	1,315	1,625	970	1,120	365	845	348	245	563	930	1,420	740	800
36	140	110	395	585	355	1,385	1,715	1,020	1,175	380	881	348	245	566	960	1,460	760	825
37	140	110	410	610	370	1,455	1,800	1,065	1,225	395	918	348	245	569	990	1,510	780	850
38	140	110	420	640	380	1,520	1,885	1,110	1,280	410	955	348	245	575	1,030	1,570	800	870
39	140	110	435	665	395	1,595	1,975	1,160	1,340	430	1,000	348	245	578	1,060	1,620	825	900
40	140	110	445	695	410	1,670	2,070	1,210	1,400	450	1,045	348	245	584	1,090	1,670	850	925
41	140	110	465	730	430	1,765	2,185	1,275	1,470	470	1,092	348	245	587	1,140	1,740	875	955
42	140	110	475	760	450	1,850	2,290	1,330	1,540	490	1,141	348	245	590	1,170	1,790	905	985

基本の保障（主契約）については前ページをご覧ください。

- 2025年4月現在の保険料を表示しています。
- 上記保険料の「－」についてはお取り扱いしておりません。
- 上記掲載以外の保険料については、設計書などでご確認ください。
- 同一の被保険者において、先進医療給付（お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付）のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。
- 特定３疾病一時給付特約(25)とがん診断特約(25)は同一の型のみご選択いただけます。
- 終身保険特約(低解約返戻金型)・介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)は、主契約が「疾病入院給付金の特則適用なし」かつ「手術給付金等の型　なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。

月払保険料表 男性

契約年齢 43～85歳

基本の保障（主契約）：医療　終身保険(無解約返戻金型)(20)

入院給付日額 **5,000円**　給付限度の型 **30日型**　保険期間・保険料払込期間 **終身**　保険料払込免除の特約 **なし**

［単位:円］

ご契約にあたっては**最低日額・最低保険料**があります。

「主契約の日額が**3,000円以上**かつ主契約＋特約（継続入院・在宅療養収入サポート特約を除く）の保険料合計が**1,000円以上**」または「主契約の日額が**5,000円以上**」

初期入院10日給付特則

契約年齢(歳)	8大生活習慣病入院無制限給付特則					特定3疾病入院無制限給付特則					特則適用なし				
	Ⅱ型		Ⅰ型		なし	Ⅱ型		Ⅰ型		なし	Ⅱ型		Ⅰ型		なし
	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)
43	2,490	2,365	2,210	2,085	1,565	2,340	2,215	2,060	1,935	1,415	2,035	1,910	1,755	1,630	1,110
44	2,575	2,450	2,285	2,155	1,615	2,425	2,300	2,135	2,005	1,465	2,105	1,980	1,815	1,685	1,145
45	2,675	2,545	2,370	2,235	1,675	2,515	2,385	2,210	2,075	1,515	2,175	2,045	1,870	1,735	1,175
46	2,795	2,655	2,470	2,330	1,745	2,630	2,490	2,305	2,165	1,580	2,270	2,130	1,945	1,805	1,220
47	2,895	2,755	2,555	2,415	1,805	2,725	2,585	2,385	2,245	1,635	2,345	2,205	2,005	1,865	1,255
48	3,005	2,860	2,650	2,505	1,875	2,820	2,675	2,465	2,320	1,690	2,420	2,275	2,065	1,920	1,290
49	3,115	2,965	2,745	2,595	1,940	2,930	2,780	2,560	2,410	1,755	2,505	2,355	2,135	1,985	1,330
50	3,235	3,085	2,850	2,695	2,015	3,035	2,885	2,650	2,495	1,815	2,590	2,440	2,205	2,050	1,370
51	3,385	3,225	2,975	2,815	2,105	3,180	3,020	2,770	2,610	1,900	2,705	2,545	2,295	2,135	1,425
52	3,520	3,355	3,090	2,925	2,190	3,300	3,135	2,870	2,705	1,970	2,800	2,635	2,370	2,205	1,470
53	3,650	3,480	3,205	3,030	2,270	3,425	3,255	2,980	2,805	2,045	2,900	2,730	2,455	2,280	1,520
54	3,795	3,620	3,325	3,150	2,360	3,560	3,385	3,090	2,915	2,125	3,005	2,830	2,535	2,360	1,570
55	3,935	3,755	3,450	3,270	2,450	3,690	3,510	3,205	3,025	2,205	3,105	2,925	2,620	2,440	1,620
56	4,115	3,930	3,605	3,415	2,565	3,855	3,670	3,345	3,155	2,305	3,235	3,050	2,725	2,535	1,685
57	4,270	4,080	3,735	3,545	2,665	4,000	3,810	3,465	3,275	2,395	3,340	3,150	2,805	2,615	1,735
58	4,430	4,235	3,875	3,680	2,770	4,145	3,950	3,590	3,395	2,485	3,450	3,255	2,895	2,700	1,790
59	4,590	4,395	4,015	3,815	2,880	4,295	4,100	3,720	3,520	2,585	3,560	3,365	2,985	2,785	1,850
60	4,760	4,555	4,165	3,960	2,995	4,450	4,245	3,855	3,650	2,685	3,675	3,470	3,080	2,875	1,910
61	4,970	4,765	4,350	4,140	3,140	4,645	4,440	4,025	3,815	2,815	3,815	3,610	3,195	2,985	1,985
62	5,155	4,945	4,510	4,300	3,270	4,815	4,605	4,170	3,960	2,930	3,940	3,730	3,295	3,085	2,055
63	5,340	5,125	4,675	4,465	3,405	4,990	4,775	4,325	4,115	3,055	4,060	3,845	3,395	3,185	2,125
64	5,535	5,320	4,855	4,635	3,550	5,165	4,950	4,485	4,265	3,180	4,185	3,970	3,505	3,285	2,200
65	5,735	5,515	5,035	4,815	3,700	5,350	5,130	4,650	4,430	3,315	4,310	4,090	3,610	3,390	2,275
66	5,985	5,760	5,260	5,035	3,885	5,585	5,360	4,860	4,635	3,485	4,470	4,245	3,745	3,520	2,370
67	6,200	5,975	5,455	5,230	4,055	5,780	5,555	5,035	4,810	3,635	4,605	4,380	3,860	3,635	2,460
68	6,425	6,195	5,665	5,435	4,235	5,985	5,755	5,225	4,995	3,795	4,740	4,510	3,980	3,750	2,550
69	6,655	6,425	5,880	5,650	4,425	6,190	5,960	5,415	5,185	3,960	4,875	4,645	4,100	3,870	2,645
70	6,895	6,665	6,105	5,875	4,630	6,405	6,175	5,615	5,385	4,140	5,015	4,785	4,225	3,995	2,750
71	7,200	6,965	6,390	6,160	4,885	6,680	6,445	5,870	5,640	4,365	5,190	4,955	4,380	4,150	2,875
72	7,455	7,225	6,640	6,405	5,115	6,910	6,680	6,095	5,860	4,570	5,330	5,100	4,515	4,280	2,990
73	7,735	7,500	6,905	6,670	5,365	7,160	6,925	6,330	6,095	4,790	5,475	5,240	4,645	4,410	3,105
74	8,015	7,790	7,180	6,950	5,630	7,405	7,180	6,570	6,340	5,020	5,615	5,390	4,780	4,550	3,230
75	8,310	8,085	7,470	7,245	5,910	7,665	7,440	6,825	6,600	5,265	5,760	5,535	4,920	4,695	3,360
76	8,615	8,395	7,765	7,545	6,205	7,930	7,710	7,080	6,860	5,520	5,910	5,690	5,060	4,840	3,500
77	8,930	8,715	8,075	7,865	6,515	8,205	7,990	7,350	7,140	5,790	6,060	5,845	5,205	4,995	3,645
78	9,250	9,045	8,395	8,190	6,835	8,480	8,275	7,625	7,420	6,065	6,210	6,005	5,355	5,150	3,795
79	9,575	9,380	8,720	8,525	7,170	8,760	8,565	7,905	7,710	6,355	6,355	6,160	5,500	5,305	3,950
80	9,910	9,725	9,060	8,870	7,520	9,045	8,860	8,195	8,005	6,655	6,490	6,305	5,640	5,450	4,100
81	10,250	10,070	9,400	9,220	7,875	9,340	9,160	8,490	8,310	6,965	6,630	6,450	5,780	5,600	4,255
82	10,600	10,435	9,755	9,590	8,250	9,640	9,475	8,795	8,630	7,290	6,755	6,590	5,910	5,745	4,405
83	10,970	10,810	10,130	9,970	8,645	9,950	9,790	9,110	8,950	7,625	6,885	6,725	6,045	5,885	4,560
84	11,355	11,205	10,530	10,380	9,065	10,275	10,125	9,450	9,300	7,985	7,005	6,855	6,180	6,030	4,715
85	11,765	11,625	10,945	10,810	9,510	10,625	10,485	9,805	9,670	8,370	7,135	6,995	6,315	6,180	4,880

初期入院10日給付特則適用なし

契約年齢(歳)	8大生活習慣病入院無制限給付特則					特定3疾病入院無制限給付特則					特則適用なし				
	Ⅱ型		Ⅰ型		なし	Ⅱ型		Ⅰ型		なし	Ⅱ型		Ⅰ型		なし
	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)
43	2,215	2,090	1,935	1,810	1,290	2,085	1,960	1,805	1,680	1,160	1,800	1,675	1,520	1,395	875
44	2,295	2,170	2,005	1,875	1,335	2,165	2,040	1,875	1,745	1,205	1,860	1,735	1,570	1,440	900
45	2,385	2,255	2,080	1,945	1,385	2,245	2,115	1,940	1,805	1,245	1,925	1,795	1,620	1,485	925
46	2,495	2,355	2,170	2,030	1,445	2,350	2,210	2,025	1,885	1,300	2,010	1,870	1,685	1,545	960
47	2,590	2,450	2,250	2,110	1,500	2,440	2,300	2,100	1,960	1,350	2,080	1,940	1,740	1,600	990
48	2,685	2,540	2,330	2,185	1,555	2,530	2,385	2,175	2,030	1,400	2,150	2,005	1,795	1,650	1,020
49	2,790	2,640	2,420	2,270	1,615	2,630	2,480	2,260	2,110	1,455	2,230	2,080	1,860	1,710	1,055
50	2,900	2,750	2,515	2,360	1,680	2,730	2,580	2,345	2,190	1,510	2,310	2,160	1,925	1,770	1,090
51	3,040	2,880	2,630	2,470	1,760	2,860	2,700	2,450	2,290	1,580	2,415	2,255	2,005	1,845	1,135
52	3,160	2,995	2,730	2,565	1,830	2,975	2,810	2,545	2,380	1,645	2,505	2,340	2,075	1,910	1,175
53	3,285	3,115	2,840	2,665	1,905	3,090	2,920	2,645	2,470	1,710	2,595	2,425	2,150	1,975	1,215
54	3,420	3,245	2,950	2,775	1,985	3,215	3,040	2,745	2,570	1,780	2,695	2,520	2,225	2,050	1,260
55	3,550	3,370	3,065	2,885	2,065	3,340	3,160	2,855	2,675	1,855	2,790	2,610	2,305	2,125	1,305
56	3,715	3,530	3,205	3,015	2,165	3,495	3,310	2,985	2,795	1,945	2,910	2,725	2,400	2,210	1,360
57	3,860	3,670	3,325	3,135	2,255	3,625	3,435	3,090	2,900	2,020	3,010	2,820	2,475	2,285	1,405
58	4,005	3,810	3,450	3,255	2,345	3,765	3,570	3,210	3,015	2,105	3,115	2,920	2,560	2,365	1,455
59	4,155	3,960	3,580	3,380	2,445	3,905	3,710	3,330	3,130	2,195	3,215	3,020	2,640	2,440	1,505
60	4,315	4,110	3,720	3,515	2,550	4,050	3,845	3,455	3,250	2,285	3,325	3,120	2,730	2,525	1,560
61	4,510	4,305	3,890	3,680	2,680	4,235	4,030	3,615	3,405	2,405	3,460	3,255	2,840	2,630	1,630
62	4,685	4,475	4,040	3,830	2,800	4,395	4,185	3,750	3,540	2,510	3,575	3,365	2,930	2,720	1,690
63	4,860	4,645	4,195	3,985	2,925	4,555	4,340	3,890	3,680	2,620	3,690	3,475	3,025	2,815	1,755
64	5,040	4,825	4,360	4,140	3,055	4,725	4,510	4,045	3,825	2,740	3,805	3,590	3,125	2,905	1,820
65	5,230	5,010	4,530	4,310	3,195	4,900	4,680	4,200	3,980	2,865	3,925	3,705	3,225	3,005	1,890
66	5,470	5,245	4,745	4,520	3,370	5,120	4,895	4,395	4,170	3,020	4,080	3,855	3,355	3,130	1,980
67	5,670	5,445	4,925	4,700	3,525	5,305	5,080	4,560	4,335	3,160	4,205	3,980	3,460	3,235	2,060
68	5,885	5,655	5,125	4,895	3,695	5,500	5,270	4,740	4,510	3,310	4,335	4,105	3,575	3,345	2,145
69	6,100	5,870	5,325	5,095	3,870	5,695	5,465	4,920	4,690	3,465	4,465	4,235	3,690	3,460	2,235
70	6,325	6,095	5,535	5,305	4,060	5,900	5,670	5,110	4,880	3,635	4,595	4,365	3,805	3,575	2,330
71	6,610	6,375	5,800	5,570	4,295	6,160	5,925	5,350	5,120	3,845	4,765	4,530	3,955	3,725	2,450
72	6,855	6,625	6,040	5,805	4,515	6,380	6,150	5,565	5,330	4,040	4,900	4,670	4,085	3,850	2,560
73	7,120	6,885	6,290	6,055	4,750	6,615	6,380	5,785	5,550	4,245	5,045	4,810	4,215	3,980	2,675
74	7,385	7,160	6,550	6,320	5,000	6,850	6,625	6,015	5,785	4,465	5,180	4,955	4,345	4,115	2,795
75	7,665	7,440	6,825	6,600	5,265	7,100	6,875	6,260	6,035	4,700	5,325	5,100	4,485	4,260	2,925
76	7,965	7,745	7,115	6,895	5,555	7,360	7,140	6,510	6,290	4,950	5,470	5,250	4,620	4,400	3,060
77	8,270	8,055	7,415	7,205	5,855	7,630	7,415	6,775	6,565	5,215	5,620	5,405	4,765	4,555	3,205
78	8,590	8,385	7,735	7,530	6,175	7,910	7,705	7,055	6,850	5,495	5,770	5,565	4,915	4,710	3,355
79	8,910	8,715	8,055	7,860	6,505	8,190	7,995	7,335	7,140	5,785	5,915	5,720	5,060	4,865	3,510
80	9,245	9,060	8,395	8,205	6,855	8,485	8,300	7,635	7,445	6,095	6,055	5,870	5,205	5,015	3,665
81	9,595	9,415	8,745	8,565	7,220	8,790	8,610	7,940	7,760	6,415	6,200	6,020	5,350	5,170	3,825
82	9,955	9,790	9,110	8,945	7,605	9,100	8,935	8,255	8,090	6,750	6,340	6,175	5,495	5,330	3,990
83	10,335	10,175	9,495	9,335	8,010	9,435	9,275	8,595	8,435	7,110	6,480	6,320	5,640	5,480	4,155
84	10,730	10,580	9,905	9,755	8,440	9,780	9,630	8,955	8,805	7,490	6,615	6,465	5,790	5,640	4,325
85	11,155	11,015	10,335	10,200	8,900	10,155	10,015	9,335	9,200	7,900	6,760	6,620	5,940	5,805	4,505

- 2025年4月現在の保険料を表示しています。
- 上記掲載以外の保険料については、設計書などでご確認ください。

オプション（選べる特約）については次ページをご覧ください。

月払保険料表 男性

契約年齢 43～85歳

オプション（選べる特約）

ご契約にあたっては**最低日額・最低保険料**があります。

「主契約の日額が**3,000円以上**かつ主契約＋特約（継続入院・在宅療養収入サポート特約を除く）の保険料合計が**1,000円以上**」または「主契約の日額が**5,000円以上**」

保険期間・保険料払込期間　終身
・損傷特約は80歳まで
・継続入院・在宅療養収入サポート特約は70歳まで

保険料払込免除の特約　なし

［単位:円］

契約年齢(歳)	どちらかを選択 先進医療・患者申出療養特約(21)	どちらかを選択 先進医療特約(11)	入院一時給付特約(20)	通院治療特約(23)	8大生活習慣病入院特約(20)	特定3疾病一時給付特約(25) Ⅰ型	特定3疾病一時給付特約(25) Ⅱ型	がん診断特約(25) Ⅰ型	がん診断特約(25) Ⅱ型	薬剤治療特約(21) 抗がん剤型	薬剤治療特約(21) 支払対象薬剤Ⅰ型120回型	がん自由診療特約	損傷特約 Ⅰ型	損傷特約 Ⅱ型	継続入院・在宅療養収入サポート特約 Ⅰ型	継続入院・在宅療養収入サポート特約 Ⅱ型	どちらかを選択 終身保険特約（低解約返戻金型）	どちらかを選択 介護保障付終身保険特約（低解約返戻金型）
	－	－	1入院につき5万円	1日につき5,000円	1日につき5,000円	1回につき50万円		1回につき50万円		抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円 自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円	抗がん剤型の給付に加え、特定薬剤治療給付金 1か月につき1万円	－	特定損傷給付金 1回につき5万円 重度特定損傷給付金 1回につき10万円 熱中症給付金 1回につき1万円	Ⅰ型の給付に加え、損傷通院治療給付金 1日につき3,000円	継続入院・在宅療養収入サポート給付金 1回につき60万円	Ⅰ型の給付に加え、短期継続入院・在宅療養収入サポート給付金 1回につき10万円	保険金50万円	保険金50万円
43	140	110	490	795	465	1,940	2,400	1,395	1,610	510	1,191	348	245	593	1,210	1,850	930	1,015
44	140	110	505	830	485	2,035	2,515	1,455	1,685	535	1,248	348	245	596	1,250	1,910	960	1,050
45	140	110	520	865	505	2,130	2,640	1,525	1,765	560	1,306	348	245	602	1,300	1,990	990	1,090
46	140	110	540	910	530	2,250	2,785	1,605	1,860	590	1,372	348	245	605	1,340	2,050	1,025	1,130
47	140	110	555	955	555	2,360	2,915	1,680	1,945	615	1,432	348	245	611	1,380	2,120	1,060	1,165
48	140	110	575	995	580	2,470	3,055	1,760	2,035	645	1,501	348	245	617	1,440	2,200	1,090	1,205
49	140	110	590	1,040	605	2,585	3,195	1,840	2,130	675	1,569	348	245	623	1,490	2,280	1,130	1,255
50	140	110	610	1,085	630	2,705	3,345	1,925	2,225	710	1,644	348	245	626	1,540	2,360	1,170	1,300
51	140	110	640	1,140	660	2,845	3,515	2,025	2,340	745	1,723	348	245	632	1,600	2,450	1,215	1,350
52	140	110	660	1,190	690	2,975	3,675	2,110	2,445	780	1,803	348	245	638	1,650	2,540	1,260	1,405
53	140	110	685	1,245	725	3,100	3,830	2,200	2,550	815	1,886	348	245	644	1,710	2,630	1,305	1,465
54	140	110	710	1,295	755	3,235	3,995	2,295	2,655	855	1,974	348	245	650	1,770	2,730	1,355	1,525
55	140	110	730	1,350	790	3,370	4,160	2,385	2,765	895	2,066	348	245	656	1,830	2,820	1,405	1,585
56	140	110	760	1,420	830	3,530	4,355	2,495	2,890	940	2,166	348	245	662	1,880	2,910	1,465	1,655
57	140	110	785	1,475	865	3,670	4,530	2,595	3,005	980	2,262	348	245	665	1,940	3,010	1,525	1,730
58	140	110	810	1,540	900	3,810	4,705	2,695	3,120	1,025	2,366	348	245	671	2,010	3,120	1,590	1,805
59	140	110	840	1,605	935	3,960	4,885	2,795	3,235	1,070	2,471	348	245	677	2,090	3,250	1,655	1,890
60	140	110	865	1,670	970	4,110	5,075	2,900	3,360	1,120	2,575	348	245	683	2,170	3,380	1,730	1,985
61	140	110	900	1,755	1,015	4,295	5,300	3,030	3,510	1,165	2,685	348	245	689	－	－	1,805	2,080
62	140	110	930	1,825	1,055	4,450	5,495	3,140	3,635	1,215	2,802	348	245	698	－	－	1,890	2,190
63	140	110	960	1,900	1,095	4,605	5,685	3,250	3,760	1,260	2,916	348	245	704	－	－	1,980	2,305
64	140	110	995	1,980	1,135	4,755	5,875	3,350	3,875	1,310	3,037	348	245	710	－	－	2,075	2,430
65	140	110	1,025	2,055	1,175	4,900	6,050	3,445	3,985	1,365	3,165	348	245	719	－	－	2,175	2,565
66	140	110	1,065	2,145	1,225	5,075	6,265	3,555	4,110	1,415	3,288	348	245	728	－	－	2,285	2,690
67	140	110	1,100	2,220	1,265	5,205	6,430	3,630	4,195	1,470	3,416	348	245	737	－	－	2,410	2,840
68	140	110	1,135	2,295	1,300	5,330	6,585	3,700	4,275	1,520	3,539	348	245	746	－	－	2,540	3,005
69	140	110	1,170	2,370	1,340	5,445	6,735	3,770	4,350	1,570	3,661	348	245	752	－	－	2,680	3,190
70	140	110	1,210	2,450	1,380	5,565	6,880	3,830	4,420	1,620	3,781	348	245	761	－	－	2,835	3,395
71	140	110	1,260	2,545	1,435	5,720	7,075	3,920	4,520	1,665	3,891	348	－	－	－	－	3,010	3,620
72	140	110	1,305	2,625	1,485	5,835	7,220	3,985	4,585	1,705	3,994	348	－	－	－	－	3,200	3,870
73	140	110	1,350	2,705	1,535	5,950	7,360	4,045	4,650	1,740	4,088	348	－	－	－	－	3,410	4,145
74	140	110	1,400	2,785	1,585	6,060	7,495	4,100	4,715	1,770	4,174	348	－	－	－	－	3,635	4,455
75	140	110	1,450	2,860	1,635	6,175	7,635	4,160	4,775	1,795	4,251	348	－	－	－	－	3,890	4,800
76	140	110	1,510	2,940	1,685	6,290	7,770	4,215	4,835	1,810	4,311	348	－	－	－	－	4,170	5,180
77	140	110	1,565	3,015	1,735	6,400	7,910	4,270	4,890	1,820	4,361	348	－	－	－	－	4,475	5,600
78	140	110	1,625	3,080	1,785	6,515	8,045	4,320	4,940	1,825	4,401	348	－	－	－	－	4,820	6,065
79	140	110	1,680	3,145	1,830	6,625	8,175	4,365	4,990	1,825	4,432	348	－	－	－	－	5,190	6,585
80	140	110	1,740	3,200	1,875	6,730	8,305	4,410	5,030	1,815	4,447	348	－	－	－	－	5,605	7,165
81	140	110	1,795	3,245	1,915	6,835	8,430	4,445	5,065	1,800	4,452	348	－	－	－	－	6,060	7,800
82	140	110	1,850	3,280	1,960	6,940	8,555	4,480	5,095	1,785	4,452	348	－	－	－	－	6,560	8,510
83	140	110	1,900	3,315	2,005	7,045	8,680	4,510	5,120	1,765	4,443	348	－	－	－	－	7,120	9,305
84	140	110	1,955	3,340	2,055	7,150	8,800	4,540	5,145	1,745	4,428	348	－	－	－	－	7,740	10,180
85	140	110	2,015	3,365	2,110	7,250	8,920	4,565	5,160	1,725	4,408	348	－	－	－	－	8,420	11,155

基本の保障（主契約）については前ページをご覧ください。

- 2025年4月現在の保険料を表示しています。
- 上記保険料の「－」についてはお取り扱いしておりません。
- 上記掲載以外の保険料については、設計書などでご確認ください。
- 同一の被保険者において、先進医療給付（お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付）のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。
- 特定３疾病一時給付特約(25)とがん診断特約(25)は同一の型のみご選択いただけます。
- 終身保険特約(低解約返戻金型)・介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)は、主契約が「疾病入院給付金の特則適用なし」かつ「手術給付金等の型　なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。

月払保険料表 女性

契約年齢 0～42歳

基本の保障（主契約）：医療　終身保険(無解約返戻金型)(20)

入院給付日額 **5,000円**　給付限度の型 **30日型**　保険期間・保険料払込期間 **終身**　保険料払込免除の特約 **なし**

［単位:円］

ご契約にあたっては**最低日額・最低保険料**があります。

「主契約の日額が**3,000円以上**かつ主契約＋特約（継続入院・在宅療養収入サポート特約を除く）の保険料合計が**1,000円以上**」または「主契約の日額が**5,000円以上**」

契約年齢(歳)	初期入院10日給付特則														
	8大生活習慣病入院無制限給付特則					特定3疾病入院無制限給付特則					特則適用なし				
	Ⅱ型		Ⅰ型		なし	Ⅱ型		Ⅰ型		なし	Ⅱ型		Ⅰ型		なし
	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)
0	905	885	845	820	660	865	845	805	780	620	815	795	755	730	565
1	850	830	790	765	600	810	790	750	725	555	760	740	700	675	505
2	830	810	765	745	565	790	770	725	705	525	740	720	675	655	470
3	825	800	755	735	550	785	760	715	695	510	735	710	665	645	460
4	835	810	765	740	550	795	770	725	700	510	745	720	675	650	460
5	850	825	775	755	555	810	785	735	715	515	760	735	685	665	465
6	865	845	790	765	565	825	805	750	725	520	775	755	700	675	470
7	890	865	810	785	570	850	825	770	745	530	795	770	715	690	475
8	915	890	830	805	580	875	850	790	765	540	820	795	735	710	485
9	940	915	850	825	590	900	875	810	785	550	845	820	755	730	490
10	970	945	880	850	605	925	900	835	805	560	870	845	780	750	505
11	1,000	970	900	870	620	960	930	860	830	575	900	870	800	770	515
12	1,040	1,005	935	905	635	995	960	890	860	590	935	900	830	800	530
13	1,070	1,040	965	935	655	1,025	995	920	890	610	965	935	860	830	545
14	1,110	1,080	1,000	965	675	1,065	1,035	955	920	625	1,000	970	890	855	560
15	1,155	1,120	1,035	1,000	695	1,105	1,070	985	950	645	1,040	1,005	920	885	575
16	1,195	1,160	1,075	1,035	715	1,145	1,110	1,025	985	665	1,075	1,040	955	915	595
17	1,240	1,200	1,110	1,070	735	1,190	1,150	1,060	1,020	685	1,120	1,080	990	950	610
18	1,285	1,245	1,150	1,110	760	1,235	1,195	1,100	1,060	710	1,160	1,120	1,025	985	630
19	1,335	1,290	1,195	1,150	785	1,285	1,240	1,145	1,100	730	1,205	1,160	1,065	1,020	650
20	1,380	1,335	1,230	1,190	805	1,330	1,285	1,180	1,140	755	1,250	1,205	1,100	1,060	665
21	1,430	1,385	1,275	1,230	830	1,375	1,330	1,220	1,175	775	1,290	1,245	1,135	1,090	685
22	1,480	1,430	1,320	1,270	855	1,425	1,375	1,265	1,215	800	1,335	1,285	1,175	1,125	705
23	1,520	1,475	1,355	1,305	880	1,465	1,420	1,300	1,250	820	1,370	1,325	1,205	1,155	720
24	1,565	1,510	1,390	1,340	900	1,510	1,455	1,335	1,285	840	1,410	1,355	1,235	1,185	735
25	1,600	1,550	1,425	1,370	920	1,540	1,490	1,365	1,310	860	1,435	1,385	1,260	1,205	750
26	1,630	1,575	1,450	1,395	935	1,570	1,515	1,390	1,335	870	1,460	1,405	1,280	1,225	760
27	1,650	1,595	1,465	1,410	945	1,590	1,535	1,405	1,350	880	1,475	1,420	1,290	1,235	765
28	1,660	1,600	1,470	1,415	950	1,595	1,535	1,405	1,350	885	1,480	1,420	1,290	1,235	765
29	1,665	1,605	1,475	1,415	955	1,600	1,540	1,410	1,350	890	1,480	1,420	1,290	1,230	765
30	1,670	1,610	1,475	1,415	960	1,600	1,540	1,405	1,345	890	1,475	1,415	1,280	1,220	760
31	1,680	1,615	1,485	1,420	970	1,610	1,545	1,415	1,350	895	1,480	1,415	1,285	1,220	760
32	1,680	1,615	1,485	1,420	975	1,605	1,540	1,410	1,345	900	1,470	1,405	1,275	1,210	755
33	1,675	1,610	1,480	1,415	975	1,600	1,535	1,405	1,340	900	1,455	1,390	1,260	1,195	750
34	1,680	1,610	1,485	1,415	980	1,600	1,530	1,405	1,335	900	1,445	1,375	1,250	1,180	745
35	1,680	1,610	1,485	1,415	990	1,595	1,525	1,400	1,330	905	1,435	1,365	1,240	1,170	740
36	1,695	1,620	1,495	1,425	1,010	1,610	1,535	1,410	1,340	920	1,440	1,365	1,240	1,170	745
37	1,710	1,635	1,510	1,435	1,020	1,620	1,545	1,420	1,345	930	1,440	1,365	1,240	1,165	745
38	1,725	1,650	1,525	1,450	1,040	1,630	1,555	1,430	1,355	945	1,440	1,365	1,240	1,165	750
39	1,760	1,680	1,555	1,480	1,060	1,665	1,585	1,460	1,385	965	1,460	1,380	1,255	1,180	755
40	1,785	1,705	1,580	1,500	1,085	1,685	1,605	1,480	1,400	985	1,470	1,390	1,265	1,185	770
41	1,840	1,755	1,630	1,545	1,125	1,735	1,650	1,525	1,440	1,015	1,510	1,425	1,300	1,215	785
42	1,880	1,795	1,665	1,580	1,155	1,770	1,685	1,555	1,470	1,045	1,530	1,445	1,315	1,230	805

契約年齢(歳)	初期入院10日給付特則適用なし														
	8大生活習慣病入院無制限給付特則					特定3疾病入院無制限給付特則					特則適用なし				
	Ⅱ型		Ⅰ型		なし	Ⅱ型		Ⅰ型		なし	Ⅱ型		Ⅰ型		なし
	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)
0	730	710	670	645	480	695	675	635	610	440	650	630	590	565	395
1	705	685	645	620	445	670	650	610	585	410	625	605	565	540	365
2	700	680	635	615	430	660	640	595	575	390	620	600	555	535	345
3	705	680	635	615	425	670	645	600	580	385	625	600	555	535	340
4	720	695	650	625	430	680	655	610	585	390	635	610	565	540	345
5	735	710	660	640	435	695	670	620	600	395	650	625	575	555	350
6	750	730	675	650	440	715	695	640	615	405	665	645	590	565	355
7	775	750	695	670	450	735	710	655	630	410	685	660	605	580	360
8	800	775	715	690	460	760	735	675	650	420	710	685	625	600	370
9	825	800	735	710	470	785	760	695	670	430	730	705	640	615	375
10	850	825	760	730	480	810	785	720	690	440	755	730	665	635	385
11	880	850	780	750	495	840	810	740	710	450	785	755	685	655	395
12	915	880	810	780	505	870	835	765	735	465	815	780	710	680	405
13	940	910	835	805	520	900	870	795	765	480	840	810	735	705	415
14	975	945	865	830	535	935	905	825	790	490	870	840	760	725	430
15	1,015	980	895	860	550	975	940	855	820	505	910	875	790	755	440
16	1,050	1,015	930	890	570	1,010	975	890	850	520	940	905	820	780	455
17	1,095	1,055	965	925	585	1,050	1,010	920	880	540	980	940	850	810	465
18	1,135	1,095	1,000	960	600	1,090	1,050	955	915	555	1,015	975	880	840	480
19	1,180	1,135	1,040	995	620	1,130	1,085	990	945	570	1,055	1,010	915	870	495
20	1,220	1,175	1,070	1,030	640	1,170	1,125	1,020	980	590	1,095	1,050	945	905	505
21	1,265	1,220	1,110	1,065	660	1,215	1,170	1,060	1,015	605	1,130	1,085	975	930	520
22	1,305	1,255	1,145	1,095	675	1,255	1,205	1,095	1,045	625	1,170	1,120	1,010	960	535
23	1,345	1,300	1,180	1,130	695	1,290	1,245	1,125	1,075	640	1,200	1,155	1,035	985	545
24	1,385	1,330	1,210	1,160	710	1,335	1,280	1,160	1,110	655	1,240	1,185	1,065	1,015	560
25	1,415	1,365	1,240	1,185	730	1,360	1,310	1,185	1,130	670	1,265	1,215	1,090	1,035	570
26	1,445	1,390	1,265	1,210	740	1,385	1,330	1,205	1,150	680	1,285	1,230	1,105	1,050	575
27	1,465	1,410	1,280	1,225	750	1,405	1,350	1,220	1,165	690	1,300	1,245	1,115	1,060	580
28	1,475	1,415	1,285	1,230	760	1,415	1,355	1,225	1,170	695	1,305	1,245	1,115	1,060	585
29	1,480	1,420	1,290	1,230	765	1,420	1,360	1,230	1,170	700	1,305	1,245	1,115	1,055	585
30	1,485	1,425	1,290	1,230	770	1,425	1,365	1,230	1,170	705	1,305	1,245	1,110	1,050	585
31	1,500	1,435	1,305	1,240	780	1,435	1,370	1,240	1,175	715	1,310	1,245	1,115	1,050	585
32	1,500	1,435	1,305	1,240	790	1,435	1,370	1,240	1,175	720	1,305	1,240	1,110	1,045	585
33	1,500	1,435	1,305	1,240	795	1,430	1,365	1,235	1,170	725	1,295	1,230	1,100	1,035	580
34	1,505	1,435	1,310	1,240	805	1,435	1,365	1,240	1,170	730	1,290	1,220	1,095	1,025	580
35	1,510	1,440	1,315	1,245	815	1,435	1,365	1,240	1,170	740	1,280	1,210	1,085	1,015	580
36	1,525	1,450	1,325	1,255	835	1,450	1,375	1,250	1,180	755	1,285	1,210	1,085	1,015	585
37	1,540	1,465	1,340	1,265	850	1,460	1,385	1,260	1,185	765	1,285	1,210	1,085	1,010	590
38	1,555	1,480	1,355	1,280	870	1,470	1,395	1,270	1,195	780	1,290	1,215	1,090	1,015	595
39	1,590	1,510	1,385	1,310	890	1,500	1,420	1,295	1,220	800	1,305	1,225	1,100	1,025	605
40	1,615	1,535	1,410	1,330	915	1,525	1,445	1,320	1,240	820	1,320	1,240	1,115	1,035	615
41	1,670	1,585	1,460	1,375	950	1,570	1,485	1,360	1,275	850	1,355	1,270	1,145	1,060	630
42	1,705	1,620	1,490	1,405	980	1,605	1,520	1,390	1,305	875	1,375	1,290	1,160	1,075	650

●2025年4月現在の保険料を表示しています。
●上記掲載以外の保険料については、設計書などでご確認ください。

オプション（選べる特約）については次ページをご覧ください。

月払保険料表 女性

契約年齢 0～42歳

オプション（選べる特約）

ご契約にあたっては**最低日額・最低保険料**があります。

「主契約の日額が**3,000円以上**かつ主契約＋特約（継続入院・在宅療養収入サポート特約を除く）の保険料合計が**1,000円以上**」または「主契約の日額が**5,000円以上**」

保険期間・保険料払込期間 **終身**
・損傷特約は80歳まで
・継続入院・在宅療養収入サポート特約は70歳まで

保険料払込免除の特約 **なし**

［単位:円］

契約年齢(歳)	先進医療・患者申出療養特約(21)（どちらかを選択）	先進医療特約(11)（どちらかを選択）	入院一時給付特約(20)	通院治療特約(23)	8大生活習慣病入院特約(20)	女性医療特約(20) 入院型	女性医療特約(20) 入院・手術型	特定女性疾病通院治療特約	特定3疾病一時給付特約(25) Ⅰ型	特定3疾病一時給付特約(25) Ⅱ型	がん診断特約(25) Ⅰ型	がん診断特約(25) Ⅱ型	薬剤治療特約(21) 抗がん剤型	薬剤治療特約(21) 支払対象薬剤Ⅰ型120回型	がん自由診療特約	損傷特約 Ⅰ型	損傷特約 Ⅱ型	継続入院・在宅療養収入サポート特約 Ⅰ型	継続入院・在宅療養収入サポート特約 Ⅱ型	終身保険特約（低解約返戻金型）（どちらかを選択）	介護保障付終身保険特約（低解約返戻金型）（どちらかを選択）
	－	－	1入院につき5万円	1日につき5,000円	1日につき5,000円	女性疾病入院給付金 1日につき5,000円	入院型の給付に加え、女性特定手術給付金 1回につき15万円 乳房再建術給付金 1乳房につき50万円	1日につき5,000円	1回につき50万円		1回につき50万円		抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円 自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円	抗がん剤型の給付に加え、特定薬剤治療給付金 1か月につき1万円	－	特定損傷給付金 1回につき5万円 重度特定損傷給付金 1回につき10万円 熱中症給付金 1回につき1万円	Ⅰ型の給付に加え、損傷通院治療給付金 1日につき3,000円	継続入院・在宅療養収入サポート給付金 1回につき60万円	Ⅰ型の給付に加え、短期継続入院・在宅療養収入サポート給付金 1回につき10万円	保険金50万円	保険金50万円
0	140	110	405	230	－	－	－	－	360	430	330	370	185	332	348	245	569	－	－	325	－
1	140	110	345	230	－	－	－	－	370	440	335	380	190	339	348	245	569	－	－	330	－
2	140	110	315	230	－	－	－	－	380	455	345	390	190	340	348	245	569	－	－	335	－
3	140	110	300	230	－	－	－	－	390	470	355	400	195	347	348	245	569	－	－	340	－
4	140	110	295	230	－	－	－	－	400	480	365	410	200	354	348	245	572	－	－	345	－
5	140	110	295	230	－	－	－	－	415	495	375	425	205	361	348	245	572	－	－	350	－
6	140	110	295	235	－	－	－	－	425	515	385	435	210	368	348	245	572	－	－	355	－
7	140	110	300	235	－	－	－	－	440	530	395	450	215	375	348	245	569	－	－	360	－
8	140	110	305	240	－	－	－	－	455	550	410	465	220	382	348	245	569	－	－	365	－
9	140	110	315	250	－	－	－	－	470	565	420	480	225	390	348	245	566	－	－	375	－
10	140	110	320	255	－	－	－	－	485	585	435	495	230	397	348	245	563	－	－	380	－
11	140	110	330	260	－	－	－	－	500	610	445	510	235	405	348	245	560	－	－	390	－
12	140	110	345	265	－	－	－	－	520	630	460	530	240	413	348	245	557	－	－	395	－
13	140	110	355	275	－	－	－	－	535	650	475	545	250	426	348	245	551	－	－	400	－
14	140	110	365	280	－	－	－	－	555	675	490	565	255	434	348	245	548	－	－	410	－
15	140	110	380	285	200	315	450	440	575	700	505	585	265	448	348	245	545	860	1,270	415	460
16	140	110	395	295	205	325	465	460	595	725	520	605	270	457	348	245	542	880	1,300	425	470
17	140	110	405	305	210	340	485	475	615	755	540	625	280	471	348	245	542	910	1,350	435	480
18	140	110	420	310	215	350	505	490	640	780	555	645	290	485	348	245	542	930	1,380	440	490
19	140	110	435	320	220	365	525	505	660	810	575	670	300	500	348	245	545	960	1,420	450	500
20	140	110	445	330	225	375	540	515	685	840	595	690	310	514	348	245	548	980	1,450	455	510
21	140	110	455	340	230	385	555	530	710	875	615	715	320	529	348	245	554	1,000	1,480	465	520
22	140	110	465	350	235	400	575	535	735	905	635	740	330	545	348	245	560	1,030	1,530	480	530
23	140	110	475	365	240	410	590	545	765	940	655	770	340	560	348	245	566	1,050	1,560	490	545
24	140	110	480	375	245	420	610	550	790	975	680	795	355	581	348	245	575	1,070	1,590	495	555
25	140	110	480	390	250	425	620	555	820	1,015	705	825	365	597	348	245	584	1,080	1,600	505	565
26	140	110	485	400	255	435	635	555	850	1,050	725	855	380	619	348	245	593	1,100	1,630	520	580
27	140	110	485	415	260	440	645	555	880	1,090	750	885	395	641	348	245	602	1,110	1,650	530	595
28	140	110	480	430	265	440	650	550	910	1,130	775	915	410	663	348	245	611	1,120	1,660	540	610
29	140	110	480	445	270	440	650	545	945	1,170	800	945	425	685	348	245	620	1,130	1,680	555	620
30	140	110	475	460	275	440	655	545	975	1,215	825	980	440	709	348	245	629	1,140	1,690	565	635
31	140	110	470	480	285	440	660	540	1,020	1,265	855	1,015	455	733	348	245	638	1,150	1,710	575	655
32	140	110	460	495	290	435	660	535	1,050	1,310	885	1,050	470	757	348	245	647	1,150	1,710	590	670
33	140	110	455	510	295	430	655	530	1,085	1,355	910	1,080	490	786	348	245	656	1,150	1,710	605	685
34	140	110	450	530	300	425	655	525	1,125	1,400	935	1,115	505	812	348	245	665	1,150	1,710	625	705
35	140	110	445	545	310	420	650	520	1,160	1,450	960	1,145	525	842	348	245	674	1,150	1,710	640	720
36	140	110	440	570	315	420	655	520	1,205	1,505	995	1,185	540	869	348	245	686	1,160	1,730	650	740
37	140	110	440	590	325	420	655	520	1,245	1,555	1,020	1,220	555	896	348	245	695	1,160	1,730	670	765
38	140	110	435	610	330	420	660	515	1,280	1,605	1,050	1,255	575	929	348	245	707	1,160	1,730	690	785
39	140	110	435	630	335	425	665	510	1,320	1,660	1,075	1,285	590	957	348	245	719	1,170	1,740	705	805
40	140	110	440	655	345	430	665	510	1,360	1,710	1,100	1,320	600	981	348	245	728	1,170	1,740	720	830
41	140	110	450	680	355	440	675	510	1,410	1,775	1,135	1,365	615	1,011	348	245	740	1,180	1,760	745	855
42	140	110	455	705	365	450	685	505	1,450	1,830	1,165	1,395	625	1,038	348	245	749	1,190	1,770	765	880

基本の保障（主契約）については前ページをご覧ください。

- 2025年4月現在の保険料を表示しています。
- 上記保険料の「－」についてはお取り扱いしておりません。
- 上記掲載以外の保険料については、設計書などでご確認ください。
- 同一の被保険者において、先進医療給付（お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付）のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。
- 特定３疾病一時給付特約(25)とがん診断特約(25)は同一の型のみご選択いただけます。
- 終身保険特約(低解約返戻金型)・介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)は、主契約が「疾病入院給付金の特則適用なし」かつ「手術給付金等の型　なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。

月払保険料表 女性

契約年齢 43～85歳

基本の保障（主契約）：医療　終身保険(無解約返戻金型)(20)

入院給付日額 **5,000円**　給付限度の型 **30日型**　保険期間・保険料払込期間 **終身**　保険料払込免除の特約 **なし**

［単位:円］

ご契約にあたっては**最低日額・最低保険料**があります。

「主契約の日額が**3,000円以上**かつ主契約＋特約（継続入院・在宅療養収入サポート特約を除く）の保険料合計が**1,000円以上**」または「主契約の日額が**5,000円以上**」

初期入院10日給付特則

契約年齢(歳)	8大生活習慣病入院無制限給付特則					特定3疾病入院無制限給付特則					特則適用なし				
	Ⅱ型		Ⅰ型		なし	Ⅱ型		Ⅰ型		なし	Ⅱ型		Ⅰ型		なし
	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)
43	1,930	1,845	1,715	1,625	1,195	1,815	1,730	1,600	1,510	1,080	1,560	1,475	1,345	1,255	820
44	1,985	1,895	1,765	1,670	1,235	1,865	1,775	1,645	1,550	1,115	1,595	1,505	1,375	1,280	845
45	2,045	1,950	1,820	1,725	1,275	1,920	1,825	1,695	1,600	1,150	1,635	1,540	1,410	1,315	865
46	2,120	2,025	1,890	1,790	1,330	1,990	1,895	1,760	1,660	1,200	1,685	1,590	1,455	1,355	895
47	2,190	2,090	1,955	1,855	1,380	2,050	1,950	1,815	1,715	1,240	1,730	1,630	1,495	1,395	920
48	2,260	2,160	2,020	1,915	1,430	2,115	2,015	1,875	1,770	1,285	1,775	1,675	1,535	1,430	945
49	2,335	2,230	2,090	1,985	1,485	2,185	2,080	1,940	1,835	1,335	1,820	1,715	1,575	1,470	970
50	2,415	2,305	2,160	2,050	1,540	2,260	2,150	2,005	1,895	1,385	1,875	1,765	1,620	1,510	1,000
51	2,515	2,400	2,250	2,140	1,610	2,350	2,235	2,085	1,975	1,445	1,940	1,825	1,675	1,565	1,035
52	2,605	2,490	2,335	2,220	1,675	2,430	2,315	2,160	2,045	1,500	1,995	1,880	1,725	1,610	1,065
53	2,695	2,575	2,415	2,300	1,740	2,510	2,390	2,230	2,115	1,555	2,055	1,935	1,775	1,660	1,100
54	2,790	2,670	2,505	2,385	1,810	2,595	2,475	2,310	2,190	1,615	2,110	1,990	1,825	1,705	1,130
55	2,890	2,765	2,595	2,475	1,880	2,690	2,565	2,395	2,275	1,680	2,180	2,055	1,885	1,765	1,170
56	3,015	2,890	2,710	2,585	1,970	2,805	2,680	2,500	2,375	1,760	2,260	2,135	1,955	1,830	1,215
57	3,130	3,000	2,820	2,690	2,055	2,905	2,775	2,595	2,465	1,830	2,330	2,200	2,020	1,890	1,255
58	3,245	3,115	2,925	2,795	2,140	3,010	2,880	2,690	2,560	1,905	2,400	2,270	2,080	1,950	1,295
59	3,375	3,240	3,045	2,910	2,235	3,125	2,990	2,795	2,660	1,985	2,480	2,345	2,150	2,015	1,340
60	3,505	3,370	3,165	3,030	2,335	3,240	3,105	2,900	2,765	2,070	2,555	2,420	2,215	2,080	1,385
61	3,660	3,520	3,310	3,170	2,450	3,385	3,245	3,035	2,895	2,175	2,650	2,510	2,300	2,160	1,440
62	3,800	3,655	3,440	3,295	2,560	3,505	3,360	3,145	3,000	2,265	2,730	2,585	2,370	2,225	1,490
63	3,940	3,795	3,575	3,425	2,670	3,630	3,485	3,265	3,115	2,360	2,805	2,660	2,440	2,290	1,535
64	4,085	3,935	3,710	3,560	2,785	3,760	3,610	3,385	3,235	2,460	2,885	2,735	2,510	2,360	1,585
65	4,240	4,090	3,860	3,705	2,910	3,895	3,745	3,515	3,360	2,565	2,970	2,820	2,590	2,435	1,640
66	4,430	4,275	4,035	3,880	3,060	4,065	3,910	3,670	3,515	2,695	3,075	2,920	2,680	2,525	1,705
67	4,605	4,445	4,200	4,040	3,200	4,220	4,060	3,815	3,655	2,815	3,175	3,015	2,770	2,610	1,770
68	4,795	4,630	4,380	4,220	3,355	4,385	4,220	3,970	3,810	2,945	3,270	3,105	2,855	2,695	1,830
69	4,985	4,820	4,560	4,395	3,515	4,550	4,385	4,125	3,960	3,080	3,370	3,205	2,945	2,780	1,900
70	5,185	5,020	4,755	4,590	3,690	4,720	4,555	4,290	4,125	3,225	3,470	3,305	3,040	2,875	1,975
71	5,430	5,260	4,990	4,820	3,900	4,940	4,770	4,500	4,330	3,410	3,595	3,425	3,155	2,985	2,065
72	5,650	5,480	5,200	5,035	4,100	5,130	4,960	4,680	4,515	3,580	3,690	3,520	3,240	3,075	2,140
73	5,875	5,710	5,420	5,255	4,310	5,325	5,160	4,870	4,705	3,760	3,790	3,625	3,335	3,170	2,225
74	6,115	5,945	5,655	5,485	4,535	5,530	5,360	5,070	4,900	3,950	3,890	3,720	3,430	3,260	2,310
75	6,355	6,190	5,895	5,730	4,770	5,735	5,570	5,275	5,110	4,150	3,980	3,815	3,520	3,355	2,395
76	6,620	6,455	6,150	5,985	5,025	5,955	5,790	5,485	5,320	4,360	4,080	3,915	3,610	3,445	2,485
77	6,885	6,720	6,415	6,255	5,290	6,175	6,010	5,705	5,545	4,580	4,175	4,010	3,705	3,545	2,580
78	7,160	6,995	6,690	6,530	5,565	6,405	6,240	5,935	5,775	4,810	4,265	4,100	3,795	3,635	2,670
79	7,450	7,290	6,980	6,820	5,860	6,645	6,485	6,175	6,015	5,055	4,355	4,195	3,885	3,725	2,765
80	7,750	7,595	7,285	7,125	6,170	6,895	6,740	6,430	6,270	5,315	4,440	4,285	3,975	3,815	2,860
81	8,065	7,910	7,600	7,445	6,495	7,155	7,000	6,690	6,535	5,585	4,520	4,365	4,055	3,900	2,950
82	8,395	8,245	7,935	7,780	6,840	7,430	7,280	6,970	6,815	5,875	4,605	4,455	4,145	3,990	3,050
83	8,750	8,605	8,290	8,145	7,210	7,725	7,580	7,265	7,120	6,185	4,685	4,540	4,225	4,080	3,145
84	9,110	8,970	8,655	8,515	7,590	8,025	7,885	7,570	7,430	6,505	4,755	4,615	4,300	4,160	3,235
85	9,490	9,355	9,040	8,900	7,990	8,340	8,205	7,890	7,750	6,840	4,830	4,695	4,380	4,240	3,330

初期入院10日給付特則適用なし

契約年齢(歳)	8大生活習慣病入院無制限給付特則					特定3疾病入院無制限給付特則					特則適用なし				
	Ⅱ型		Ⅰ型		なし	Ⅱ型		Ⅰ型		なし	Ⅱ型		Ⅰ型		なし
	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)	外来手術増額特則	特則適用なし	外来手術増額特則	特則適用なし	(入院のみ保障)
43	1,750	1,665	1,535	1,445	1,015	1,645	1,560	1,430	1,340	905	1,405	1,320	1,190	1,100	665
44	1,805	1,715	1,585	1,490	1,050	1,695	1,605	1,475	1,380	940	1,440	1,350	1,220	1,125	685
45	1,860	1,765	1,635	1,540	1,090	1,745	1,650	1,520	1,425	975	1,475	1,380	1,250	1,155	705
46	1,930	1,835	1,700	1,600	1,140	1,805	1,710	1,575	1,475	1,015	1,520	1,425	1,290	1,190	730
47	1,995	1,895	1,760	1,660	1,185	1,865	1,765	1,630	1,530	1,055	1,560	1,460	1,325	1,225	750
48	2,060	1,960	1,820	1,715	1,230	1,925	1,825	1,685	1,580	1,095	1,605	1,505	1,365	1,260	775
49	2,130	2,025	1,885	1,780	1,280	1,990	1,885	1,745	1,640	1,140	1,650	1,545	1,405	1,300	800
50	2,205	2,095	1,950	1,840	1,330	2,060	1,950	1,805	1,695	1,185	1,700	1,590	1,445	1,335	825
51	2,300	2,185	2,035	1,925	1,395	2,145	2,030	1,880	1,770	1,240	1,760	1,645	1,495	1,385	855
52	2,380	2,265	2,110	1,995	1,450	2,220	2,105	1,950	1,835	1,290	1,815	1,700	1,545	1,430	885
53	2,465	2,345	2,185	2,070	1,510	2,300	2,180	2,020	1,905	1,345	1,870	1,750	1,590	1,475	915
54	2,555	2,435	2,270	2,150	1,575	2,380	2,260	2,095	1,975	1,400	1,925	1,805	1,640	1,520	945
55	2,650	2,525	2,355	2,235	1,640	2,465	2,340	2,170	2,050	1,455	1,985	1,860	1,690	1,570	975
56	2,770	2,645	2,465	2,340	1,725	2,575	2,450	2,270	2,145	1,530	2,060	1,935	1,755	1,630	1,015
57	2,875	2,745	2,565	2,435	1,800	2,670	2,540	2,360	2,230	1,595	2,130	2,000	1,820	1,690	1,055
58	2,985	2,855	2,665	2,535	1,880	2,770	2,640	2,450	2,320	1,665	2,195	2,065	1,875	1,745	1,090
59	3,110	2,975	2,780	2,645	1,970	2,880	2,745	2,550	2,415	1,740	2,270	2,135	1,940	1,805	1,130
60	3,230	3,095	2,890	2,755	2,060	2,990	2,855	2,650	2,515	1,820	2,340	2,205	2,000	1,865	1,170
61	3,380	3,240	3,030	2,890	2,170	3,125	2,985	2,775	2,635	1,915	2,435	2,295	2,085	1,945	1,225
62	3,510	3,365	3,150	3,005	2,270	3,240	3,095	2,880	2,735	2,000	2,510	2,365	2,150	2,005	1,270
63	3,640	3,495	3,275	3,125	2,370	3,360	3,215	2,995	2,845	2,090	2,585	2,440	2,220	2,070	1,315
64	3,785	3,635	3,410	3,260	2,485	3,485	3,335	3,110	2,960	2,185	2,660	2,510	2,285	2,135	1,360
65	3,930	3,780	3,550	3,395	2,600	3,615	3,465	3,235	3,080	2,285	2,745	2,595	2,365	2,210	1,415
66	4,115	3,960	3,720	3,565	2,745	3,780	3,625	3,385	3,230	2,410	2,845	2,690	2,450	2,295	1,475
67	4,285	4,125	3,880	3,720	2,880	3,930	3,770	3,525	3,365	2,525	2,940	2,780	2,535	2,375	1,535
68	4,465	4,300	4,050	3,890	3,025	4,090	3,925	3,675	3,515	2,650	3,040	2,875	2,625	2,465	1,600
69	4,650	4,485	4,225	4,060	3,180	4,250	4,085	3,825	3,660	2,780	3,135	2,970	2,710	2,545	1,665
70	4,845	4,680	4,415	4,250	3,350	4,420	4,255	3,990	3,825	2,925	3,230	3,065	2,800	2,635	1,735
71	5,080	4,910	4,640	4,470	3,550	4,625	4,455	4,185	4,015	3,095	3,355	3,185	2,915	2,745	1,825
72	5,295	5,125	4,845	4,680	3,745	4,810	4,640	4,360	4,195	3,260	3,450	3,280	3,000	2,835	1,900
73	5,515	5,350	5,060	4,895	3,950	5,000	4,835	4,545	4,380	3,435	3,550	3,385	3,095	2,930	1,985
74	5,750	5,580	5,290	5,120	4,170	5,205	5,035	4,745	4,575	3,625	3,650	3,480	3,190	3,020	2,070
75	5,990	5,825	5,530	5,365	4,405	5,405	5,240	4,945	4,780	3,820	3,745	3,580	3,285	3,120	2,160
76	6,245	6,080	5,775	5,610	4,650	5,625	5,460	5,155	4,990	4,030	3,850	3,685	3,380	3,215	2,255
77	6,515	6,350	6,045	5,885	4,920	5,850	5,685	5,380	5,220	4,255	3,945	3,780	3,475	3,315	2,350
78	6,795	6,630	6,325	6,165	5,200	6,085	5,920	5,615	5,455	4,490	4,040	3,875	3,570	3,410	2,445
79	7,085	6,925	6,615	6,455	5,495	6,330	6,170	5,860	5,700	4,740	4,135	3,975	3,665	3,505	2,545
80	7,395	7,240	6,930	6,770	5,815	6,580	6,425	6,115	5,955	5,000	4,225	4,070	3,760	3,600	2,645
81	7,715	7,560	7,250	7,095	6,145	6,850	6,695	6,385	6,230	5,280	4,320	4,165	3,855	3,700	2,750
82	8,055	7,905	7,595	7,440	6,500	7,135	6,985	6,675	6,520	5,580	4,405	4,255	3,945	3,790	2,850
83	8,415	8,270	7,955	7,810	6,875	7,435	7,290	6,975	6,830	5,895	4,495	4,350	4,035	3,890	2,955
84	8,790	8,650	8,335	8,195	7,270	7,745	7,605	7,290	7,150	6,225	4,575	4,435	4,120	3,980	3,055
85	9,180	9,045	8,730	8,590	7,680	8,075	7,940	7,625	7,485	6,575	4,655	4,520	4,205	4,065	3,155

- 2025年4月現在の保険料を表示しています。
- 上記掲載以外の保険料については、設計書などでご確認ください。

オプション（選べる特約）については次ページをご覧ください。

月払保険料表 女性

契約年齢 43～85歳

オプション（選べる特約）

ご契約にあたっては**最低日額・最低保険料**があります。

「主契約の日額が**3,000円以上**かつ主契約＋特約（継続入院・在宅療養収入サポート特約を除く）の保険料合計が**1,000円以上**」または「主契約の日額が**5,000円以上**」

保険期間・保険料払込期間 **終身**
・損傷特約は80歳まで
・継続入院・在宅療養収入サポート特約は70歳まで

保険料払込免除の特約 **なし**

［単位:円］

契約年齢(歳)	先進医療・患者申出療養特約(21)（どちらかを選択）	先進医療特約(11)（どちらかを選択）	入院一時給付特約(20)	通院治療特約(23)	8大生活習慣病入院特約(20)	女性医療特約(20) 入院型	女性医療特約(20) 入院・手術型	特定女性疾病通院治療特約	特定３疾病一時給付特約(25) Ⅰ型	特定３疾病一時給付特約(25) Ⅱ型	がん診断特約(25) Ⅰ型	がん診断特約(25) Ⅱ型	薬剤治療特約(21) 抗がん剤型	薬剤治療特約(21) 支払対象薬剤Ⅰ型120回型	がん自由診療特約	損傷特約 Ⅰ型	損傷特約 Ⅱ型	継続入院・在宅療養収入サポート特約 Ⅰ型	継続入院・在宅療養収入サポート特約 Ⅱ型	終身保険特約（低解約返戻金型）（どちらかを選択）	介護保障付終身保険特約（低解約返戻金型）（どちらかを選択）
	－	－	1入院につき5万円	1日につき5,000円	1日につき5,000円	女性疾病入院給付金 1日につき5,000円	入院型の給付に加え、女性特定手術給付金 1回につき15万円 乳房再建術給付金 1乳房につき50万円	1日につき5,000円	1回につき50万円		1回につき50万円		抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円 自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円	抗がん剤型の給付に加え、特定薬剤治療給付金 1か月につき1万円	－	特定損傷給付金 1回につき5万円 重度特定損傷給付金 1回につき10万円 熱中症給付金 1回につき1万円	Ⅰ型の給付に加え、損傷通院治療給付金 1日につき3,000円	継続入院・在宅療養収入サポート給付金 1回につき60万円	Ⅰ型の給付に加え、短期継続入院・在宅療養収入サポート給付金 1回につき10万円	保険金50万円	保険金50万円
43	140	110	465	730	375	460	690	505	1,495	1,885	1,190	1,430	640	1,070	348	245	761	1,190	1,770	780	905
44	140	110	475	755	385	470	700	500	1,535	1,940	1,215	1,460	650	1,098	348	245	773	1,210	1,790	805	935
45	140	110	485	780	395	480	705	500	1,575	1,995	1,240	1,495	655	1,123	348	245	785	1,220	1,810	830	965
46	140	110	500	815	405	495	715	500	1,630	2,060	1,275	1,535	665	1,153	348	245	797	1,240	1,830	855	995
47	140	110	510	840	420	510	725	495	1,670	2,115	1,300	1,570	670	1,180	348	245	809	1,260	1,860	880	1,025
48	140	110	525	870	430	520	730	490	1,715	2,175	1,325	1,600	675	1,207	348	245	821	1,290	1,910	905	1,060
49	140	110	535	895	445	535	740	485	1,760	2,235	1,355	1,635	680	1,236	348	245	836	1,330	1,960	935	1,100
50	140	110	550	925	460	550	745	485	1,805	2,295	1,385	1,675	665	1,246	348	245	848	1,360	2,010	965	1,140
51	140	110	570	965	475	570	765	485	1,870	2,380	1,425	1,725	670	1,278	348	245	857	1,400	2,060	990	1,180
52	140	110	585	995	490	585	775	485	1,920	2,450	1,460	1,765	670	1,306	348	245	869	1,440	2,110	1,025	1,220
53	140	110	605	1,030	505	600	785	485	1,975	2,520	1,495	1,805	670	1,336	348	245	881	1,480	2,170	1,060	1,265
54	140	110	625	1,065	520	620	800	485	2,035	2,595	1,530	1,850	675	1,373	348	245	890	1,520	2,220	1,095	1,315
55	140	110	645	1,105	540	640	820	490	2,095	2,675	1,565	1,895	675	1,407	348	245	899	1,560	2,280	1,130	1,365
56	140	110	665	1,150	560	660	835	495	2,165	2,770	1,610	1,950	680	1,447	348	245	911	1,600	2,330	1,170	1,420
57	140	110	690	1,195	580	680	850	500	2,230	2,855	1,650	2,000	680	1,484	348	245	920	1,650	2,390	1,215	1,480
58	140	110	710	1,240	600	705	875	505	2,295	2,935	1,685	2,045	680	1,524	348	245	929	1,700	2,460	1,260	1,545
59	140	110	735	1,290	625	725	890	510	2,360	3,025	1,725	2,090	680	1,566	348	245	941	1,760	2,540	1,310	1,615
60	140	110	755	1,340	645	745	910	515	2,425	3,110	1,765	2,135	690	1,616	348	245	950	1,830	2,640	1,355	1,685
61	140	110	785	1,400	670	770	930	525	2,510	3,220	1,795	2,175	690	1,662	348	245	962	－	－	1,410	1,765
62	140	110	810	1,455	695	790	950	530	2,575	3,310	1,830	2,220	690	1,709	348	245	977	－	－	1,470	1,850
63	140	110	840	1,505	715	815	970	535	2,645	3,400	1,865	2,260	685	1,754	348	245	989	－	－	1,530	1,945
64	140	110	865	1,560	735	835	990	540	2,710	3,485	1,900	2,300	685	1,806	348	245	1,004	－	－	1,595	2,050
65	140	110	895	1,615	760	855	1,005	545	2,770	3,570	1,930	2,335	680	1,854	348	245	1,022	－	－	1,665	2,165
66	140	110	930	1,680	790	885	1,035	550	2,855	3,680	1,955	2,365	675	1,903	348	245	1,040	－	－	1,745	2,275
67	140	110	960	1,740	815	905	1,050	555	2,915	3,760	1,980	2,395	670	1,952	348	245	1,058	－	－	1,825	2,400
68	140	110	990	1,795	845	930	1,070	555	2,975	3,845	2,005	2,420	665	2,002	348	245	1,076	－	－	1,915	2,540
69	140	110	1,025	1,855	875	950	1,085	560	3,035	3,925	2,025	2,450	655	2,046	348	245	1,094	－	－	2,015	2,695
70	140	110	1,060	1,920	905	975	1,110	565	3,095	4,005	2,055	2,480	650	2,094	348	245	1,112	－	－	2,120	2,865
71	140	110	1,105	2,000	945	1,010	1,140	570	3,180	4,115	2,080	2,510	640	2,136	348	－	－	－	－	2,235	3,060
72	140	110	1,145	2,070	980	1,035	1,160	575	3,245	4,200	2,110	2,545	630	2,177	348	－	－	－	－	2,360	3,265
73	140	110	1,185	2,140	1,015	1,065	1,185	580	3,310	4,280	2,140	2,580	620	2,217	348	－	－	－	－	2,495	3,500
74	140	110	1,225	2,215	1,050	1,090	1,205	585	3,370	4,365	2,170	2,615	610	2,256	348	－	－	－	－	2,645	3,755
75	140	110	1,270	2,280	1,085	1,120	1,230	590	3,435	4,450	2,200	2,645	600	2,294	348	－	－	－	－	2,805	4,045
76	140	110	1,310	2,350	1,120	1,145	1,250	595	3,500	4,530	2,230	2,675	590	2,328	348	－	－	－	－	2,985	4,365
77	140	110	1,355	2,410	1,150	1,170	1,270	600	3,565	4,610	2,255	2,705	585	2,365	348	－	－	－	－	3,180	4,720
78	140	110	1,400	2,470	1,175	1,195	1,295	605	3,625	4,690	2,280	2,735	575	2,395	348	－	－	－	－	3,395	5,110
79	140	110	1,440	2,525	1,205	1,225	1,320	610	3,690	4,770	2,305	2,760	570	2,427	348	－	－	－	－	3,640	5,550
80	140	110	1,485	2,575	1,230	1,250	1,340	615	3,750	4,845	2,330	2,785	565	2,455	348	－	－	－	－	3,905	6,050
81	140	110	1,525	2,620	1,260	1,275	1,360	620	3,810	4,920	2,350	2,805	560	2,480	348	－	－	－	－	4,200	6,595
82	140	110	1,570	2,665	1,290	1,300	1,385	625	3,875	4,995	2,370	2,825	560	2,505	348	－	－	－	－	4,525	7,210
83	140	110	1,610	2,710	1,325	1,320	1,400	630	3,935	5,070	2,390	2,840	560	2,526	348	－	－	－	－	4,890	7,895
84	140	110	1,650	2,755	1,360	1,345	1,425	635	4,000	5,145	2,410	2,860	560	2,543	348	－	－	－	－	5,290	8,670
85	140	110	1,690	2,800	1,395	1,365	1,440	645	4,065	5,225	2,435	2,875	560	2,555	348	－	－	－	－	5,735	9,540

基本の保障（主契約）については前ページをご覧ください。

- 2025年4月現在の保険料を表示しています。
- 上記保険料の「－」についてはお取り扱いしておりません。
- 上記掲載以外の保険料については、設計書などでご確認ください。
- 同一の被保険者において、先進医療給付（お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付）のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。
- 特定３疾病一時給付特約(25)とがん診断特約(25)は同一の型のみご選択いただけます。
- 終身保険特約(低解約返戻金型)・介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)は、主契約が「疾病入院給付金の特則適用なし」かつ「手術給付金等の型　なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。

Q1 複数回入院した場合の取扱いについて教えてください。

A1 ２回以上入院された場合、それらの入院を継続した１回の入院とみなすことがあります。

＜新メディフィット A（60日型）での給付事例（主契約）＞

ケース1

病気（例：胃かいよう）で入院後、
退院日の翌日からその日を含めて**100日後**に病気（例：肺炎）で入院された場合

疾病入院給付金 合計80日分お支払い　　新たな入院としてお取扱い

病気（例：胃かいよう）で30日入院 ○30日分 ←→ 100日 ← 病気（例：肺炎）で50日入院 ○50日分

直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて**90日経過**してから
疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を開始されたときは、
新たな入院とみなすため、疾病入院給付金は入院した日数分をお受け取りいただけます。

入院に関する特約※1についても同様です。
例 入院一時給付特約(20)（入院一時給付金額5万円）を付加された場合

○入院 5万円 ←→ 100日 ← ○入院 5万円　合計10万円 お受け取りいただけます

ケース2

病気（例：胃かいよう）で入院後、
退院日の翌日からその日を含めて**90日以内**に病気（例：肺炎）で入院された場合

疾病入院給付金 合計60日分お支払い　　継続した1回の入院としてお取扱い

病気（例：胃かいよう）で30日入院 ○30日分 ←→ 20日 ← 病気（例：肺炎）で50日入院 ○30日分 ×20日分

直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて**90日以内**に
疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を開始されたときは、
継続した1回の入院としてお取り扱いします。

入院に関する特約※1についても同様です。
例 入院一時給付特約(20)（入院一時給付金額5万円）を付加された場合

○入院 5万円 ←→ 20日 ← ×入院 0万円　合計5万円 お受け取りいただけます

ケース3

＜特定３疾病入院無制限給付特則を適用された場合＞
特定3疾病※2（例：肺がん）で入院後、再度**特定3疾病**※2（例：肺がん）の治療で入院された場合

疾病入院給付金 合計80日分お支払い　　特定3疾病※2入院支払日数無制限

特定3疾病※2（例：肺がん）で30日入院 ○30日分 ←→ 20日 ← 特定3疾病※2（例：肺がん）で50日入院 ○50日分

特定3疾病※2による入院の場合、**入院と入院の間の日数に関係なく、**
支払日数無制限で疾病入院給付金をお受け取りいただけます。

ケース4

＜初期入院10日給付特則を適用された場合＞
病気(例:胃かいよう)で６日間入院後、退院日から80日後に病気(例:肺炎)で
７日間入院された場合（それぞれの入院の退院日に請求された場合）

継続した1回の入院としてお取扱い

病気(例:胃かいよう)で6日入院 6日 ←→ 80日 ← 病気(例:肺炎)で7日入院 4日 / 3日

疾病入院給付金を10日分お支払い　　初回の入院から通算して10日目　疾病入院給付金を3日分お支払い

疾病入院給付金 合計13日分お支払い

直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて**90日以内**に、
疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を開始されたときは、**継続した1回の入院として**
お取り扱いします。
継続した1回の入院における**入院日数が通算して10日に達するまでに請求された場合は、**
10日分の入院給付金をお支払いします。
その後、継続した1回の入院における**入院日数が通算して11日以上となった場合には、**
11日目以降の入院日数分を追加でお支払いします。
＊上記の事例は入院状況などによってお取扱いが異なる場合があります。

※1 入院一時給付特約(20)、通院治療特約(23)、８大生活習慣病入院特約(20)、
女性医療特約(20)
※2 ８大生活習慣病入院無制限給付特則を適用された場合は８大生活習慣病となります。
＊上記の事例は入院状況などによってお取扱いが異なる場合があります。

Q2 主契約の手術給付金、放射線治療給付金の支払いの対象かどうか確認する方法はありますか?

A2 病院の領収証等でご確認できます。

<放射線治療給付金が支払われる場合>
「放射線治療」に金額(点数)の記載がある場合

<手術給付金が支払われる場合>
ここをチェック
●入院中の手術
「入院料等」と「手術」の両方に金額(点数)の記載がある場合
●外来での手術
「手術」のみに金額(点数)の記載がある場合

<手術給付金が支払われない場合>
ここをチェック
「処置」のみに金額(点数)の記載がある場合
(例)持続的胸腔ドレナージ

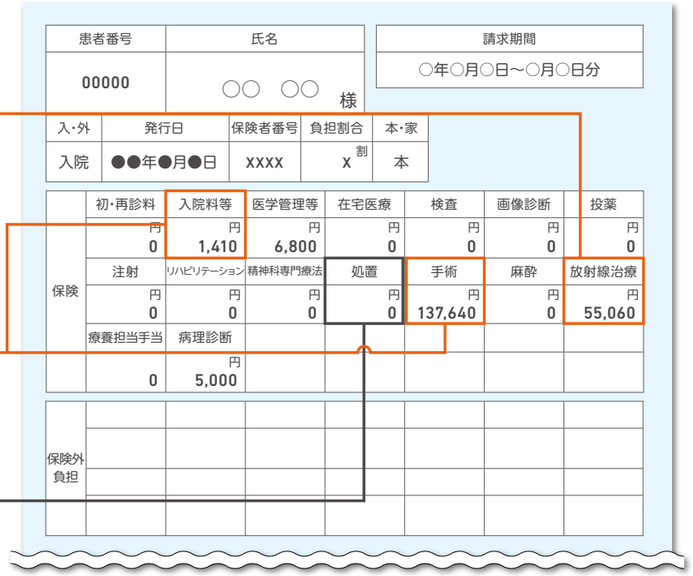

患者番号	氏名	請求期間
00000	○○　○○ 様	○年○月○日～○月○日分

入・外	発行日	保険者番号	負担割合	本・家
入院	●●年●月●日	XXXX	X 割	本

	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬
保険	円 0	円 1,410	円 6,800	円 0	円 0	円 0	円 0
	注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療
	円 0	円 0	円 0	円 0	円 137,640	円 0	円 55,060
	療養担当手当	病理診断					
	0	円 5,000					
保険外負担							

*上記の領収証はひとつの例であり、病院によって様式が異なる場合があります。

ポイント1 公的医療保険制度対象手術を保障
(一部対象外となる手術があります。)

新メディフィットAでは扁桃腺手術・乳腺良性腫瘍手術・抜釘術等の公的医療保険制度対象手術は保障の対象となります。

<手術給付金のお支払いの対象外となる手術>
- ●傷の処理(創傷処理、デブリードマン)
- ●切開術(皮膚、鼓膜)
- ●抜歯手術
- ●骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
  [例:脱臼を正常な状態に戻す手術]
- ●異物除去(外耳、鼻腔内)
- ●鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
  [例:アレルギー性鼻炎の治療のために行われる手術]
- ●皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術、魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)
- ●涙点プラグ挿入術および涙点閉鎖術

ポイント2 <手術給付金>
領収証の「手術」欄に診療報酬点数または金額が表示されていれば保障の対象となります。
(一部対象外となる手術があります。)

<放射線治療給付金>
領収証の「放射線治療」欄に診療報酬点数または金額が表示されていれば保障の対象となります。

*一部の手術は「手術」欄に診療報酬点数または金額が表示されないことがありますので、領収証とともに発行される「診療明細書」をご参照いただくか、医療機関にご確認ください。
*記載の内容は2025年2月時点の制度によります。

Q3 先進医療、患者申出療養、評価療養(先進医療は除く)、自由診療について教えてください。

A3 公的医療保険制度における各種療養の概要と、一般的な自由診療については、以下をご参照ください。

評価療養	先進医療	厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。
	評価療養	先進医療以外の評価療養には次のようなものがあります。 ・製造販売の承認後で保険収載前の医薬品を使用する診療 (厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院で行われる場合等) ・保険収載された医薬品の適応外使用にかかる診療 (承認事項の変更申請がなされている場合等)
患者申出療養		厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。
自由診療		公的医療保険制度の給付対象とならない診療をいい、自由診療にかかる費用は患者の全額自己負担となります。 自由診療には、例えば次のようなものがあります。 ・保険収載された医薬品の適応外使用にかかる診療(評価療養に該当しない場合) ・欧米では承認されているものの、日本国内では未承認の医薬品を使用する診療等

*記載の内容は2025年2月時点の制度によります。
今後、制度の変更に伴い記載の内容が変わることがあります。

Q4 責任開始期以後がん責任開始日前にがんと診断確定された場合について教えてください。

A4 付加される特約により異なります。詳細は、以下をご参照ください。

<女性医療特約(20)の乳房手術による女性特定手術給付金の保障、特定3疾病保険料払込免除特約(25)およびがん・介護保険料払込免除特約のがんによる保障>
責任開始期以後がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合、無効のお申出がないときは特約が継続しますが、その後、新たにがんと診断確定されても、継続した特約の乳房手術による女性特定手術給付金および乳房再建術給付金はお支払いせず、または保険料のお払込みを免除しません。

*告知義務違反・重大事由による解除の場合は、無効をお申し出いただくことはできません。

<特定3疾病一時給付特約(25)のがん一時給付金の保障、がん診断特約(25)の保障>
責任開始期以後がん責任開始日前に初めてがんと診断確定された場合、初回のがん一時給付金およびがん診断給付金のお支払いはできませんが、その後もこれらの特約は継続し、初めてがんと診断確定された日の1年後の応当日以後に以下のいずれかのお支払理由に該当された場合は、お支払いします。
- ●新たながんと診断確定されたとき(再発・転移を含みます。)(Ⅰ型 Ⅱ型)
- ●がんにより、入院をされたとき(入院を継続されているときを含みます。)(Ⅰ型 Ⅱ型)
- ●がんにより、所定の通院をされたとき(Ⅱ型)
- ●がん性疼痛等の緩和のため、所定の緩和ケアを受けられたとき(Ⅱ型)

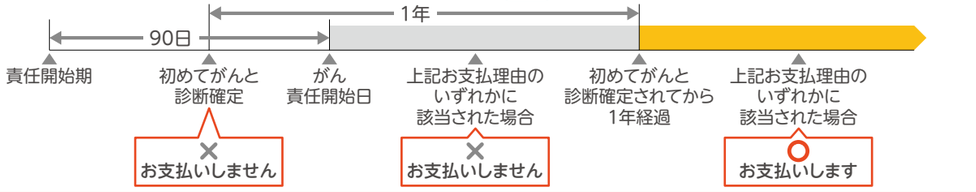

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

Q5 薬剤治療を複数回受けた場合、給付金が支払われるケースと支払われないケースを教えてください。

A5 抗がん剤治療給付金、自由診療抗がん剤治療給付金および特定薬剤治療給付金のお支払いは、それぞれ同一の月で１回を限度としています。具体的なお支払いのケースは以下をご参照ください。

<同一の月に薬剤治療を複数回受けられた場合>

ケース1	異なる給付金の場合（抗がん剤治療給付金と特定薬剤治療給付金の場合）	○ 抗がん剤治療①	○ 特定薬剤治療①	抗がん剤治療①と特定薬剤治療①のいずれもお受け取りいただけます。
ケース2	同一の給付金の場合（例は抗がん剤治療給付金と抗がん剤治療給付金の場合）	○ 抗がん剤治療①	× 抗がん剤治療②	抗がん剤治療①がお支払いの対象となるため、同一の月にある抗がん剤治療②はお受け取りいただけません。
ケース3	同一の種類の給付金の場合で、薬剤治療の原因となる疾病が異なる場合（心疾患と脳血管疾患の場合）	心疾患 ○ 特定薬剤治療①	脳血管疾患 × 特定薬剤治療②	心疾患による特定薬剤治療①がお支払いの対象となるため、同一の月にある脳血管疾患による特定薬剤治療②はお受け取りいただけません。

4/1　　4/30

Q6 同一の月に、複数月分の薬剤を処方された場合はどうなりますか？

A6 同一の月に複数月分の薬剤を処方されても、給付金のお支払いは1か月分（処方月分）のみとなります。

4月に5月分も含めて2か月分の薬剤を処方されていますが、5月に新たに薬剤を処方されていないことから、4月分（処方月分）のみをお受け取りいただけます（5月分はお受け取りいただけません）。

<4月に薬剤を2か月分処方された場合>

4月分	5月分
○ 特定薬剤治療①	× 特定薬剤治療②

Q7 入院中に薬剤治療を受けた場合でも、支払いの対象となりますか？

A7 お支払いの対象となります。

入院中に、注射や点滴などによって所定の薬剤を投与された場合や飲み薬などの所定の薬剤を処方された場合でも、お支払いの対象となります。病院発行の「診療明細書」などで薬剤名をご確認いただけます。

Q8 診断書は、請求の都度提出しなければならないのですか？

A8 いいえ、請求の都度提出する必要はありません。

初回のご請求の際には診断書の提出が必要になりますが、2回目以降のご請求の際にはメディケア生命所定の条件により、診断書に代えて病院から発行される**「診療明細書」**や薬局から発行される**「調剤明細書」**などの**“薬剤名が確認できる書類”**により請求することができます。

提出書類などの詳細はメディケア生命までお問い合わせください。

Q9 処方された薬剤が給付金の支払いの対象かどうか確認する方法はありますか？

A9 メディケア生命ホームページの「医薬品ナビ」で簡単に確認できます。

特定３疾病一時給付特約（25）のがん一時給付金およびがん診断特約（25）も対象となります。

1. 「医薬品ナビ」にアクセスして検索
2. お支払いの対象となる薬剤かどうかがわかります。
3. 薬剤が見つかったら、ご請求ください。

ここから
アクセス

メディケア生命ホームページからもアクセスできます。
https://iyakuhin.medicarelife.com/

「医薬品ナビ」でご確認できない場合などはメディケア生命までお問い合わせください。

メディケア生命の他の医療保険にご加入され、その保険のお支払理由（入院・通院等）が生じた場合、特定３疾病一時給付特約(25)のがん一時給付金、がん診断特約(25)および薬剤治療特約(21)のお支払理由に該当する薬剤治療を受けていないか、あわせてご確認ください。

＊特定３疾病一時給付特約(25)のがん一時給付金およびがん診断特約(25)の支払対象薬剤にはホルモン剤は含まれませんので、ご注意ください。
また、「医薬品ナビ」ではオピオイド鎮痛薬は検索できませんので、ご注意ください。

Q10 特定女性疾病通院治療特約の「特定女性疾病」と、女性医療特約(20)の「女性疾病」の違いを教えてください。

A10 以下のような違いがあります。

	女性特有の病気	妊娠・出産にかかわる症状	女性に多い病気	すべてのがん(上皮内がんを含む)
特定女性疾病通院治療特約の特定女性疾病※	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、卵巣チョコレートのう胞、乳腺症　など	—	—	乳がん、子宮がん、肺がん　など 女性特有のがんに限りません。
女性医療特約(20)の女性疾病	上記に加えて月経異常、女性不妊症　など	(切迫)流産、子宮外妊娠、重症妊娠悪阻、帝王切開、多胎分娩　など	鉄欠乏性貧血、低血圧症、甲状腺腫、膀胱炎、リウマチ、メニエール病、骨粗しょう症　など	上記と同様

※妊娠または分娩を原因として特定女性疾病を発病したときはお支払いの対象となりません。
月経異常(月経困難症、月経前症候群等)、女性不妊症、更年期障害、子宮頸(部)びらん、異常出血のみの場合、などはお支払いの対象となりません。ただし、特定女性疾病を原因とする場合はお支払いの対象となる場合があります。

Q11 薬剤治療特約(21)の「自由診療抗がん剤治療給付金」と、がん自由診療特約の「がん自由診療給付金」の違いを教えてください。

A11 以下のような違いがあります。

	先進医療	患者申出療養	評価療養(先進医療は除く)	自由診療
薬剤治療特約(21)の自由診療抗がん剤治療給付金	○ お支払対象(抗がん剤治療のみ)	○ お支払対象(抗がん剤治療のみ)	× お支払対象外	○ お支払対象(欧米で承認されている所定の抗がん剤治療のみ)
がん自由診療特約のがん自由診療給付金	× お支払対象外	× お支払対象外	○ お支払対象(所定の評価療養)	○ お支払対象(特定病院で受けられた所定の自由診療)

＊詳細は21～24ページをご確認ください。

Q12 損傷特約のお支払理由となる「不慮の事故」について教えてください。

A12 不慮の事故とは、「急激かつ偶発的な外来の事故」のことをいいます。

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいい、被保険者の故意にもとづくものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。

○ 該当するケース

次のような事故は、急激・偶発・外来のすべてに該当する場合には、「急激かつ偶発的な外来の事故」に該当します。

- 交通事故
- 不慮の転落、転倒
- 不慮の溺水

など

× 該当しないケース

次のような事故は、急激・偶発・外来のいずれかに該当しないため、「急激かつ偶発的な外来の事故」に該当しません。

- 過度の運動(靴ずれ、野球肩、テニス肘など)

など

Q13 損傷特約のお支払理由となる「不慮の事故」に該当しても支払われないケースがあれば、教えてください。

A13 次のような場合は、免責事由に該当するため支払われません。

- 犯罪行為によるケガ
- 泥酔の状態を原因とするケガ
- むちうち症、腰痛などで他覚所見のないもの　など

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

Q14 継続入院・在宅療養収入サポート特約の給付金が支払われるケースと支払われないケースを教えてください。

A14 それぞれのケースは以下をご参照ください。

＜Ⅰ型を選択された場合＞

ケース1

入院と同一の原因により退院日当日または翌日から在宅療養を開始された場合、その入院と在宅療養は継続した**入院・在宅療養状態**に該当します。

病気(例:肺がん)で15日間入院し、退院日の翌日から病気(例:肺がん)により在宅療養を15日間された場合

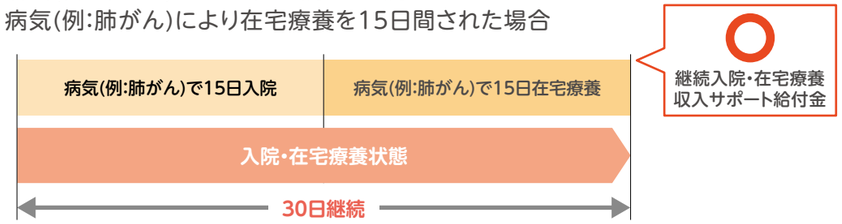

このケースでは肺がんによる入院と在宅療養の日数が継続して30日間に達しているため、継続入院・在宅療養収入サポート給付金をお受け取りいただけます。

ケース2

入院と同一の原因により在宅療養を開始したが、開始日が退院日当日または翌日ではない場合、その入院と在宅療養は継続した**入院・在宅療養状態**に該当しません。

病気(例:肺がん)で15日間入院し、退院後20日間経過してから病気(例:肺がん)による在宅療養を15日間された場合

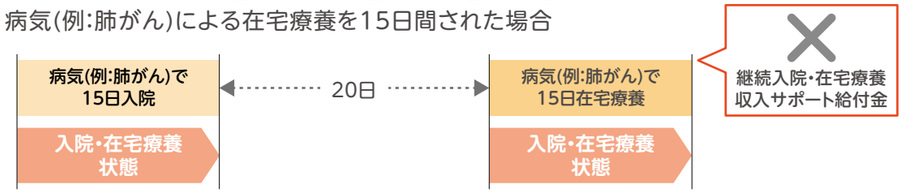

このケースでは肺がんによる入院と在宅療養の日数は合計30日間ですが、それらが継続していないため、継続入院・在宅療養収入サポート給付金をお受け取りいただけません。

ケース3

入院と同一の原因により退院日の翌日から180日以内に開始した在宅療養は**入院・在宅療養状態**に該当します。

病気(例:肺がん)で15日間入院し、退院後20日間経過してから病気(例:肺がん)による在宅療養を30日間された場合

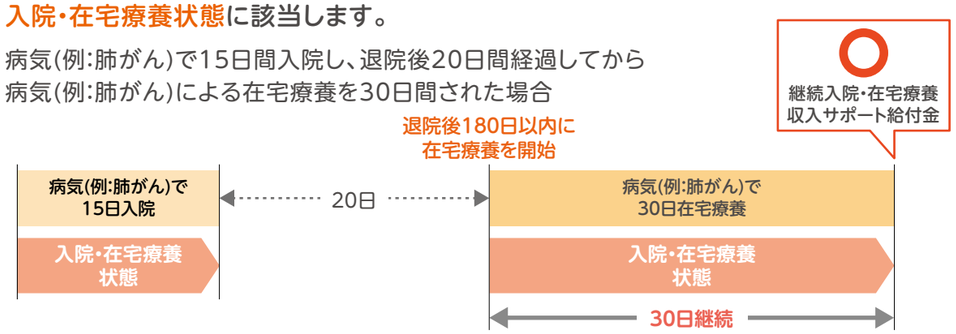

このケースでは肺がんによる入院の退院日の翌日から20日後に開始した肺がんによる在宅療養の日数が、継続して30日に達しているため、継続入院・在宅療養収入サポート給付金をお受け取りいただけます。

ケース4

1回目の給付　入院が30日間継続した場合、**入院・在宅療養状態**に該当し、継続入院・在宅療養収入サポート給付金をお受け取りいただけます。

2回目の給付　給付金対象期間満了の日以前に開始した入院・在宅療養状態が満了日以後も継続した場合、満了日の翌日に新たな**入院・在宅療養状態**に該当したものとみなします。

病気(例:肺がん)で30日間入院し、退院日の翌日から病気(例:肺がん)による在宅療養を300日間された場合

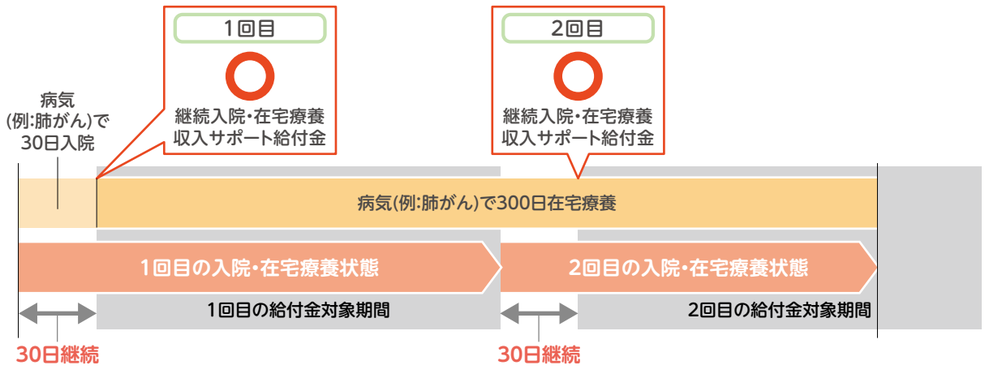

2回目の給付　このケースでは直近の給付金対象期間満了日の翌日から肺がんによる在宅療養の日数が継続して30日間に達しているため、2回目も給付金をお受け取りいただけます。

*給付金対象期間とは、継続入院・在宅療養収入サポート給付金のお支払理由に該当した日からその5か月後の応当日(応当日がないときは、その月の末日とします。)までの期間のことをいいます。
*特定入院・在宅療養状態も、同様の取扱いとなります。

Q15 傷病手当金について教えてください。

A15 会社員・公務員等の方が、病気やケガにより働くことができない期間の生活を保障するために、健康保険等から支給される手当金のことです。現在の収入の約2/3が支給されます。

●傷病手当金の支給条件

1 業務外の病気やケガで療養中であること
2 療養のための労務不能であること
3 連続する3日間を含み4日以上仕事を休んでいること
4 給与の支払いがないこと

●支給される期間

支給を開始した日から通算1年6か月

●1日当たりの支給額

直近12か月間の標準報酬月額を平均した額 ÷ 30 × $\frac{2}{3}$

病気やケガで働けないときに受給できる**傷病手当金の受給者数は増加傾向**にあります。

<傷病手当金の支給件数の推移>

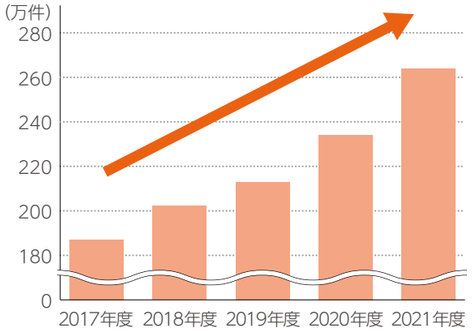

厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～令和3年度の医療費等の状況～」よりメディケア生命算出

傷病手当金は収入と同額ではありません!

傷病手当金を受け取っても現在の収入の約1/3が減少するため、
不足分(必要な保障額)を継続入院・在宅療養収入サポート特約で備えると安心です。

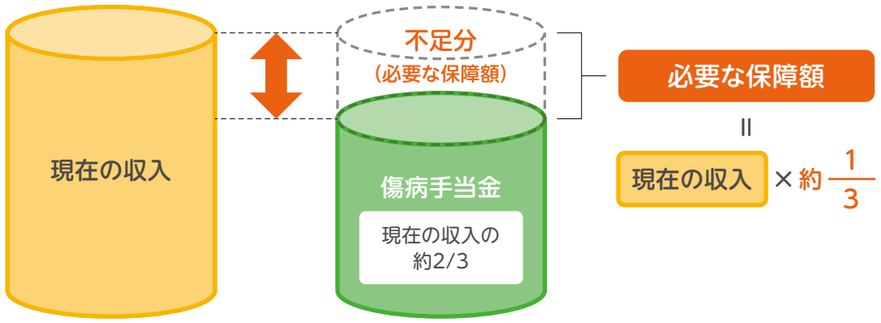

*ご加入の健康保険等により受給条件等が異なる場合があります。
また、受給できる期間には限度があります。
*受給条件等には例外もありますので、詳細はご加入の健康保険組合等にご確認ください。
*記載の内容は2025年2月時点の制度によります。

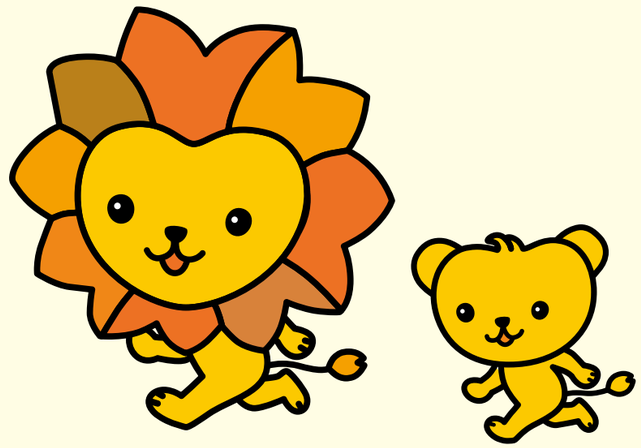

メディケア生命の健康・医療に関する無料サービス

（提供：ティーペック株式会社）

1 医師・保健師・看護師などの経験豊かなスタッフによる 24時間365日年中無休の電話健康相談サービス

ご利用いただける方　この保険の契約者・被保険者とその配偶者および同居のご家族

ご相談いただける内容

健康	食事や運動、人間ドック・健診結果の見方　など
医療	気になる体の症状についての相談、治療に関する相談　など
介護	運動指導、食事指導、介護施設、介護保険　など
育児	不妊症および専門医、産院情報・出産方法　など
メンタルヘルス	対人関係の悩み、子育てのストレス、不登校・いじめ　など

＜相談内容分類＞

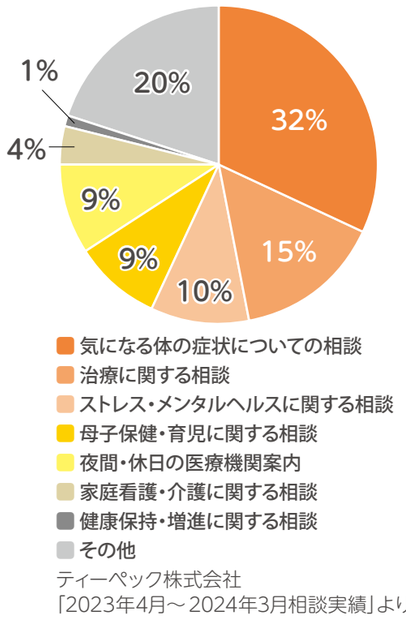

ティーペック株式会社
「2023年4月～2024年3月相談実績」より

＊専門医による電話相談(予約制)も承ります。
受付時間は月曜日～土曜日9:00～22:00(日曜、祝日および12月31日～1月3日を除く)

2 女性のための 経験豊かな女性看護師などによる 24時間365日年中無休の電話健康相談サービス

ご利用いただける方　この保険の契約者・被保険者とその配偶者および同居のご家族に該当する女性の方

女性ならではの病気や症状に対する不安や心身の健康に関する悩みを、24時間いつでも女性看護師などに相談できます。

ご相談いただける内容　女性に多い病気、妊娠・出産にかかわる症状 など

＊受付は男性スタッフになることがあります。

3 メディカルナビゲーション

ご利用いただける方　この保険の契約者・被保険者

Ⓐ セカンドオピニオン※1手配サービス

納得できる治療を選択するために、各疾患領域で専門的治療に取り組む全国の医療機関、豊富な知識・経験を有する医師（総合相談医※2）へセカンドオピニオンを手配します。

こんなときにご相談ください！
- 他に治療法がないのか？ その専門分野の医師に相談したい
- 治療方針は本当に正しいのか、主治医の勧める治療について迷っている

Ⓑ 受診手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要な場合に、その治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

こんなときにご相談ください！
- 通院先では治療できないと言われた…
- 高度な医療が必要らしいが、どうしたらいいのかわからない

Ⓒ『ドクターが薦める専門医』情報提供サービス

ドクターたちにより推薦・選考された専門医※3をご案内します。ご案内にあたり、看護師が病名やご希望地域等をお聞きしたうえで、適切な専門医のプロフィール情報をご提供します。

こんなときにご相談ください！
- 持病があり通院しているが、引っ越すことになった。その地域で専門性の高い専門医の情報が知りたい
- 主治医からがんと診断された。自分のがんに精通した専門医にかかりたい

※1 現在かかっている医師とは別の医師の意見を聞くこと。
※2 主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供する医師。
※3 大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師たちで構成する評議員会において、推薦・選考された専門医。

受付時間は月曜日～土曜日9:00～18:00(日曜、祝日および12月31日～1月3日を除く)

＊このサービスはメディケア生命保険株式会社から業務の委託を受けたティーペック株式会社が提供します。
＊このサービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。
＊利用条件や、地域・内容により、ご要望に沿えない場合がありますので、不明点はお問い合わせください。

ご契約に際しての重要事項

契約概要

■この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

■「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払理由の詳細や留意点などについての詳細ならびに主な保険用語のご説明などについては**「ご契約のしおり」「約款」**に記載しておりますのでご確認ください。また、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項は、**「注意喚起情報」**に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社はメディケア生命です。

●引受保険会社 ：メディケア生命保険株式会社(住友生命グループ)
●　住　所　　：〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
●　電　話　　：メディケア生命コールセンター 0120-315056
●ホームページ ：https://www.medicarelife.com/

［メディケア生命保険株式会社は、お客さまの視点にたったシンプルでわかりやすい保険商品および、丁寧・迅速・正確なサービスをご提供するために設立された住友生命グループの生命保険会社です。］

●メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

2 商品の特徴は以下のとおりです。

●傷害や疾病による所定の入院・手術などを一生涯にわたり保障することができる医療保険です。
●特定3疾病入院無制限給付特則または8大生活習慣病入院無制限給付特則が適用されている場合は、特定3疾病または8大生活習慣病による入院を支払日数無制限で保障します。
●各種特約を付加することにより、保障をさらに充実させることもできます。

3 給付金額・保険期間・保険料払込期間・保険料・保険料払込回数・保険料払込経路などは以下のとおりです。

		保険期間	保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
主契約		終身	終身・有期(55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)	月払い・半年払い※1・年払い※1	第1回：振込み扱い※2・口座振替扱い※3・クレジットカード扱い※3 第2回以後：口座振替扱い※3・クレジットカード扱い※3
特約	継続入院・在宅療養収入サポート特約	主契約の保険料払込期間が終身の場合は55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで 主契約の保険料払込期間が有期の場合はその期間と同一	同左		
特約	損傷特約	80歳まで	主契約と同一（ただし、主契約の保険料払込期間が終身の場合は80歳まで）		
特約	その他の特約	終身	主契約と同一		

*特定３疾病保険料払込免除特約(25)およびがん・介護保険料払込免除特約の保険料の払込免除理由に該当する期間は主契約の保険料払込期間中となります。
*お申し込みいただくご契約の給付金額・保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込回数、保険料払込経路などについては申込書または申込画面・商品パンフレットなどに記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。
*有期払いの場合、保険料払込期間満了までの払込保険料累計は、保険料払込期間の長いご契約よりも短いご契約の方が多くなることがあります。

※1 三井住友銀行のホームページからお申込みの場合、半年払い・年払いはお選びいただけません。
※2 三井住友銀行のホームページからお申込みの場合、振込み扱いはお選びいただけません。
※3 第1回保険料の払込経路を口座振替扱い、またはクレジットカード扱いとされた場合、第2回以後の保険料払込経路は第1回保険料の払込経路と同一となります。

●契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間などの満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間などは被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

4 仕組みについて

主契約				
医療終身保険(無解約返戻金型)(20)	災害入院給付金	給付限度の型 30日型 60日型 120日型	詳細は67ページ	一生涯保障
	疾病入院給付金	給付限度の型 30日型 60日型 120日型		
	手術給付金	手術給付金等の型 Ⅰ型 Ⅱ型		
	放射線治療給付金			
	骨髄移植給付金			
	骨髄ドナー給付金			

▲契約日

＊「特定3疾病入院無制限給付特則」または「8大生活習慣病入院無制限給付特則」の適用により、特定3疾病または8大生活習慣病による入院は支払日数無制限
＊「初期入院10日給付特則」の適用により、10日以内の入院のお支払金額は一律10日分
＊「外来手術増額特則」の適用により、外来手術のお支払金額を増額

ご要望に応じて付加できる特約一覧

先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療・患者申出療養給付金	詳細は73ページ	一生涯保障
	先進医療・患者申出療養一時給付金		
先進医療特約(11)	先進医療給付金	詳細は74ページ	
	先進医療一時給付金		
がん自由診療特約	がん自由診療給付金	詳細は75ページ	
入院一時給付特約(20)	入院一時給付金	詳細は77ページ	
通院治療特約(23)	通院治療給付金	詳細は78ページ	
継続入院・在宅療養収入サポート特約	Ⅱ型 短期継続入院・在宅療養収入サポート給付金	詳細は79ページ	55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで
	Ⅰ型 継続入院・在宅療養収入サポート給付金		
損傷特約	Ⅱ型 Ⅰ型 特定損傷給付金	詳細は81ページ	80歳まで
	重度特定損傷給付金		
	熱中症給付金		
	損傷通院治療給付金		
8大生活習慣病入院特約(20)	8大生活習慣病入院給付金 給付限度の型 30日型 60日型 120日型	詳細は82ページ	
女性医療特約(20)	入院型 女性疾病入院給付金 給付限度の型 30日型 60日型 120日型	詳細は83ページ	
	入院・手術型 女性特定手術給付金		
	乳房再建術給付金		
特定女性疾病通院治療特約	特定女性疾病通院治療給付金	詳細は84ページ	
特定3疾病一時給付特約(25)	がん一時給付金 / 心疾患一時給付金 / 脳血管疾患一時給付金 給付金の型 Ⅰ型 Ⅱ型	詳細は86ページ	
がん診断特約(25)	がん診断給付金 給付金の型 Ⅰ型 Ⅱ型	詳細は90ページ	

次ページに続く

特定3疾病保険料払込免除特約(25)	特定3疾病で所定の理由に該当されたときは、以後の保険料のお払込みを免除します。 特約の型 Ⅰ型 Ⅱ型	詳細は92ページ	主契約の保険料払込期間満了まで
がん・介護保険料払込免除特約	がんまたは要介護状態で所定の理由に該当されたときは、以後の保険料のお払込みを免除します。		
薬剤治療特約(21)	支払対象薬剤Ⅰ型 抗がん剤型 抗がん剤治療給付金	詳細は93ページ	一生涯保障
	自由診療抗がん剤治療給付金		
	特定薬剤治療給付金 給付限度の型 120回型		
終身保険特約(低解約返戻金型)	死亡保険金・高度障害保険金	詳細は95ページ	
介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)	死亡保険金・介護保険金・高度障害保険金		
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるときは、所定の範囲内で保険金を前払請求することができます。		

＊ご加入にあたって、給付に関する型(特約の型など)についてはメディケア生命所定の制限があります。
＊この保険には、原則として「責任開始期に関する特約」が付加されています。この特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、お申込みを受け付けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。詳しくは**「注意喚起情報」**の**[責任開始期について]**[**第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。**]、**「ご契約のしおり」**の**[責任開始期について]**をご確認ください。

5 主契約における給付金のお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

医療終身保険(無解約返戻金型)(20)（主契約）

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
災害入院給付金	不慮の事故による傷害により1日以上入院されたとき	入院給付日額×入院日数 **【初期入院10日給付特則が適用されている場合】** ≪継続した1回の入院の入院日数が10日以内≫ 入院給付日額×10倍 ≪継続した1回の入院の入院日数が11日以上≫ 入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき30日型は30日分、60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1095日分。
疾病入院給付金	疾病により1日以上入院されたとき	入院給付日額×入院日数 **【初期入院10日給付特則が適用されている場合】** ≪継続した1回の入院の入院日数が10日以内≫ 入院給付日額×10倍 ≪継続した1回の入院の入院日数が11日以上≫ 入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき30日型は30日分、60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1095日分。 **【特定3疾病入院無制限給付特則が適用されている場合】** 特定3疾病により入院された場合は、1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。 **【8大生活習慣病入院無制限給付特則が適用されている場合】** 8大生活習慣病により入院された場合は、1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。
手術給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき	**≪入院中の手術≫** ＜Ⅰ型＞ 基本給付金額×10倍 ＜Ⅱ型＞ 基本給付金額 ×10･20･50倍 **≪外来の手術≫** ＜Ⅰ型・Ⅱ型＞ 基本給付金額×5倍 **【外来手術増額特則が適用されている場合】** ＜Ⅰ型・Ⅱ型＞ 基本給付金額×10倍 （不妊治療を目的とする場合は基本給付金額×5倍）	通算限度なし

次ページに続く

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
放射線治療給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療を受けられたとき	＜Ⅰ型＞ 基本給付金額×10倍 ＜Ⅱ型＞ 基本給付金額×20倍	通算限度なし （60日に1回）
骨髄移植給付金	疾病により、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術を受けられたとき	＜Ⅰ型＞ 基本給付金額×10倍 ＜Ⅱ型＞ 基本給付金額×50倍	通算限度なし
骨髄ドナー給付金	責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に骨髄幹細胞の採取手術を受けられたとき	＜Ⅰ型・Ⅱ型＞ 基本給付金額×10倍	通算限度なし

*基本給付金額とは、主契約の手術給付金、放射線治療給付金、骨髄移植給付金および骨髄ドナー給付金のお支払金額の基準となる金額です。基本給付金額が0円のときは、これらの給付金の保障はありません。

- 特定３疾病、８大生活習慣病は以下のとおりです。
  特定３疾病:がん･心疾患･脳血管疾患
  ８大生活習慣病:がん･心疾患･脳血管疾患･糖尿病･高血圧性疾患･肝疾患･膵疾患･腎疾患
- がんには上皮内がんを含みます。
- **特定３疾病入院無制限給付特則および8大生活習慣病入院無制限給付特則が適用されていない場合、かつ基本給付金額が0円の場合で、災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数がいずれも通算して1095日に達したときは、その1095日目に達することとなったこれらの給付金のお支払理由が生じた日の翌日からご契約は消滅します。**

災害入院給付金および疾病入院給付金について

- 入院の原因を問わず、災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、災害入院給付金、疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて90日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。
- 初期入院10日給付特則が適用されている場合、入院日数が10日以内の継続した1回の入院に対して災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払いするときは、実際の入院日数にかかわらず災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払いする日数が10日あったものとみなして、通算限度に算入します。
- なお、上記の結果、災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払いする日数が通算限度の1095日を超えるときは、その超過した日数分については入院給付金をお支払いしません。ただし、次のいずれかに該当する入院は超過した日数分もお支払いします。
  ･特定３疾病入院無制限給付特則が適用されている場合の特定３疾病による入院
  ･８大生活習慣病入院無制限給付特則が適用されている場合の８大生活習慣病による入院

次ページに続く

手術給付金について

●手術給付金のお支払金額を算出する倍率は、手術給付金等の型に応じて下表のとおりです。

【Ⅰ型】

入院中に受けられた手術	基本給付金額 × 10倍
外来手術（入院外で受けられた手術）	基本給付金額 × 5倍 **【外来手術増額特則が適用されている場合】** 基本給付金額 ×10倍 （不妊治療を目的とする場合は基本給付金額×5倍）

【Ⅱ型】

	開頭術・開胸術・開腹術	左記以外
特定３疾病の治療を目的とする入院中に受けられた手術	基本給付金額 × 50倍	基本給付金額 × 20倍
上記以外の入院中に受けられた手術	基本給付金額 × 20倍	基本給付金額 × 10倍
外来手術（入院外で受けられた手術）	基本給付金額 × 5倍 **【外来手術増額特則が適用されている場合】** 基本給付金額 ×10倍 （不妊治療を目的とする場合は基本給付金額×5倍）	

●不妊治療を目的とする手術は、人工授精、採卵、採精、胚移植等の被保険者の身体に医師が器具を用いて直接操作を加える手術に限り、お支払いします。

●同一の日に2つ以上の手術を受けられたときでも、重複してお支払いしません。この場合、最も手術給付金のお支払金額の高いいずれか1つの手術を受けられたものとします。

●医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定対象となる手術についてはその手術の開始日にのみ手術を受けられたものとみなします。

●医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されることとされている区分番号にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を複数回受けられた場合は、手術を受けられた日から60日間（同一手術期間）については、最も手術給付金のお支払金額の高いいずれか1つの手術を受けられたものとします。

次ページに続く

ご注意

<各給付金共通>

■災害入院給付金・疾病入院給付金のお支払理由が同一の日に重複した場合でも、重複してお支払いしません。

■災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金、骨髄移植給付金または骨髄ドナー給付金のうち、同一の種類の給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類の給付金を重複してお支払いしません。

<手術給付金について>

■以下の手術はお支払いの対象となりません。

・傷の処理（創傷処理、デブリードマン）
・切開術（皮膚、鼓膜）
・抜歯手術
・骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
・異物除去（外耳、鼻腔内）
・鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
・皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術、魚の目・タコ手術（鶏眼・胼胝切除術）
・涙点プラグ挿入術および涙点閉鎖術

■不妊治療を目的とする手術について、医科診療報酬点数表における手術料のうち手術等管理料が算定されるもの（採取された卵子もしくは精子、受精卵または胚の管理・保存等）は、お支払いの対象となりません。

<放射線治療給付金について>

■お支払いは60日に1回を限度とします。

■血液照射はお支払いの対象となりません。

<骨髄ドナー給付金について>

■提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は、お支払いの対象となりません。

6 各特約における給付金などのお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

がん責任開始日について

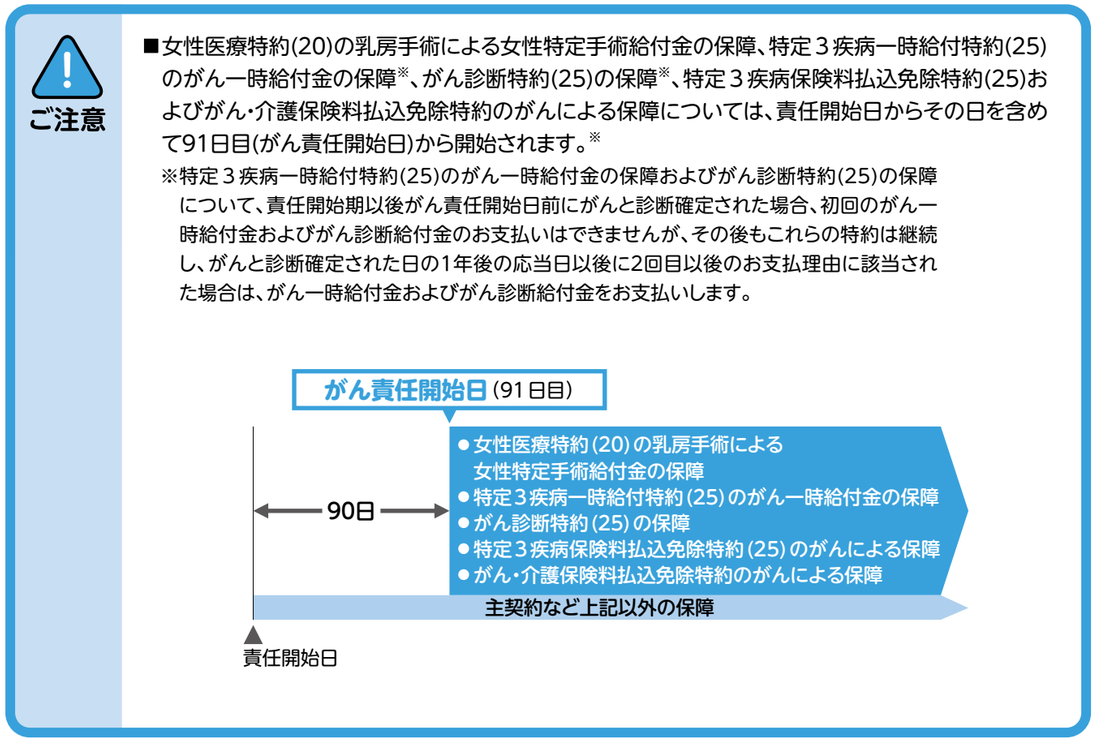

ご注意

■女性医療特約(20)の乳房手術による女性特定手術給付金の保障、特定３疾病一時給付特約(25)のがん一時給付金の保障※、がん診断特約(25)の保障※、特定３疾病保険料払込免除特約(25)およびがん・介護保険料払込免除特約のがんによる保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。※

※特定３疾病一時給付特約(25)のがん一時給付金の保障およびがん診断特約(25)の保障について、責任開始期以後がん責任開始日前にがんと診断確定された場合、初回のがん一時給付金およびがん診断給付金のお支払いはできませんが、その後もこれらの特約は継続し、がんと診断確定された日の1年後の応当日以後に2回目以後のお支払理由に該当された場合は、がん一時給付金およびがん診断給付金をお支払いします。

責任開始前にがんと診断確定されていた場合について

ご注意

<女性医療特約(20)の入院・手術型、特定３疾病保険料払込免除特約(25)または がん・介護保険料払込免除特約を付加した場合>

■**がん責任開始日**前(①)にがんと診断確定されていた場合で、その診断確定された日からその日を含めて180日以内(②)にご契約者からこれらの特約の無効のお申出があったときは、お申出のあった特約を無効とします。

なお、お申出がないときは、特約を継続します。この場合、その後、新たにがんと診断確定されても、継続した特約の乳房手術による女性特定手術給付金および乳房再建術給付金はお支払いせず、または保険料のお払込みを免除しません。

＊告知義務違反・重大事由による解除の場合は、無効をお申し出いただくことはできません。

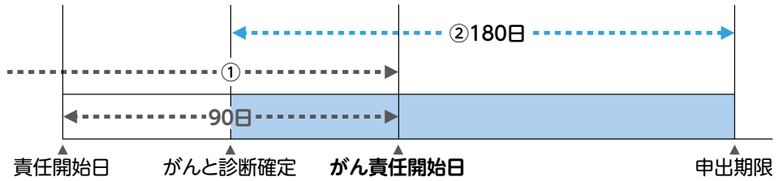

<特定３疾病一時給付特約(25)を付加した場合>

■**責任開始期**前(①)にがんと診断確定されていた場合で、その診断確定された日からその日を含めて180日以内(②)にご契約者から無効のお申出があったときは、この特約を無効とします。

なお、お申出がないときは、特約を継続します。この場合、その後、新たにがんと診断確定されても、継続した特約のがん一時給付金はお支払いしません。

＊告知義務違反・重大事由による解除の場合は、無効をお申し出いただくことはできません。

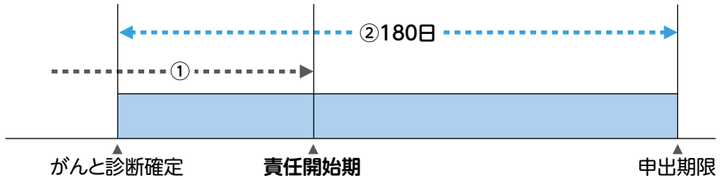

<がん診断特約(25)を付加した場合>

■**責任開始期**前にがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているといないとにかかわらず、この特約は無効となります。

＊無効とは、これらの特約の効力が初めからなかったものとすることをいいます。

先進医療・患者申出療養特約(21)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
先進医療・患者申出療養給付金	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養による療養を受けられたとき	先進医療・患者申出療養にかかわる技術料相当額(自己負担額)	先進医療・患者申出療養給付金と先進医療・患者申出療養一時給付金を通算して2,000万円
先進医療・患者申出療養一時給付金		15万円	

●先進医療・患者申出療養にかかわる技術料とは、受療した先進医療・患者申出療養に対する被保険者の自己負担額として、医療機関によって定められた金額をいいます。

●**先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いが通算して2,000万円に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。**

ご注意

■ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けられた日現在において、先進医療または患者申出療養の対象となっている医療技術は、先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いの対象となります。**一方、ご加入時点で先進医療または患者申出療養の対象であった医療技術であっても、療養を受けられた日現在において、一般の保険診療に導入されている(公的医療保険制度の給付対象となっている)、承認取消などの事由によって先進医療または患者申出療養ではなくなっているなどの場合には、先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金をお支払いできません。**

■**先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。**

■**患者申出療養とは厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。**

■先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いは60日に1回を限度とします。

■同一の先進医療または患者申出療養において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。そのため、同一の先進医療または患者申出療養を60日を超えて受療されても先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いは1回のみとなります。

■先進医療または患者申出療養にかかわる技術料(自己負担額)が「0」である場合、先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金をお支払いしません。

■同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

先進医療特約(11)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
先進医療給付金	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかわる技術料相当額(自己負担額)	先進医療給付金と先進医療一時給付金を通算して2,000万円
先進医療一時給付金		5万円	

●先進医療にかかわる技術料とは、受療した先進医療に対する被保険者の自己負担額として、医療機関によって定められた金額をいいます。

●**先進医療給付金および先進医療一時給付金のお支払いが通算して2,000万円に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。**

ご注意

■ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けられた日現在において、先進医療の対象となっている医療技術は、先進医療給付金および先進医療一時給付金のお支払いの対象となります。**一方、ご加入時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けられた日現在において、一般の保険診療に導入されている(公的医療保険制度の給付対象となっている)、承認取消などの事由によって先進医療ではなくなっている場合には、先進医療給付金および先進医療一時給付金をお支払いできません。**

■**先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。**

■先進医療一時給付金のお支払いは60日に1回を限度とします。

■同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。そのため、同一の先進医療を60日を超えて受療されても先進医療一時給付金のお支払いは1回のみとなります。

■先進医療にかかわる技術料(自己負担額)が「0」である場合、先進医療給付金および先進医療一時給付金をお支払いしません。

■同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

がん自由診療特約

お支払いする給付金	お支払理由		お支払金額	お支払限度
がん自由診療給付金	がんにより、1つの診療計画にもとづき行われた右記のいずれかの療養を受けられたとき	厚生労働大臣が定める先進医療以外の所定の公的医療保険制度における評価療養による療養	評価療養による療養に対する費用と同額	通算1億円（1つの診療計画にもとづく療養について3,000万円）
		特定病院において受けられた所定の自由診療による療養	1つの診療計画にもとづき行われた次の療養の費用の合計額 ①自由診療による療養に対する費用と同額 ②上記①以外のがんの治療を目的とする療養に対する費用と同額 ③自由診療による療養とあわせてなされた所定の食事療養および生活療養に要する費用と同額	

＊診療計画とは、入院診療または外来診療に関する診療計画のことをいいます。

- がんには上皮内がんを含みます。
- がん自由診療給付金のお支払金額のもととなる費用については、被保険者がその療養を受けられた病院または診療所に支払うべき費用を限度とします。
- 所定の自由診療による療養を受けられたことによるがん自由診療給付金のお支払金額のもととなる費用については、その自由診療による療養を受けられた特定病院が定める料金規程にもとづいて算定される金額（料金規程にもとづく算定ができない場合は、その特定病院の長等により承認された金額）の合計額を限度とします。
- 1つの診療計画において複数回にわたって同一の所定の評価療養による一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなし、それらの療養に対する費用をまとめてお支払いします。
- 1つの診療計画において複数回にわたって所定の自由診療による療養を受けられたときは、それらの療養を1回の療養とみなし、それらの療養に対する費用をまとめてお支払いします。
- 同一の所定の評価療養または所定の自由診療による療養が複数回にわたって継続して行われた場合で、その継続して行われた療養について複数の診療計画が作成されたときは、それらの診療計画を1つの診療計画とみなします。
- 診療計画にもとづき行われた所定の評価療養または所定の自由診療による療養が、その診療計画における治療期間をこえて行われた場合は、その評価療養または自由診療による療養が継続して行われていた期間中の療養は、その診療計画にもとづく療養とみなします。
- **がん自由診療給付金のお支払いが通算して1億円に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。**

次ページに続く

お支払いの対象となる評価療養および自由診療について

- お支払いの対象となる評価療養は、がん細胞の消滅、破壊または発育もしくは増殖の抑制を通じて、がんの治癒、再発予防もしくは症状緩和（骨転移による骨破損の抑制を含みます。）または延命を目的とする療養とします。ただし、療養を受けられた日現在において、公的医療保険制度における療養の給付の対象となる療養を除きます。
- お支払いの対象となる自由診療は、療養を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす療養とします。
  ①がん細胞の消滅、破壊または発育もしくは増殖の抑制を通じて、がんの治癒、再発予防もしくは症状緩和（骨転移による骨破損の抑制を含みます。）または延命を目的とする療養であること
  ②当該療養の実施が倫理的および科学的に妥当であること等を審査する機関（倫理審査委員会等の法令等にもとづいて設置される機関とします。）の審査を受け、特定病院の長等に実施を許可された療養であること
  ③公的医療保険制度において保険給付がなされるべき療養以外の療養であること

特定病院について

- 特定病院とは、療養を受けられた時点において、次の①～③のいずれかに該当する日本国内の病院または診療所（名称が変更となった場合は、変更後の名称を含みます。）のことをいいます。

①厚生労働大臣による指定または承認を受けている次の病院
- ・都道府県がん診療連携拠点病院
- ・地域がん診療連携拠点病院
- ・国立研究開発法人国立がん研究センター
- ・特定領域がん診療連携拠点病院
- ・地域がん診療病院
- ・小児がん拠点病院
- ・小児がん中央機関
- ・がんゲノム医療中核拠点病院
- ・がんゲノム医療拠点病院（がんゲノム医療中核拠点病院またはがんゲノム医療拠点病院により、がんゲノム医療連携病院として選定された病院を含みます。）
- ・特定機能病院

②都道府県知事による指定または承認を受けている次の病院または診療所
- ・都道府県におけるがん診療機能の充実を図るために必要な病院として、都道府県知事が指定する病院または診療所
- ・地域医療支援病院

③公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められている日本臨床腫瘍学会認定研修施設

特定病院に該当する病院または診療所の詳細は、メディケア生命ホームページの「特定病院ナビ」
(https://tokuteibyouin.medicarelife.com/search/)**を**
ご確認ください。
「特定病院ナビ」でご確認できない場合などは、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。

次ページに続く

ご注意

■以下の費用は、所定の自由診療による療養を受けられたことによるがん自由診療給付金のお支払金額には含まれません。
・公的医療保険制度における評価療養または、厚生労働大臣が定める患者申出療養による療養に対する費用に相当する費用
・公的医療保険制度における選定療養のうち、差額ベッド代に相当する費用
・妊孕性温存療法に対する費用
・遺伝子パネル検査に対する費用
・医師に意見を求める行為(セカンドオピニオン等)に要した費用
・日常生活上のサービスにかかる費用(テレビ代、クリーニング代等)および文書の発行にかかる費用(診断書代等)
■同一の被保険者において、メディケア生命のがん自由診療特約を重複して付加することはできません。

入院一時給付特約(20)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額
入院一時給付金	主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をされたとき	継続した1回の入院につき、入院一時給付金額

●入院の原因を問わず、主契約の災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、主契約の疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、主契約の災害入院給付金、主契約の疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて90日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。
●入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされるときは、入院一時給付金は1回分のみお支払いします。
●**主契約に特定3疾病入院無制限給付特則および8大生活習慣病入院無制限給付特則が適用されていない場合で、主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数がいずれも通算して1095日に達したときは、その1095日目に達することとなったこれらの給付金のお支払理由が生じた日の翌日からこの特約は消滅します。**

通院治療特約(23)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
通院治療給付金	主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院の原因となった傷害または疾病の治療を目的として、次の通院対象期間中に、通院をされたとき ①入院の原因が、特定3疾病以外のときは、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間 ②入院の原因が、特定3疾病のときは、その入院の退院日の翌日からその日を含めて5年以内の期間	通院治療給付日額×通院日数	①入院の原因が、特定3疾病以外のときは、継続した1回の入院につき30日分。通算では1095日分。 ②入院の原因が、特定3疾病のときは、特定3疾病による通院対象期間中の通院については、継続した1回の入院に対する通院のお支払限度および通算限度を超えてお支払いします。

●特定3疾病は以下のとおりです。
がん・心疾患・脳血管疾患
●がんには上皮内がんを含みます。
●入院の原因を問わず、主契約の災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、主契約の疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、主契約の災害入院給付金、主契約の疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて90日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。
●継続した1回の入院とみなされるときは、次のとおりとします。
・2回以上の入院のうち主契約の入院給付金が支払われる最後の入院の退院日をお支払理由に定める退院日とします。
・最初の入院の退院日後、最後の入院の入院日前までの間に、入院の直接の原因の治療を目的として通院されたときは、その通院については、1回の通院対象期間中の通院とみなします。
●**主契約に特定3疾病入院無制限給付特則および8大生活習慣病入院無制限給付特則が適用されていない場合で、主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数がいずれも通算して1095日に達したときは、その1095日目に達することとなったこれらの給付金のお支払理由が生じた日の翌日からこの特約は消滅します。**

ご注意

■通院には、往診を含みます。ただし、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院などは、お支払いの対象となりません。
■1日に2回以上の通院をされた場合は、1回の通院とみなします。
■2つ以上の傷害または疾病の治療を目的とした1回の通院の場合、重複してお支払いしません。
■入院されている日に通院されたときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であると否とにかかわらず、お支払いしません。

継続入院・在宅療養収入サポート特約

お支払いする給付金			お支払理由	お支払金額	お支払限度
Ⅱ型		短期継続入院・在宅療養収入サポート給付金	次のいずれかに該当したと医師によって診断されたとき ①入院・在宅療養状態に該当し、その状態が14日以上継続したとき ②特定入院・在宅療養状態に該当し、その状態が14日以上継続したとき	基本給付金額	①入院・在宅療養状態による場合について10回 ②特定入院・在宅療養状態による場合について3回 ①と②を通算して13回 (同一月にいずれか1回)
Ⅱ型	Ⅰ型	継続入院・在宅療養収入サポート給付金	次のいずれかに該当したと医師によって診断されたとき ①入院・在宅療養状態に該当し、その状態が30日以上継続したとき ②特定入院・在宅療養状態に該当し、その状態が30日以上継続したとき	基本給付金額×6倍	①入院・在宅療養状態による場合について10回 ②特定入院・在宅療養状態による場合について3回 ①と②を通算して13回 (同一月にいずれか1回)

●給付金対象期間中に、短期継続入院・在宅療養収入サポート給付金または継続入院・在宅療養収入サポート給付金のお支払理由に該当されたときは、これらの給付金をお支払いしません。

●**継続入院・在宅療養収入サポート給付金のお支払いが通算して13回に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた日の翌日からこの特約は消滅します。**

●**継続入院・在宅療養収入サポート給付金をお支払いした場合で、その給付金の給付金対象期間中にこの特約の保険期間が満了するときは、その給付金のお支払理由が生じた日の翌日からこの特約は消滅します。**

＊給付金対象期間とは、継続入院・在宅療養収入サポート給付金をお支払いする場合における、継続入院・在宅療養収入サポート給付金のお支払理由に該当した日からその5か月後の応当日までの期間のことをいいます。

入院・在宅療養状態および特定入院・在宅療養状態について

●入院・在宅療養状態および特定入院・在宅療養状態はそれぞれ下表のとおりです。

	入院・在宅療養状態	特定入院・在宅療養状態
	精神疾患以外の疾病または傷害により、①、②(1)、②(2)のいずれかの状態に該当すること	**精神疾患**により、①、②(1)のいずれかの状態に該当すること
①入院	医師による治療または柔道整復師による施術(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限ります。)が必要であり、かつ自宅等での治療または施術が困難なため、医療機関に入り、常に医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念されること	
②在宅療養 (ただし、①の入院と同一の原因により、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始された在宅療養に限ります。)	(1)医師による治療が必要であるため、公的医療保険制度の給付対象となる、医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料(往診料および救急搬送診療料を除きます。)の算定対象となる診療行為等にもとづき、日本国内の自宅等において治療に専念されること	
	(2)医師による治療が必要であるため、医師の指示にもとづき、軽い家事および必要最小限の外出を除き、日本国内の自宅等において治療に専念されること なお、軽労働または座業ができる場合は、在宅療養をされているとはいいません。	—

次ページに続く

●精神疾患以外の疾病または傷害により、次のいずれかに該当されたときは、入院・在宅療養状態が継続しているものとみなします。
・入院の退院日またはその翌日に入院または在宅療養を開始した場合
・在宅療養の終了日またはその翌日に入院または在宅療養を開始した場合

●精神疾患により、次のいずれかに該当されたときは、特定入院・在宅療養状態が継続しているものとみなします。
・入院の退院日またはその翌日に入院または在宅療養を開始した場合
・在宅療養の終了日またはその翌日に入院または在宅療養を開始した場合

●給付金対象期間満了の日以前に開始した入院・在宅療養状態または特定入院・在宅療養状態が給付金対象期間満了の日の翌日以後も継続したときは、その給付金対象期間満了の日の翌日に新たに入院・在宅療養状態または特定入院・在宅療養状態に該当されたものとみなします。

ご注意

■短期継続入院・在宅療養収入サポート給付金および継続入院・在宅療養収入サポート給付金のお支払いは、それぞれ同一月に1回を限度とします。

■給付金対象期間中に、短期継続入院・在宅療養収入サポート給付金または継続入院・在宅療養収入サポート給付金のお支払理由に該当されたときは、これらの給付金をお支払いしません。

損傷特約

お支払いする給付金			お支払理由	お支払金額	お支払限度
Ⅱ型	Ⅰ型	特定損傷給付金	次の①②のいずれかに該当されたとき ①傷害または疾病による骨折に対して治療を受けられたとき ②不慮の事故による傷害により、その事故の日からその日を含めて180日以内に、次のいずれかの損傷に対して治療を受けられたとき ・関節脱臼 ・筋肉・腱の断裂 ・靱帯の断裂 ・半月板の断裂 ・神経の断裂 ・熱傷	特定損傷給付金額	通算10回
Ⅱ型	Ⅰ型	重度特定損傷給付金	次の①②のいずれかに該当されたとき ①傷害または疾病による骨折に対して、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき ②不慮の事故による傷害により、その事故の日からその日を含めて180日以内に、次のいずれかの損傷に対して、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき ・関節脱臼 ・筋肉・腱の断裂 ・靱帯の断裂 ・半月板の断裂 ・神経の断裂 ・熱傷	特定損傷給付金額×2倍	通算10回
Ⅱ型	Ⅰ型	熱中症給付金	熱中症により、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において注射料の算定対象となる点滴注射を受けられたとき	特定損傷給付金額×20%	通算10回
Ⅱ型		損傷通院治療給付金	次のいずれかの通院対象期間中に通院をされたとき ①通院の原因が、不慮の事故による傷害のときは、その不慮の事故の日からその日を含めて180日以内の期間 ②通院の原因が、不慮の事故以外の外因による傷害または疾病による骨折のときは、その骨折が生じた日からその日を含めて180日以内の期間 ③通院の原因が、熱中症のときは、その熱中症が生じた日からその日を含めて180日以内の期間	損傷通院治療給付日額×通院日数	1回の通院対象期間につき30日分。通算では180日分。

●**この特約の給付金のお支払いがいずれも通算限度に到達したときは、その最後に通算限度に到達した給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。**

次ページに続く

ご注意

<特定損傷給付金および重度特定損傷給付金の共通事項について>

■同一の外因(不慮の事故等)によるお支払いは、1回を限度とします。
■同一の疾病により、かつ、同時期に発生した骨折に対するお支払いは、1回を限度とします。
■脊椎の圧迫骨折に対するお支払いは、1回を限度とします。
■神経の断裂については、一過性神経伝導障害に該当する場合はお支払いの対象となりません。
■熱傷については、直径2㎝以上の重度(深達性Ⅱ度およびⅢ度)の熱傷に該当しない場合または電撃傷に該当する場合はお支払いの対象となりません。

<特定損傷給付金について>

■筋肉・腱の断裂および靱帯の断裂については、ギプス等による固定や手術を要しない場合はお支払いの対象となりません。
■半月板の断裂については、手術を要しない場合はお支払いの対象となりません。

<重度特定損傷給付金について>

■以下の手術はお支払いの対象となりません。
・傷の処理(創傷処理、デブリードマン)
・切開術(皮膚、鼓膜)
・抜歯手術
・骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
・異物除去(外耳、鼻腔内)

<熱中症給付金について>

■同一の熱中症によるお支払いは、1回を限度とします。

<損傷通院治療給付金について>

■捻挫または打撲によるお支払いは、1回の通院対象期間ごとに10日分を限度とします。なお、特定損傷給付金の対象となる損傷(骨折、関節脱臼、筋肉・腱の断裂、靱帯の断裂、半月板の断裂、神経の断裂、熱傷)にも該当する場合のお支払いは、30日分を限度とします。
■通院には、往診を含みます。ただし、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院などはお支払いの対象となりません。
■1日に2回以上の通院をされた場合は、1回の通院とみなします。
■2つ以上の傷害または疾病の治療を目的とした1回の通院の場合、重複してお支払いしません。
■入院されている日に通院されたときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であると否とにかかわらず、お支払いしません。

8大生活習慣病入院特約(20)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
8大生活習慣病入院給付金	8大生活習慣病により1日以上入院されたとき	8大生活習慣病入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき30日型は30日分、60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1095日分。

● 8大生活習慣病は以下のとおりです。
がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病・高血圧性疾患・肝疾患・膵疾患・腎疾患
●がんには上皮内がんを含みます。
●直前の8大生活習慣病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて90日以内に開始した入院は、継続した1回の入院とみなします。
● **8大生活習慣病入院給付金の支払日数が通算して1095日に達したときは、その1095日目に達することとなったこの給付金のお支払理由が生じた日の翌日からこの特約は消滅します。**

女性医療特約(20)

お支払いする給付金		お支払理由	お支払金額	お支払限度
入院型	女性疾病入院給付金	責任開始期以後に発病した女性疾病により1日以上入院されたとき	女性疾病入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき30日型は30日分、60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1095日分。
入院・手術型	女性特定手術給付金	次のいずれかの手術を受けられたとき **【乳房手術】** がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより乳房手術を受けられたとき **【子宮摘出術】** 責任開始期以後に発生した傷害または疾病により子宮摘出術を受けられたとき **【卵巣摘出術】** 責任開始期以後に発生した傷害または疾病により卵巣摘出術を受けられたとき	女性疾病入院給付日額×30倍	通算限度なし
	乳房再建術給付金	女性特定手術給付金のお支払いの対象となった乳房について、乳房再建術を受けられたとき	女性疾病入院給付日額×100倍	1乳房につき1回

●女性疾病の例

女性特有の病気	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症、異常分娩(例:帝王切開)　など
女性に多い病気	鉄欠乏性貧血、低血圧症、リウマチ、膀胱炎、胆石症、メニエール病、骨粗しょう症　など
すべてのがん	乳がん、子宮がん、肺がん　など

●がんには上皮内がんを含みます。
●直前の女性疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて90日以内に開始した入院は、継続した1回の入院とみなします。
●**特約の型が入院型の場合で、女性疾病入院給付金の支払日数が通算して1095日に達したときは、その1095日目に達することとなったこの給付金のお支払理由が生じた日の翌日からこの特約は消滅します。**

ご注意

<女性特定手術給付金について>
■同一の日に同一の乳房に対する2つ以上の乳房手術を受けられたときでも、重複してお支払いしません。
■同一の日に2つ以上の子宮摘出術を受けられたときでも、重複してお支払いしません。
■同一の日に2つ以上の卵巣摘出術を受けられたときでも、重複してお支払いしません。
■異常分娩による手術、診断および生検等の検査のための手術、子宮頸管ポリープ切除術、卵管形成術などはお支払いの対象となりません。

<乳房再建術給付金について>
■お支払いは1乳房につき1回を限度とします。
■皮膚の欠損部を被覆するための植皮術はお支払いの対象となりません。

特定女性疾病通院治療特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
特定女性疾病通院治療給付金	特定女性疾病の治療を目的として、その特定女性疾病が属する疾病群の通院対象期間中に、通院をされたとき	特定女性疾病通院治療給付日額×通院日数	1回の通院対象期間ごとに30日分。がんによる通院対象期間中の通院については、お支払限度を超えてお支払いします。 (通院対象期間の設定限度は、疾病群ごとに6回)

●特定女性疾病の例および疾病群

乳房に関連する疾病群	乳腺炎、乳腺症、乳腺のう胞、乳房の良性新生物　など
子宮に関連する疾病群	子宮筋腫、子宮内膜症(子宮腺筋症、卵巣・卵管以外の部位に発症した場合を含む)、子宮のポリープ、子宮・外陰部・膣部の炎症　など
卵巣・卵管に関連する疾病群	卵巣のう腫、卵巣チョコレートのう胞(卵巣・卵管に発症した子宮内膜症)、卵巣の良性新生物　など
がん疾病群	すべてのがん(乳がん、子宮がん、肺がん　など)

●がんには上皮内がんを含みます。
●がんを原因として、乳房に関連する疾病群、子宮に関連する疾病群または卵巣・卵管に関連する疾病群のいずれかの疾病群に属する特定女性疾病を発病したときは、がん疾病群に属する特定女性疾病を発病したものとみなします。
●通院対象期間は疾病群ごとに設定し、次のいずれかの日(通院対象期間起算日)からその日を含めて180日以内の期間を、その特定女性疾病が属する疾病群の通院対象期間とします。
・特定女性疾病の治療を目的とする外来治療を受けられた日
・特定女性疾病の治療を目的とする入院の退院日の翌日
＊外来治療とは、通院中に受ける手術、放射線治療、骨髄移植術、薬剤治療(薬の処方も含まれます。)をいいます。
●通院対象期間の起算の原因となった特定女性疾病とは異なる疾病を原因とした通院であっても、同一の疾病群に属する疾病であれば特定女性疾病通院治療給付金のお支払いの対象となります。
●**通院対象期間の設定がすべての疾病群(4種類)において6回に達したときは、次の日のうち最も遅い日の翌日からこの特約は消滅します。**
・乳房に関連する疾病群の6回目の通院対象期間満了の日(その6回目の通院対象期間において、特定女性疾病通院治療給付金が30日支払われたときは、その30日目)
・子宮に関連する疾病群の6回目の通院対象期間満了の日(その6回目の通院対象期間において、特定女性疾病通院治療給付金が30日支払われたときは、その30日目)
・卵巣・卵管に関連する疾病群の6回目の通院対象期間満了の日(その6回目の通院対象期間において、特定女性疾病通院治療給付金が30日支払われたときは、その30日目)
・がん疾病群の6回目の通院対象期間満了の日

次ページに続く

ご注意

- ■妊娠または分娩を原因として、特定女性疾病を発病したときはお支払いの対象となりません。
- ■次の疾病などはお支払いの対象となりません。ただし、特定女性疾病を原因とする場合はお支払いの対象となる場合があります。
  - ・月経異常(月経困難症、月経前症候群等)
  - ・女性不妊症
  - ・更年期障害
  - ・子宮頸(部)びらん
  - ・異常出血のみの場合
- ■通院には、往診を含みます。ただし、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院などは、お支払いの対象となりません。
- ■1日に2回以上の通院をされた場合は、1回の通院とみなします。
- ■2つ以上の特定女性疾病の治療を目的とした1回の通院の場合、重複してお支払いしません。
- ■入院されている日に通院されたときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であると否とにかかわらず、お支払いしません。

特定3疾病一時給付特約(25)

お支払いする給付金	お支払理由		お支払金額	お支払限度
がん一時給付金	Ⅰ型	初回 がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき 2回目以後 直前のがん一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①②のいずれかに該当されたとき ①次のいずれかのがんと診断確定されたとき。ただし、そのがんについて初めて診断確定されたときに限ります。 (1)すでに診断確定されたがんが、内視鏡検査、画像検査または血液検査等により認められない状態になった後、再発したもの (2)すでに診断確定されたがんが、他の臓器に転移(リンパ節への転移を含みます。)したもの (3)すでに診断確定されたがんとは関係のない、新たに生じたがん ②診断確定されたがんの治療を目的として、入院を開始されたとき※1	基本給付金額	通算限度なし(1年に1回)
	Ⅱ型	初回 がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき 2回目以後 直前のがん一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①～④のいずれかに該当されたとき ①Ⅰ型のお支払理由①に該当するがんと診断確定されたとき ②Ⅰ型のお支払理由②に該当するがんによる入院を開始されたとき※1 ③診断確定されたがんの治療を目的として、次のいずれかに該当する通院をされたとき (1)支払対象薬剤(**ホルモン剤は含まれません。**)による薬剤治療のための通院 (2)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療のための通院 (3)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術のための通院 (4)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術のための通院 (5)厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養による療養のための通院 ④診断確定されたがんにより、がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、次のいずれかの緩和ケアを受けられたとき (1)公的医療保険制度の療養の給付の対象となる疼痛緩和薬による薬剤治療または神経ブロック (2)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療		

次ページに続く

お支払いする給付金	お支払理由		お支払金額	お支払限度
心疾患一時給付金	Ⅰ型	初回 責任開始期以後に発病した心疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①急性心筋梗塞の治療を目的とする入院を開始されたとき ②急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき 2回目以後 直前の心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①②の入院をされたとき※2、または③の手術を受けられたとき	基本給付金額	通算限度なし(1年に1回)
	Ⅱ型	初回 責任開始期以後に発病した心疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①心疾患の治療を目的とする入院を開始されたとき ②心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき ③心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療を受けられたとき 2回目以後 直前の心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①の入院をされたとき※3、または②の手術もしくは③の在宅医療を受けられたとき		
脳血管疾患一時給付金	Ⅰ型	初回 責任開始期以後に発病した脳血管疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①脳卒中の治療を目的とする入院を開始されたとき ②脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき 2回目以後 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①②の入院をされたとき※4、または③の手術を受けられたとき	基本給付金額	通算限度なし(1年に1回)
	Ⅱ型	初回 責任開始期以後に発病した脳血管疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①脳血管疾患の治療を目的とする入院を開始されたとき ②脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき ③脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療を受けられたとき 2回目以後 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①の入院をされたとき※5、または②の手術もしくは③の在宅医療を受けられたとき		

次ページに続く

＊薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいいます。ただし、臓器移植に伴う抗体関連拒絶反応の抑制を目的とする医薬品の投与等、発病したがんの治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方を除きます。

＊先進医療とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。

＊患者申出療養とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。

※1 直前のがん一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、がんの治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。

※2 直前の心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、以下のいずれかに該当されたときは、お支払理由に該当します。
・急性心筋梗塞の治療を目的とする入院を継続されているとき
・急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的とする入院を20日以上継続されているとき

※3 直前の心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、心疾患の治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。

※4 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、以下のいずれかに該当されたときは、お支払理由に該当します。
・脳卒中の治療を目的とする入院を継続されているとき
・脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的とする入院を20日以上継続されているとき

※5 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、脳血管疾患の治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。

がん一時給付金について

●がんには上皮内がんを含みます。

●病院等で処方せんを発行され、薬局等で薬剤を受け取ることとなる薬剤治療の場合は、処方せんを発行された日(紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの発行された日)を薬剤治療を受けられた日として取り扱います。

支払対象薬剤について

●支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。

①医薬品医療機器等法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること(公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療として使用された医薬品に限ります。)
または、
欧米で承認された所定の医薬品、かつ、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること

②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること

支払対象薬剤は、メディケア生命ホームページの「医薬品ナビ」
(https://iyakuhin.medicarelife.com/)**をご確認ください。**
がん一時給付金の支払対象薬剤にはホルモン剤は含まれませんので、ご注意ください。
「医薬品ナビ」でご確認できない場合などは、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。

次ページに続く

対象となる疼痛緩和薬・神経ブロックについて

項目	内容
対象となる疼痛緩和薬	オピオイド鎮痛薬(オピオイド受容体に親和性を示す化合物で、モルヒネに代表される鎮痛効果を有する医療用麻薬など)のことをいいます。
対象となる神経ブロック	医科診療報酬点数表に定める神経ブロック(局所麻酔剤またはボツリヌス毒素使用)または神経ブロック(神経破壊剤または高周波凝固法使用)のことをいいます。

*記載の内容は2025年2月現在のものです。今後、変更になる場合があります。

ご注意

<各給付金共通>

■同一の種類の給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類の給付金を重複してお支払いしません。

■診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。

■医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定対象となる手術についてはその手術の開始日にのみ手術を受けられたものとみなします。

<がん一時給付金について>

■処方せんを発行された場合でも、その処方せんにもとづく支払対象薬剤または疼痛緩和薬の支給を受けられていないときは、お支払いの対象となりません。

■**欧米で承認された所定の医薬品であっても、公的医療保険制度における評価療養の対象となる治験(医療機関によって定められた当該治験にかかる被保険者の負担額が「0」となる場合に限ります。)において使用された医薬品は、お支払いの対象となりません。**

■血液照射はお支払いの対象となりません。

■ドナー(骨髄提供者)の移植骨髄穿刺についてはお支払いの対象となりません。

■手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。

がん診断特約(25)

お支払いする給付金	お支払理由		お支払金額	お支払限度
がん診断給付金	Ⅰ型	初回 がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき 2回目以後 直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①②のいずれかに該当されたとき ①次のいずれかのがんと診断確定されたとき。ただし、そのがんについて初めて診断確定されたときに限ります。 (1)すでに診断確定されたがんが、内視鏡検査、画像検査または血液検査等により認められない状態になった後、再発したもの (2)すでに診断確定されたがんが、他の臓器に転移(リンパ節への転移を含みます。)したもの (3)すでに診断確定されたがんとは関係のない、新たに生じたがん ②診断確定されたがんの治療を目的として、入院を開始されたとき※	がん診断給付金額	通算限度なし(1年に1回)
	Ⅱ型	初回 がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき 2回目以後 直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①～④のいずれかに該当されたとき ①Ⅰ型のお支払理由①に該当するがんと診断確定されたとき ②Ⅰ型のお支払理由②に該当するがんによる入院を開始されたとき※ ③診断確定されたがんの治療を目的として、次のいずれかに該当する通院をされたとき (1)支払対象薬剤(**ホルモン剤は含まれません。**)による薬剤治療のための通院 (2)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療のための通院 (3)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術のための通院 (4)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術のための通院 (5)厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養による療養のための通院 ④診断確定されたがんにより、がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、次のいずれかの緩和ケアを受けられたとき (1)公的医療保険制度の療養の給付の対象となる疼痛緩和薬による薬剤治療または神経ブロック (2)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療		

次ページに続く

*薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいいます。ただし、臓器移植に伴う抗体関連拒絶反応の抑制を目的とする医薬品の投与等、発病したがんの治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方を除きます。
*先進医療とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。
*患者申出療養とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。
※直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、がんの治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。
●がんには上皮内がんを含みます。
●病院等で処方せんを発行され、薬局等で薬剤を受け取ることとなる薬剤治療の場合は、処方せんを発行された日(紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの発行された日)を薬剤治療を受けられた日として取り扱います。

支払対象薬剤について

●支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。
①医薬品医療機器等法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること(公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療として使用された医薬品に限ります。)
または、
欧米で承認された所定の医薬品、かつ、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること
②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること

支払対象薬剤は、メディケア生命ホームページの「医薬品ナビ」
(https://iyakuhin.medicarelife.com/)**をご確認ください。**
がん診断特約(25)の支払対象薬剤にはホルモン剤は含まれませんので、ご注意ください。
「医薬品ナビ」でご確認できない場合などは、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。

対象となる疼痛緩和薬・神経ブロックについて

項目	内容
対象となる疼痛緩和薬	オピオイド鎮痛薬(オピオイド受容体に親和性を示す化合物で、モルヒネに代表される鎮痛効果を有する医療用麻薬など)のことをいいます。
対象となる神経ブロック	医科診療報酬点数表に定める神経ブロック(局所麻酔剤またはボツリヌス毒素使用)または神経ブロック(神経破壊剤または高周波凝固法使用)のことをいいます。

*記載の内容は2025年2月現在のものです。今後、変更になる場合があります。

ご注意
■処方せんを発行された場合でも、その処方せんにもとづく支払対象薬剤または疼痛緩和薬の支給を受けられていないときは、お支払いの対象となりません。
■**欧米で承認された所定の医薬品であっても、公的医療保険制度における評価療養の対象となる治験(医療機関によって定められた当該治験にかかる被保険者の負担額が「0」となる場合に限ります。)において使用された医薬品は、お支払いの対象となりません。**
■血液照射はお支払いの対象となりません。
■診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。
■ドナー(骨髄提供者)の移植骨髄穿刺についてはお支払いの対象となりません。
■手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。

特定3疾病保険料払込免除特約(25)

特約の型に応じて、以下の理由のいずれかに該当されたときは、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます。)のお払込みを免除します。

特定3疾病	特約の型	お払込免除の理由
がん	Ⅰ型・Ⅱ型	がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき
心疾患	責任開始期以後に発病した心疾患により、次のいずれかに該当されたとき	
	Ⅰ型	①急性心筋梗塞の治療を目的とする入院を開始されたとき ②急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき
	Ⅱ型	①心疾患の治療を目的とする入院を開始されたとき ②心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき ③心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療を受けられたとき
脳血管疾患	責任開始期以後に発病した脳血管疾患により、次のいずれかに該当されたとき	
	Ⅰ型	①脳卒中の治療を目的とする入院を開始されたとき ②脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき
	Ⅱ型	①脳血管疾患の治療を目的とする入院を開始されたとき ②脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき ③脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療を受けられたとき

●がんには上皮内がんを含みます。
●同一の契約において、特定3疾病保険料払込免除特約(25)とがん・介護保険料払込免除特約を重複して付加することはできません。

がん・介護保険料払込免除特約

以下の理由のいずれかに該当されたときは、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます。)のお払込みを免除します。

対象疾病等	お払込免除の理由
がん	がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき
要介護状態	責任開始期以後に発生した傷害または疾病により、公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき

●がんには上皮内がんを含みます。
●同一の契約において、特定3疾病保険料払込免除特約(25)とがん・介護保険料払込免除特約を重複して付加することはできません。

薬剤治療特約(21)

お支払いする給付金			お支払理由		お支払金額	お支払限度
支払対象薬剤Ⅰ型	抗がん剤型	抗がん剤治療給付金	がん	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した**がん**の治療を目的として、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき	抗がん剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、抗がん剤治療給付金額	通算限度なし(同一月に1回)
		自由診療抗がん剤治療給付金		初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した**がん**の治療を目的として、支払対象薬剤による薬剤治療を受けられたとき。ただし、抗がん剤治療給付金のお支払理由に該当する場合を除きます。	自由診療抗がん剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、抗がん剤治療給付金額×2倍	通算24回(同一月に1回)
		特定薬剤治療給付金		次のいずれかに該当されたとき	特定薬剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、特定薬剤治療給付金額	通算120回(同一月に1回)
			心疾患	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した**心疾患**の治療を目的として、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき		
			脳血管疾患	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した**脳血管疾患**の治療を目的として、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき		

＊薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいいます。ただし、手術・処置・検査の際の血液凝固を防止することを目的とする医薬品の投与や臓器移植に伴う抗体関連拒絶反応の抑制を目的とする医薬品の投与等、発病した疾病の治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方を除きます。

●病院等で処方せんを発行され、薬局等で薬剤を受け取ることとなる薬剤治療の場合は、処方せんを発行された日(紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの発行された日)を薬剤治療を受けられた日として取り扱います。

抗がん剤治療給付金および自由診療抗がん剤治療給付金について

●がんには上皮内がんを含みます。

支払対象薬剤について

●支払対象薬剤は、特約の型、対象疾病に応じて下表のとおりです。

特約の型		対象疾病	支払対象薬剤	
支払対象薬剤Ⅰ型	抗がん剤型	がん	抗がん剤(ホルモン剤含む)	がん細胞を破壊、または増殖を抑える薬
		心疾患	抗血栓薬	血栓を溶かしたり、血栓をできにくくする薬
		脳血管疾患		

次ページに続く

●抗がん剤治療給付金および特定薬剤治療給付金の支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。
①医薬品医療機器等法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること
②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること

●自由診療抗がん剤治療給付金の支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。
①次のいずれかに該当する医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること
・先進医療または患者申出療養による薬剤治療として使用された医薬品
・欧米で承認された所定の医薬品のうち、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた医薬品
②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること

＊先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。
＊患者申出療養とは厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。

支払対象薬剤は、メディケア生命ホームページの「医薬品ナビ」(https://iyakuhin.medicarelife.com/)をご確認ください。
「医薬品ナビ」でご確認できない場合などは、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。

ご注意

<各給付金共通>
■処方せんを発行された場合でも、その処方せんにもとづく支払対象薬剤の支給を受けられていないときは、お支払いの対象となりません。
■お支払いは同一月に1回を限度とします。

<支払対象薬剤について>
■自由診療抗がん剤治療給付金の支払対象薬剤について、**欧米で承認された所定の医薬品であっても、公的医療保険制度における評価療養の対象となる治験(医療機関によって定められた当該治験にかかる被保険者の負担額が「0」となる場合に限ります。)において使用された医薬品は、お支払いの対象となりません。**
■心疾患および脳血管疾患の支払対象薬剤について、**シクロオキシゲナーゼを阻害する医薬品およびその配合剤にはお支払いの対象外となるものがあります。**
(お支払いの対象外となる薬剤の例)
●アスピリン
●アスピリン・ダイアルミネート
●アスピリン・ランソプラゾール配合剤
＊記載の内容は2025年2月現在のものです。今後、変更になる場合があります。

終身保険特約(低解約返戻金型)

お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額
死亡保険金	死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき	死亡保険金額と同額

●**高度障害保険金をお支払いした場合は、高度障害保険金のお支払理由に該当された時からこの特約は消滅します。**

●同一の契約において、終身保険特約(低解約返戻金型)と介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を重複して付加することはできません。

ご注意

■死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。

介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)

お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額
死亡保険金	死亡されたとき	死亡保険金額
介護保険金	公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき	死亡保険金額と同額
高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき	死亡保険金額と同額

●**介護保険金または高度障害保険金をお支払いした場合は、介護保険金または高度障害保険金のお支払理由に該当された時からこの特約は消滅します。**

●同一の契約において、終身保険特約(低解約返戻金型)と介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を重複して付加することはできません。

ご注意

■死亡保険金・介護保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。

リビング・ニーズ特約

●余命6か月以内と判断されるとき、終身保険特約(低解約返戻金型)または介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)の死亡保険金の全部または一部を前払請求することができます。

お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額
リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額※から、対応する6か月分の利息および特約の保険料相当額を差し引いた金額

※特約基準保険金額とは、リビング・ニーズ保険金を支払う際に基準となる保険金額をいい、次のいずれか小さい金額を限度として、ご請求の際に被保険者に指定していただきます。
・請求日における終身保険特約(低解約返戻金型)または介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)の死亡保険金額
・3,000万円(被保険者おひとりにつき3,000万円を限度とします。なお、限度額は将来変更することがあります。)

次ページに続く

●この特約を付加する場合には、同一のご契約に終身保険特約(低解約返戻金型)または介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)が付加されていることを要します。主契約に付加された終身保険特約(低解約返戻金型)または介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)が消滅した場合、この特約は消滅します。

●リビング・ニーズ保険金のお支払いは、1契約につき1回を限度とします。**リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。**

●リビング・ニーズ保険金のお支払金額、ご請求、お支払い後のお取扱いについて、詳しくは**「ご契約のしおり」**の**[特約について]**をご確認ください。

ご注意

■リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に、死亡保険金、介護保険金または高度障害保険金の支払請求を受け、その保険金をお支払いするときは、リビング・ニーズ保険金をお支払いしません。

■リビング・ニーズ保険金をお支払いする際には、特約基準保険金額から所定の金額を控除します。万一、請求日から早期に亡くなられた場合には、請求されなかった場合と比べてお支払金額が少なくなります。

■リビング・ニーズ保険金をお支払いしたときは、対応する終身保険特約(低解約返戻金型)または介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)は請求日にさかのぼって消滅または減額されたものとします。なお、これに伴う解約返戻金のお支払いはありません。

■同一の被保険者において、メディケア生命のリビング・ニーズ特約を重複して付加することはできません。

7 保険料のお払込免除については以下のとおりです。

●特定３疾病保険料払込免除特約(25)およびがん・介護保険料払込免除特約の付加にかかわらず、所定の高度障害状態になられたとき、または不慮の事故による傷害により、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。

*特定３疾病保険料払込免除特約(25)およびがん・介護保険料払込免除特約を付加した場合の保険料のお払込免除については、92ページをご確認ください。

8 配当金については以下のとおりです。

●この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。

9 解約返戻金・死亡保険金については以下のとおりです。

●主契約については、保険料払込期間中の解約返戻金や死亡保険金はありません。
ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約または死亡されたときは、主契約の入院給付日額の10倍相当額の解約返戻金または死亡返還金があります。

●主契約に付加された特約(終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を除く)は、保険期間を通じて解約返戻金や死亡保険金がありません。

●終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。ご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

給付金などのお支払いについて、詳しくは
「ご契約のしおり」「約款」「給付金・保険金などのお手続き・お支払いガイドブック」をご確認ください。

25048816

特にご注意いただきたい事項

注意喚起情報

■この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
■特に給付金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分については必ずご確認ください。また、現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることを記載していますので、必ずご確認ください。
■この「注意喚起情報」のほか、**「契約概要」「ご契約のしおり」「約款」**についてもご確認ください。
■なお、主な保険用語のご説明については**「ご契約のしおり」**をご参照ください。

1 健康状態・職業などについてありのままをお知らせください。(告知義務)

詳しくは**「ご契約のしおり」**の**[健康状態・職業などの告知について]**をご参照ください。

告知義務について

●ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。
●生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。
したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
●**ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業などメディケア生命がおたずねすることについて、ありのままを正しくお知らせ(告知)ください。**

生命保険募集人への告知について

●メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む。以下同じ)は告知を受領する権限がありません。
したがって、生命保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

告知義務違反について

●故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、**ご契約を解除することがあります。**
●ご契約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする理由が発生していても、これを**お支払いできないことがあります。**
また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも詐欺による取消しを理由として、**給付金などをお支払いできないことがあります。**

2 傷病歴などがある場合は、健康診断書や追加の詳しい告知などが必要となることがあります。

詳しくは**「ご契約のしおり」**の**[健康状態・職業などの告知について]**をご参照ください。

お引受けについて

●ご契約のお引受けについては、告知の内容などの結果から無条件もしくは条件付でご契約をお引き受けさせていただくことや、ご契約をお断りすることもあります。
●健康に不安を抱えている方には、引受範囲を拡大した商品を販売しております。詳しくは募集代理店またはメディケア生命コールセンターまでお問い合わせください。

3 責任開始期について

●責任開始期に関する特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、お申込みを受け付けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。
●一部の給付金など(下記①の保障)は、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から保障が開始されます。※1

①	乳房手術による女性特定手術給付金の保障、がん一時給付金の保障※1、がん診断給付金の保障※1、特定３疾病保険料払込免除特約(25)のがんによる保障およびがん・介護保険料払込免除特約のがんによる保障
②	主契約など上記以外の保障

※1 がん一時給付金の保障およびがん診断給付金の保障について、責任開始期以後がん責任開始日前にがんと診断確定された場合のお取扱いは71ページ(契約概要)「⚠ご注意」をご確認ください。
＊骨髄ドナー給付金は、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日から保障が開始されます。

保障開始の例

第1回保険料の払込方法が口座振替の場合

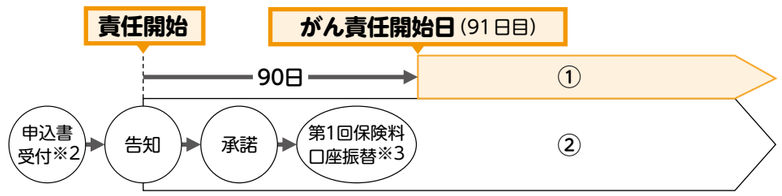

※2 申込書受付とは、メディケア生命または募集代理店がお客さまより申込書を受領することをいいます。ただし、申込画面への入力によるお申込みのときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信することをいいます。
※3 第1回保険料の払込方法がクレジットカードの場合は「クレジットカードが有効かつ第1回保険料が利用限度額内であることの確認」に、第1回保険料の払込方法が振込みの場合は「第1回保険料振込み」に、「第1回保険料口座振替」を読み替えます。
＊責任開始期に関する特約が付加されない場合については、**「ご契約のしおり」**の**[責任開始期について]**をご参照ください。

生命保険募集人について

●生命保険募集人は、お客さまとメディケア生命の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。
また、ご契約の成立後にご契約内容などを変更される場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。

＊保険契約締結の「媒介」と「代理」については**「ご契約のしおり」**の**［生命保険募集人について］**をご参照ください。

4 申込日※1または注意喚起情報の交付日※2のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録※3によりクーリング・オフ※4ができます。

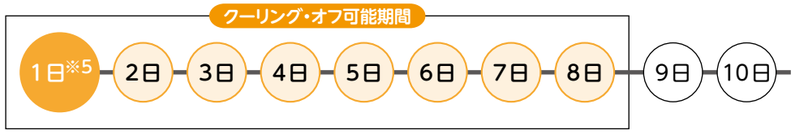

※1 申込画面への入力によるお申込みのときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命に発信された日とします。
※2 郵送によりお受取りになった場合は、「注意喚起情報の交付日」を「注意喚起情報の配達日」と読み替えるものとします。注意喚起情報の電磁的交付を希望された場合は、WEB版「契約概要・注意喚起情報等」のご案内を添付したメールの受信日になります。
※3 電磁的記録によるお申出の主たる窓口として、メディケア生命ホームページに専用フォームを設置しています。
※4 お申込みの撤回またはご契約の解除のことをいいます。
※5 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日。

●申込者またはご契約者（以下、「申込者等」といいます。）は、書面または電磁的記録によりクーリング・オフを申し出ることができます。この場合、すでにお払い込みいただいた金額を返還いたします。

●**親権者または後見人の同意が必要なご契約の場合、電磁的記録によりお申し出いただいた際には、別途親権者または後見人のご署名（自署）を書面でご提出いただく必要があります。一度のお手続きを希望される場合は、書面でお申出をしてください。**書面には親権者または後見人の氏名（自署）もあわせてご記入ください。

お申出の方法

<書面の場合>

●書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間（8日以内）にメディケア生命あて送付してください。この場合、以下の事項をご記入ください。

【送付先】
〒135-0033　東京都江東区深川1−11−12　メディケア生命保険株式会社 契約審査部

①クーリング・オフする旨
②申込者等の氏名、フリガナ
③被保険者の氏名、フリガナ
④【親権者・後見人の同意が必要なご契約の場合】
　親権者・後見人の氏名（自署）、フリガナ
⑤申込者等の生年月日
⑥申込者等の住所
⑦申込者等の電話番号
⑧保険商品名
＊ 証券番号がおわかりになる場合は、あわせてご記入ください。
⑨募集代理店名（保険ショップ・銀行などの募集代理店を通じてお申し込みされた場合のみ）
⑩【保険料をお払込み済みの場合】
（契約者ご本人名義の口座をご記入ください。）
　金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義
⑪クーリング・オフの理由
⑫申込者等ご本人さまによるご署名

<書面の記入例>

＊個人情報保護のため、封書によるお申出をお願いいたします。

メディケア生命保険株式会社 御中
私は以下の申込みを撤回します。

申込者等	メデ　タロウ 目出　太郎
被保険者	メデ　タロウ 目出　太郎
親権者・後見人	メデ　ハナコ 目出　花子
生年月日	●年●月●日
住所	〒135-0033 東京都江東区深川○-○-○
電話番号	03-○○○○-○○○○
保険商品名	新メディフィットA
証券番号	12345678901
募集代理店名	○○代理店

第１回保険料は以下の口座へ振り込んでください。

返金先口座	●●銀行　●●支店 普通　口座番号●●●●●●●
口座名義	目出　太郎

■クーリング・オフの理由

○年○月○日

目出　太郎

差し支えなければ、クーリング・オフの理由をご記入ください。
（例）・商品内容を再検討したいため。　・家族からの反対があったため。
　　・他社の保険に加入するため。　　・資金が必要となったため。

<電磁的記録の場合>

●クーリング・オフ可能期間（8日以内）にお申出をしてください。
なお、メディケア生命ホームページの専用フォームからのお申出の場合は、メディケア生命から受付完了メールを送付しますので、お申出後に受付完了メールが届いたことを確認してください。
【専用フォーム】
https://www.medicarelife.com/contractor/cooling-off/
この場合、専用フォームの案内に沿って必要事項を入力してください。

●ご契約の内容変更の場合には、**クーリング・オフはできません。**

●クーリング・オフと行き違いに保険証券が到着した場合は、メディケア生命コールセンターにご連絡ください。

【ご連絡先】 メディケア生命コールセンター
0120-315056

5 給付金などのお支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

詳しくは「**ご契約のしおり**」の［**給付金などをお支払いできない場合について**］をご参照ください。

給付金などをお支払いできない場合の例

- **責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合**
  ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いすることがあります。
  ＊がん責任開始日前にがんと診断確定された場合は71、72ページ（契約概要）「⚠ご注意」をご確認ください。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、主契約または特約が告知義務違反により解除となった場合（ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、給付金などをお支払いします。）
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約の締結について詐欺によりご契約が取り消された場合や給付金などの不法取得目的があってご契約が無効となった場合（なお、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。）
- 給付金などの免責事由に該当した場合（例：ご契約者または被保険者などの故意または重大な過失によるときなど）

6 第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。

詳しくは「**ご契約のしおり**」の［**保険料について**］をご参照ください。

第1回保険料猶予期間満了による無効について

- 第1回保険料については、第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約が無効となった場合は、ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなるため、給付金などのお支払理由が発生していても給付金などはお支払いしません。また、ご契約が失効した場合と異なり、ご契約の復活はお取り扱いしません。
- このお取扱いによりご契約が無効となった場合、無効となったご契約のご契約者が再度メディケア生命の保険契約をお申し込みされる際には、責任開始期に関する特約は付加できません。

＊第1回保険料の払込期間は責任開始日から、その日の属する月の翌々月末日までとなります。
第1回保険料の猶予期間は第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から末日までとなります。

7 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約が失効します。万一失効した場合でも、所定の期間内であれば、ご契約の失効を取り消すことや復活を請求することができます。

詳しくは「**ご契約のしおり**」の［**保険料について**］をご参照ください。

失効・失効取消・復活について

- 保険料払込期月中にお払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日（失効日）から効力がなくなります（失効）。失効中にお支払理由が発生しても給付金などはお支払いしません。（失効が取り消された場合を除きます。）
- 万一ご契約が失効した場合でも、失効取消期間中（失効日から猶予期間満了の日の属する月の翌月末日まで）であれば、延滞した保険料をお払い込みいただくことで失効日にさかのぼって失効を取り消し、ご契約を有効な状態に戻すことができます（失効取消）。（すでにご契約の解約を請求されている場合を除きます。）
  この場合、健康状態などについての告知は不要です。
- 万一ご契約が失効し、失効取消期間が経過した場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。（すでにご契約の解約を請求されている場合を除きます。）
  この場合、告知と合わせて、延滞した保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。
- ご契約の復活をメディケア生命が承諾した場合には、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。（一部の給付金などのがんによる保障については、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した日から、その日を含めて91日目（がん責任開始日）から開始されます。※1）

  ※1 がん一時給付金の保障およびがん診断給付金の保障について、責任開始期以後がん責任開始日前にがんと診断確定された場合のお取扱いは71ページ（契約概要）「⚠ご注意」をご確認ください。

8 解約返戻金について

- 主契約は、保険料払込期間中の解約返戻金がありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約されたときは、主契約の入院給付日額の10倍相当額の解約返戻金があります。
- 終身保険特約（低解約返戻金型）および介護保障付終身保険特約（低解約返戻金型）は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合※2の70%としています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。ただし、保険料払込期間が満了しても、保険料がすべて払い込まれていない場合には、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。

  ※2 保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはありません。
- 上記以外の特約は、保険期間を通じて解約返戻金がありません。

9 死亡保険金について

●主契約は、保険料払込期間中の死亡保険金がありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に被保険者が死亡されたときは、主契約の入院給付日額の10倍相当額の死亡返還金があります。
●終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)以外の特約は、保険期間を通じて死亡保険金がありません。
●円滑なご請求のためにも、ご契約者から死亡返還金受取人などに、事前にご契約内容などについてご説明ください。

10 生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

詳しくは「**ご契約のしおり**」の[**生命保険契約者保護機構について**]をご参照ください。

削減される場合について

●生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが**削減されることがあります。**
●メディケア生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。
「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件が変更される可能性があり、お受取りになる保険金額、年金額、給付金額などが**削減されることがあります。**

生命保険契約者保護機構	TEL **03-3286-2820**	受付時間　月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く): 午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

11 現在ご加入のご契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている方は、ご契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

詳しくは「**ご契約のしおり**」の[**健康状態・職業などの告知について**]
[**その他の諸手続きについて**]をご参照ください。

不利益となる点について

<現在ご加入の保険契約について不利益となる点>
●新たにお申込みの保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約は元に戻せないことがあります。
●現在ご加入の保険によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
●特にご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
●一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
●現在のご契約については、一般的に特約の中途付加・追加契約などの方法により保障内容を見直すことができる場合があります。

<新しい保険契約について不利益となる点>
●新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによっては**お断りすることがあります。**
●一般のご契約と同様に告知義務があるため、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知がされなかったために新たなご契約が**解除または取消しとなることもあります。**
●現在ご加入の保険契約のままであればお支払いできる場合であっても、責任開始期前の発病などの場合には、給付金などが支払われないことがあります。
●新たにお申込みの保険契約の責任開始期前に現在のご契約を解約された場合、保障のない期間が発生してしまう場合があります。
●新たなご契約の責任開始日から一定期間、保険金・給付金などのお受取りができない場合があります。
●保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などは、現在のご契約と新たなご契約とでは異なる場合があります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなることがあります。
＊予定利率については、「**ご契約のしおり**」の[**主な保険用語のご説明**]をご参照ください。

12 メディケア生命の組織形態について

メディケア生命の組織形態について

●保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、メディケア生命は「株式会社」です。
●株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

13 ご請求手続きに際しては、給付金などをもれなくご請求いただくために、複数の給付金などのお支払理由に該当しないかご確認ください。

詳しくは「**ご契約のしおり**」の［**給付金などのご請求手続きについて**］、
「**給付金・保険金などのお手続き・お支払いガイドブック**」の
［**給付金・保険金などをもれなくご請求いただくための確認について**］をご参照ください。

ご請求されるときには

- お客さまからのご請求に応じて、給付金などをお支払いしますので、お支払理由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。
- 給付金などのお支払理由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、**複数の給付金などのお支払理由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。**
  お支払理由に該当していると思われる場合は、被保険者の傷病名・障害状態などをご確認のうえメディケア生命コールセンターにお問い合わせください。
- 給付金などのお支払いの可否については、メディケア生命が決定させていただきます。

ご注意

- ■被保険者が複数のご契約に加入されている場合がありますので、それぞれのご契約についてご確認ください。
- ■メディケア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所などの連絡先を変更された場合は必ずご連絡ください。
- ■契約内容の変更を行った場合、保険証券への表示を省略することがあります。この場合、代わりに変更後の内容を記載した書面を送付いたします。

14 被保険者が給付金などをご請求できない場合、被保険者に代わって、指定代理請求人が、給付金などをご請求することができます。

詳しくは「**ご契約のしおり**」の［**代理請求制度について**］をご参照ください。

指定代理請求人の条件について

- 指定代理請求人は給付金などの請求時において、次のいずれかの範囲内であることが必要です。
  ・被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、甥姪
  ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族　　など

円滑なご請求のために

- 給付金などの円滑なご請求のためにも、ご契約者から指定代理請求人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。

15 その他お申込みにあたってご確認いただきたい事項について

ご記入またはご入力について

- 申込書または申込画面、告知書または告知画面は、必ずご契約者および被保険者ご自身でご記入またはご入力ください。
- ご記入またはご入力後は、内容を十分お確かめのうえ、ご自身で署名等してください。

領収証について

- 第1回保険料充当金をお払い込みいただく際に、領収証は発行いたしません。
- 振込控などはご契約成立後にメディケア生命から送付する保険証券が到着するまで大切に保管してください。

減額について

- 主契約の入院給付日額・基本給付金額を減額されるときは、減額前後で入院給付日額と基本給付金額の割合は変わりません。
- 薬剤治療特約(21)(抗がん剤型を除く)の抗がん剤治療給付金額・特定薬剤治療給付金額を減額されるときは、減額前後で抗がん剤治療給付金額と特定薬剤治療給付金額の割合は変わりません。

特約の中途付加について

- リビング・ニーズ特約を除き、特約の中途付加のお取扱いはありません。

16 お申込内容などの確認にお伺いすることがあります。

確認について

- メディケア生命の確認担当社員またはメディケア生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後、または給付金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
- ご契約の際(お申込み時など)に、運転免許証や健康保険証などで、ご本人であることを確認させていただきます。

17 生命保険契約に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情については、メディケア生命コールセンターおよび一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。

●メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、以下のメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

メディケア生命コールセンター
0120-315056

生命保険相談所について

●「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法にもとづき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決(ADR)機関です。メディケア生命は、生命保険協会との間で紛争解決など業務に関する生命保険会社の義務などを定めた契約を締結しております。
・一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
・なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。
●ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、下記の協会ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/

18 この商品は預金ではありません。

この商品について

●**この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。**
したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません。(預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。)

19 税務のお取扱いについて

*税務のお取扱いは、2025年2月現在のものです。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。
*個別の税務のお取扱い等については、所轄の税務署または税理士などにご確認ください。

生命保険料控除について

●生命保険料控除の種類には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。
●お払込みになる保険料は、主契約と特約のそれぞれについて、次のとおり控除の種類が異なります。

対象となる保険料	控除の種類
終身保険特約(低解約返戻金型)、介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)	一般生命保険料控除
主契約、上記以外の特約	介護医療保険料控除

給付金などの税法上のお取扱いについて

死亡返還金・死亡保険金のお取扱い

●ご契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係によって、次のとおり死亡返還金・死亡保険金に対する税金が異なります。

契約形態	契約例			税法上のお取扱い
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
ご契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)・住民税
ご契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税

●受取人は、被保険者が死亡された後は変更できません。
●一般的に、贈与税は、相続税に比べ税率が高くなります。

非課税扱いの特典について

●被保険者が受け取られる次の給付金などは、全額非課税となります。

●災害入院給付金	●通院治療給付金	●乳房再建術給付金
●疾病入院給付金	●短期継続入院・在宅療養収入サポート給付金	●特定女性疾病通院治療給付金
●手術給付金	●継続入院・在宅療養収入サポート給付金	●がん一時給付金
●放射線治療給付金	●特定損傷給付金	●心疾患一時給付金
●骨髄移植給付金	●重度特定損傷給付金	●脳血管疾患一時給付金
●骨髄ドナー給付金	●熱中症給付金	●がん診断給付金
●先進医療・患者申出療養給付金	●損傷通院治療給付金	●抗がん剤治療給付金
●先進医療・患者申出療養一時給付金	●8大生活習慣病入院給付金	●自由診療抗がん剤治療給付金
●先進医療給付金	●女性疾病入院給付金	●特定薬剤治療給付金
●先進医療一時給付金	●女性特定手術給付金	●高度障害保険金
●がん自由診療給付金		●介護保険金
●入院一時給付金		●リビング・ニーズ保険金

25048826

MEMO

MEMO